形式的にやつた株主總會には時に眞實の決議が存在しない場合が起る。この總會の決議は外觀的には、それらしいものがあつても眞實に決議が存在しなければ法律的には當然無效である。

(2)　權限外の決議をした場合

株主總會が意思機關として與へられた權限外の決議をなした時は法律上當然無效である。

(3)　決議の內容が法規に違反した場合

總會の決議內容が法規で定めたことに反する時は法律上當然無效である。例へば決議の內容が公序良俗に反するとか、また小數株主の總會招集の權限を剝奪しまたは制限するとか、特定の株主に株金拂込の義務を免除するとか、全額拂株がないのに增資の決議をするといふやうなことは法規に違反する故當然無效である。

(ロ)　決議無效の訴

前記のやうな法律上當然無效でなく、招集の手續、その決議の方法が法規または定款に違反した時は訴訟によつてだけ、その無效を主張することが出來るのである（現商第百六十條第一項）。改正商法では法規または定款違反の他に著るしく不公正なる時も訴訟することが出來るが、それは決議の無效主張ではなく決議の取消を請求することが出來ることに改正された（改商第二百四十七條第一項）。こういふやうに取消の請求としたのは無效の請求といふ言葉が正しくないからだ。それならば訴を起し得る者は誰れであるかと云へば株主、取締役または監査役であり、この決議無效の訴（改正商法では決議取消の訴）は決議の日から

一ヶ月內に提起しなければならないし（改商第二百四十八條　現商第百六十三條ノ二）、またそれは本店所轄の地方裁判所に提起するのである。

それならば法規または定款に違反する時とは、どんな時か？

(I)　招集手續の法規または定款違反

(イ)　招集通知を總會の日から二週間前に發しなかつたとか、その通知を一部の株主にだけ通知した時

(ロ)　無記名株を發行した時に總會開催の旨並に總會の目的事項を公告せず、または公告しても總會の日から三週間前になさなかつた時

(ハ)　招集通知書に會議の目的事項（卽ち議案または議事日程）を記載しなかつた時

(ニ)　招集形式に就て特に定款に規定したが、招集に就てその規定に從はなかつた時等

(II)　決議方法の法規または定款違反

(イ)　特別決議を要する際に通常決議に依つた時（改商第二百四十七條第一項）

(ロ)　贊票でないのを加へ議決權の過半數の計算を誤つた時

(ハ)　決議に特別利害關係者を加へた時

(ニ)　委任狀を提出しない者に代つて投票せしめた時

(ホ)　法定期間に株券を供託しない無記名株主を投票せしめた時

（ハ）株主でない者、または代理人でないものを投票させた時

（ト）法規に定めた以上の投票權を與へた場合、例へば一株一票であるのを二票與へるといふが如く

（チ）定款で特別に決議方法を定めたにも拘らず、これを無視した時、例へば通常決議を出席株主の過半數でなく株主總數の三分の一以上の出席を要し、その過半數を要するといふ規定を定めながら、これに依らない時

等である。尙株主は現行法では、(1)株主總會に於て決議に對し不當なることの異議を申立てた時または(2)出席が正當の理由なくして拒まれた時に限つて(3)また出席しない場合は自分に對する總會招集の手續が法規または定款に違反することを理由とする時に限つて無效の訴を提起することが出來るのである（現商第百六十條第二項）。それから、ここに注意を要することは改正商法では總會の決議に就て特別の利害關係者は投票に參加することは出來ないが、その決議といふのが頗る不當なもので、若し特別の利害關係株主が決議權を行使したならば、その決議を阻止出來得たものである時は、その株主は訴訟によつて決議の取消または變更を請求することが出來るやうになつた（改商第二百五十三條）。

前記のやうな決議無效の訴をなした場合、その決議無效が何等理由のない時は會社は、そのため非常な損害を受けるかも知れない。そこで、こういふ場合重大なる過失や惡意で株主が訴訟したならば、その株主は會社に對し損害賠償の責がある。この用意として會社は株主が決議無效（改正商法は取消）の訴を起した時は株主に相當の擔保を提供することを請求することが出來るし、そういふ場合、株主は擔保を提供することが必要である。だが取締役または監査役が提起する時は、この限りではない（改商第二百四十九條、現商第百六十三條ノ三）。

この總會決議無效の訴を管轄地方裁判所に提起するには次のやうな書式に依るのである。

株主總會決議無效宣告請求ノ訴

請求ノ一定ノ目的

一定ノ申立記載ノ通リニ候

一定ノ申立

昭和何年何月何日東京市何區何町何番地何々株式會社本社ニ於テナシタル被告何々株式會社第何回定時株主總會ノ決議ハ無效ナリトノ宣告並ニ訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

請求ノ原因

原告　住所　何々株式會社株主　何某

原告　住所　何々株式會社株主　何某

被告　右法定代理人取締役　住所　何々株式會社　何某

一、原告等ハ被告何々株式會社ノ株主ナル處被告何某ハ昭和何年何月何日前記本店ニ於テ第何回定時株主總會ヲ招集スル旨ノ通知ヲ發シ且右總會ノ日ニ於テ右總會ノ通知事項通リ可決シ之ヲ正當ナル決議トセリ

二、然ル處右株主總會ノ第一議案ハ定款變更ニシテ隨ツテ特別決議ヲ要スベキ處定足數不足シタルニ依リ株主ノ代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ提出セザル代理人ヲ決議ニ參加セシメ特別決議ヲ假想シタルハ商法第貳百九條ノ規定ニ反スルモノト認ムルヲ以テ原告等ハ商法第百六十三條ニヨリ其決議ノ無効宣告ヲ求ムル爲メ本訴ニ及ビタル次第ナリ

證據方法及添附書類

一、、、、、、、

一、、、、、、、

昭和何年何月何日

東京地方裁判所御中

右　何　某㊞

何　某㊞

以上のやうに決議無效の訴を提起した時は口頭辯論は決議の後一ヶ月を經過しなければ開始することが出來ない（改商第二百四十八條第二項現商第百六十三條第二項）。そして現行法では無效の訴訟を起したことに就て訴の提起者、その訴の趣旨、訴提起の期日及裁判所並に口頭辯論の期日を取締役が遲滯なく公告することが必要である（現商同條第三項）。

斯やうにして裁判の結果、その決議が不當と認められ無效（改正商法では取消）と確定したならば、その效力は何時から初まるか、別な言葉で云へば無效判決の確定の時からか、それとも前に溯つて決議の時から無效になるものであるかに就ては學界の議論は對立するが、それは決議の時に溯つて無效となると解するものが多いし、また理論的にも正しいやうだ。判決などでも決議の時に溯つて無効として居る。またこの無效の判決の效力は訴訟を起した人以外の株主に對しても及ぶものである。

次に既に總會決議事項として登記を終つたものが無效（取消）として判決を下された時は、そのことに就て本店及支店の所在地に於て登記をなすことが必要である（改商第二百五十條現商第百六十三條ノ四）。また改正商法では裁判所に決議取消の訴が提起された場合、裁判所がその決議の內容とか會社の現況とか其の他一切の事情を斟酌して、その取消をさせることが却つて不適當だと認定する時は、それを棄却することが出來るやうにして（改商第二百五十一條）實情に添ふやうにした。

第五節　株主總會の實相

株主總會は理論から云へば會社の意思を定める最高機關だとして頗る重視されるものだが實際は、この株主總會が本當の意味に於て活用されず、ただ形式的の存在だと云はれて居る。まつたく形式的に株主總會をやつて居るものがあり、甚だしいのは事實は全然株主總會を開かずただ株主總會に關する書類だけを作つて如何にも株主總會を開いて決議したやうに拵へ上るものがあるといふ。

また一面からみれば、こういふことになるのも會社ばかりの責任でなく株主も、その一端の責任を負

はねばならぬもので、それは株主總會を開いても自分自らが出席して議決權を行ふものは寡く、また委任狀による出席も餘り多くはない。これは結局株主が眠つて居るので株主としての權利を與へられて居り乍ら、それを有效に使はないのである。多くの株主にはただ配當が確實に規則正しく、且つ高率にもらへれば、それで滿足で議決權を使ふなどといふ考への人は遺憾乍ら至つて寡くなつて來た。これは我國だけでなく世界的のことで殊に優先株主には、そういふ考の株主が多い。それだから、こういふ株主は議決權を奪はれたり制限されたりしても、そう痛痒を感じない。これが議決權のない株式の生れる原因だ。

それならば我國の株主は決議權を、どれ程有效に使つて居るか、別言すれば株主總會へ出席する者がどの程度にあるか？　これに就て商大の增地庸治郎助教授が實際的の研究をして發表されて居るがそれは頗る興味があるので、ここにその一端を紹介してみよう。これによつて觀ても株主自身の出席による議決權の行使は非常に寡い。調査會社百六十の中、出席數の最も多かつた京都電燈では九百九十三名も出て居るが寡い青梅電鐵は僅かに二名しかない。また群馬水電は五名、南洋貿易、朝鮮郵船、朝鮮紡織は六名の程度である。相當有名な會社でもさうである。まして有名無實の小會社や泡沫會社の出席振りは想像に難くなく豫想外に形式的の株主總會が多い事であらうことは頷け得る。

前記の數字は、ただ出席者數であるが、これを株主數に對照して、どの程度の割合で出席者があるかを觀れば青梅鐵道の如きは、やはり割合も低く僅かに〇・二四％であり、最も出席率の多いのは大阪毛織の四八・六％であり平均は一・三七％であるといふ。これは結局株主千人に就て九百八十六名は出席しないで僅かに十四名ばかりの出席で會社の決議を定めて居るのであり、案外に小數株主が會社の意思を定めて居ることが判る。

次に自分は出席しないが委任狀によつて出席に代へるものがある。この委任狀出席でも我々が想像するほど多くは無く案外に、まつたく棄權するものが多い。棄權は代議士や府縣會議員の選擧ばかりではない。この委任狀出席者は寡い處では福島紡績は僅かに二名といふ狀態であり、また株主に對する委任狀提出率から云へば新潟鐵工場が一番低く〇・二％であるといふ。これを平均すると總株主の四割弱しか委任狀出席するものがないといふから株主の半數は先づ委任狀さへも屑籠へ捨てる組で議決權を行使せず、ただ配當を受けることを目的とする人達と考へて、そう誤りはない。以上の實際調査から觀ても株主總會の實相が想像出來るが、この點は株主として大いに反省すべき問題であり、また會社としても大いに考慮すべき問題だ。だが會社が支配の問題を考へる時は、この株主總會の出席者の寡いのは一つの附目ではある。

第六節　會社の統制形態

近代の株式會社の一傾向として株主は株主總會に出席し議決權を行使して會社の經營に參加出來るのに拘らず頗る多くの株主は既に述べたやうに自分で出席しないで、委任狀を會社に送つて出席に

代へるか、または委任狀さへ送らずこれを紙屑籠に捨てて平然として居る。この中委任狀出席は形の上から云へば出席と同じであるが實質的には、その委任されるもの卽ち代理人は通常株主以外を許さないし、また代理者を指定せず白紙委任狀として置くため取締役の自由となるもので結果に於ては委任狀を屑籠に投げ捨てたと大差はない。これは結局株式會社がだんだん大規模化して、そのため株式が汎く我々大衆に分散されて居ることから來て居るので株式が大衆の手に渡つて居ることが多ければ多いほど、そのことは强く顯はれるのである。こういふ譯で株主であり乍ら議決權を行使しないで、ただ利益配當さへあればよいといふやうに株式の所有といふことだけを目的とする階級が殖へて來たのである。そこで會社の統制に變化が起つて居るのである。理論的に云へば株式會社を自分の自由に支配する完全な統制のためには株式の過半數を所有しなければならない。そうでなければ株主總會で、會社の意思を定めるに過半數の投票を得ることは出來ないからだ。そのためには一族的に株式の大半を所有して株式が大衆の手に餘り渡らぬやうにするか或は自分の大資本をバックとして株式の過半數を占領して置かねばならない。處が株式會社が巨大化すると獨りで、また一族で株式の大半を所有することは難かしくなり、その反面に於て株式は、どんどんあらゆる方面に分散される。こういふやうに株式所有が民衆化して社會の各階級に廣く分散されると、この中には株式を財産と心得て居るだけで、議決權を行使しやうとしないものが出て來るためには株式の過半數を持たなく共會社を統制することが出來るのである。そこで近代の株式會社では現實に會社の活動を指揮する經營と會社の經營者を自由にする支配統制と株式の單なる所有との三つがだんだん分離されて來るやうになつて來たが、これは何としても見逃せない特色だ。ここに於て過半數の株式所有を以て會社を統制する從來の形に變化が起つて來た。現代の株式會社では、どういふ形態に於て會社の統制が行はれてゐるかを知ることは非常に意義がある。次の說明はアメリカのコロンビア大學教授バール及ミーンズの說明を土臺としたものである。彼等の研究によると株式會社の統制形態には五つある。

1、殆んど完全に株式を所有することによる統制
2、過半數統制
3、過半數所有によらぬ法的手段による統制
4、小數統制
5、經營者統制

(1)　殆んど完全に株式を所有することによる統制

これは一個人または一族的に殆んど株式の全部を所有して會社の經營者任免の權利は勿論會社を統制する權利をも持つ形である。この形に數へられるものは株式を八十パーセント以上所有する場合である。それ故この形は所謂個人會社に見られる譯だがアメリカでも、最早この形は激減して四乃至六パーセントの程度しかない。我國ではこの形態は三井とか三菱とか住友とか古河とかいふやうな大財閥を背景とする會社にみられるが、社會情勢の變化から株式公開が新時代の流行となつたため

三井、三菱の如き財閥をバックとするものにもこの形は漸次滅びて來た。この統制の形に於ては株式の所有と統制との分離は殆んどない。

(2) 過半數統制

これは株式の過半數を持つことによつて會社の統制權を得る形である。これが通常の形である。この過半數統制に於ては漸く所有といふものと統制といふものとが分離して來たことを意味するのである。この形に屬するものは我國でも相當に多い。

(3) 過半數所有によらぬ法的手段による統制

株數の過半數を所有しないで會社を支配統制する法的手段は漸次發達して來たが、その中心をなすものは持株會社とかコンツエルンとか云はれるものである。持株會社といふのは他の會社を支配するためにその會社の株式を所有するのであり、この場合支配される會社を從屬會社とか子會社とかいふのである。通常直系會社とか姉妹會社とか云はれるものには持株會社の形をなして居るものがある。我國でも最近はこの持株會社の完全な形が見られるやうになつて來た。例へば日本產業の如きは、その典型的な純粹な持株會社で日產が支配統制して居る會社には鑛業方面に日本鑛業、日本產業ゴム、合同土地、山田炭鑛、中央土木、日本產業汽船、帝國土木工業、臺灣鑛業があり、また水產方面に日本合同工船、新興水產、合同漁業、日本食料工業、共同漁業、日本水產、共同水產、三共水產、戶畑魚市場、高速冷藏汽船、日本捕鯨、南米水產、ボルネオ水產、日本魚網船具、蓬業漁業公司、南洋水產があり、工業方面では日立製作所、大阪鐵工所、日產自動車、向島船渠、原田造船、日立電力、戶畑鑄物、東京飛行機製作所、大同燐寸、朝日マッチ、鮮マッチ、大連マッチ、靜岡マッチ、日本マッチ、下津マッチがあり、また其他として大連中央土地、中央火災傷害保險等がある。勿論これ等は直系傍系全部を抱括してである。尙日產の他に持株會社として代表的なものは日本窒素、滿鐵、日本電工、三共製藥等がある。ここに滿鐵と三共の持株會社としての現狀を示せば次のやうである。現在持株會社としての滿鐵は直系會社十四、傍系會社數十、合計六十有餘の支配會社がある。その主なるもの次のやうである。

滿鐵直系

1、日本精蠟
2、大連窯業公司
3、大連汽船
4、國際運輸
5、南滿洲瓦斯
6、昭和製鋼所
7、南滿洲電業
8、鮮滿杭木
9、東亞勸業公司
10、福昌華工公司
11、大連農事
12、ハルビン土地建物

傍系

1、滿洲化學工業
2、滿洲紡績
3、大連工業
4、東洋窒素工業
5、大連油脂工業
6、滿蒙毛織
7、東亞煙草
8、撫順炭販賣
9、滿洲航空
10、營口水道電氣
11、滿洲市場
12、銑鐵共同販賣

三共製藥の持株形態は次のやうである。

三共製藥
- 直系
  - 1、泰昌製藥
  - 2、日本ベークライト
  - 3、ハレーダビットソン・モーター サイクル販賣所
  - 4、亞細亞アルミニユーム
  - 5、大和釀造
  - 6、臺灣製藥
  - 7、柏木體溫器
  - 8、キシライト
- 傍系
  - 13、日滿倉庫
  - 14、滿洲日報
  - 13、復州鑛業
  - 14、昌光硝子
  - 15、滿洲電信電話等々

この持株會社といふのはアメリカに早くから發達したもので近代株式會社の特色として見逃し得ないものだ。この持株會社は我國の同族會社とは異るものであることに注意されたい。

この持株會社に於ては從屬會社の株式を全部所有することは必要としないで、五十パーセント以上を所有すれば足るのである。だが實際には五十パーセントといふやうな過半數を所有しなくとも統制は出來る。こういふやうにして持株會社が株式所有によつて子會社を統制し、更に子會社はその子會社(持株會社からみれば孫會社)を統制するといふ形をとるため持株會社による會社統制は丁度ピラミッドの型をなす。そこでこの統制形態をピラミッド型といふのである。この他に議決權のない株式が發行出來る。會社ではこれを發行することによつて株式の過半數を所有しなくも會社の統制は出來るものであり我國でも改正商法によつて議決權のない株式が發行されるやうになると、この統制の形態も出て來るだらう。だが株式の過半數所有によらないで法的手段によつて會社を統制する代表的な形はピラミッド型をなす持株會社である。

(4) 小數統制

既に述べたやうに株主は自分で株主總會に出席しないで白紙委任狀によるか、または全然出席をしないのである。そこで、この小數統制といふことが起るのである。それは株式の過半數を所有しないでも株主總會の決議を左右し得る議決權の過半數を集め得ればよいのである。こういうやうに一個人または株主の小數者が會社を統制し得るだけの株式を所有することを小數統制と名附けるのである。この小數統制は會社が小規模であり株主の數が寡い場合は一寸出來ない。だが大規模で且つ株式が汎く分散されて株主の數が夥しい時は、この小數統制は容易に出來るのである。それは株主の數が多ければ多い程總會の出席者は寡いからである。我株主總會の實相で述べたやうに株主總會の出席は非常に少ない現狀にある。それ故過半數でなくとも比較的小數の株式を所有するだけでも總會の決議を支配し得る白紙委任狀を集め得れば十分に會社を統制し得るものである。だが小數統制は會社が平

穩であり、財政狀態も收益狀態も良好な時は何等問題がないが、いざ會社が減配無配といふやうな財政的危機に立つ場合や經營者との間に間隙や反目が生ずると、この小數統制は破壞される惧がある。

(5)　經營者統制

これは株式が廣く分散されて株主の數も多く、また一個人や小數者の所有する株式の數だけでは到底會社を統制することの出來ない狀態にあるのをいふのである。そこでこういふ場合は經營者である重役が會社を統制する位置にある。前記のやうに株主の誰れもが假令所謂大株主であつても會社の株數が餘り多く且つ分散して居るため割合から云へば極く一部分しか所有して居らないため到底會社を統制して行けない時は經營者として最適任者が重役に選ばれ、その經營者が會社を統制する位置に置かれる。尙前記の他銀行とか信託會社とか保險會社とかいふ金融資本家が會社の支配に重大なる關係を持つこともある。

第十五章　取締役

第一節　取締役とは何か

取締役は云ふ迄もなく會社重役の一人であるが、この取締役の職務は會社の經營主腦者として活動することであり、また外部に對しては會社の代表者となることである。この關係から取締役は會社の執行機關であり代表機關だと云はれる。それ故會社の活動には一日も取締役がなくてはならないものであり、從つてこれは會社としては常設的のものである。

(イ)　取締役の種類

取締役は會社として三人以上なければならない（改商第二百五十五條、現商第百六十五條）。それ以上幾人あつてもよい。多くの會社は取締役の數に關しては何人以上と定款に規定して居る。實際をみれば小會社では取締役が僅かに三人しかないものもあるが大會社になると十數人の取締役が顏を揃へて居るものがある。特に合併したやうな會社では合併の振合ひから取締役の顏をたくさん並べねばならぬやうなことがある。この取締役が多い時には取締役に種々の名稱が與へられる。

(1)　社長（頭取）

(2) **副社長(副頭取)**

(3) **專務取締役**

(4) **常務取締役**

前記の名稱は別に商法に規定されたものでなく、それは會社の內部的關係や商習慣からの名稱であり、依つて意味する處は確然たるものではない。

(1) 社長は取締役の最上席にあり、それは必ず會社の代表者であると同時に會社業務の總理者である。それ故社長は首席專任經營者である。この社長制を置く會社は非常に多い。この社長は取締役の互選による場合が多いやうだ。會社によつては社長は取締役會及株主總會の議長に任ずと定款に規定するものがある。

この社長は銀行では頭取と呼ばれることがあるが近頃は餘り使はない。また特殊銀行では職制上總裁といふ、嚴めしい名前を與へて居るものもある。

(2) 副社長は社長の補佐役であり從つて社長に事故がある時は、その職務を代理し、また社長が缺員にでもなると社長の職務を行ふのである。

(3) 專務取締役は社長または副社長制度のない會社では代表取締役であり、同時に會社業務の統率者である。また專務取締役は社長制のある處では社長の補佐役であり、從つて社長事故の際はその社長の職務を行ふものである(その例は昭和製糖の場合にみられる)。この專務取締役は會社を代表することが原則であるやうだ。そして假令社長制があり、專務取締役が社長の補佐役であり代理者であつてもさうである。このことは次の判例でも判る。

「會社ノ定款ニ『社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ統理ス、專務取締役ハ社長ヲ補佐シ又ハ社長ヲ代理シテ業務ヲ執行ス』ト規定シアル場合ニ於テハ後段ノ規定ハ則チ專務取締役ニモ亦會社代表ノ權限アルコトヲ定メタルモノト解スルヲ相當トスルノミナラズ(後略)(大正十三年東京控訴院判例)。

この專務取締役は通常取締役の互選による。大會社に於ては二三の專務取締役がある場合その職分(即ち管掌事項)を定めて置くことが普通である。

(4) 常務取締役は會社經營の主腦者の一人ではあるが、專務取締役を補佐し業務を分擔分掌する位置にある。從つて常務取締役の數は小會社でなければ幾人かあるやうであり、それ等の人々は職務を分擔して居り同時に總務部長とか工務部長とか販賣部長といふやうな役目をも兼務して居ることが屢々みられる。この常務取締役と專務取締役との區別は實際的には判然としないが專務取締役は必ず會社代表取締役であるのに對し常務取締役は、そうでないらしい。勿論常務取締役が必ず代表取締役でないとは云ひ得ないもので、例へば帝國倉庫運輸では常務取締役を以て專務取締役を補佐し常務を掌理するものとなし、專務取締役及常務取締役の他の取締役は取締役會の決議を經るにあらざれば各別に本社を代表することを得ずとある處から考へれば强ち會社を代表するものでないとは云ひ得ない。

取締役の中、專任經營の任に當る者でないのを俗に平取締役といふことは誰れもよく知つて居る處である。

（ロ）代表取締役

屢々代表取締役といふ言葉が使用される。大體取締役は、各自が會社を代表し得る位置にある（改商第二百六十一條、現商第百七十條第一項）。然し會社は種々の都合上定款または株主總會の決議で多くの取締役から會社を代表する取締役を一人または數人選任し、或は共同して數人の取締役をして會社を代表せしむることがある。これを代表取締役といふのである。この代表取締役は必ずしも日常の業務に直接關係のないものも選任されるが多くは常勤のものが選任される。それ故大體代表取締役を通常專務取締役といふのである。川崎造船の如きは定款で代表取締役を專務取締役と稱すと明記して居る。それ故社長とか副社長といふのは實質的には專務取締役に他ならなく、ただ社長は互選せられたる首席專務取締役であり業務を總理する位置にあり、また副社長は次席專務取締役であり社長の補佐をなすといふだけの違である。前記の川崎造船の如きは專務取締役五名の互選により一名社長に一名を副社長とすることが出來ると規定して居る處からでも、また他の多くの定款規定から考へても、この推定は誤りがないであらう。

次に定款を以て代表取締役を定める場合は會社を代表する取締役の氏名を特定し、これに記載することが必要だと云はれて居るが代表取締役の氏名を定款に特定することは代表取締役の變更があるたび毎に定款を變更せねばならぬから、その厄介を逃れるため取締役から數名の代表取締役を選任し、各自をして會社を代表せしむと記載する會社が多い。この代表取締役に就て改正商法では次のやうな新しい規定が加へられた。それは社長、副社長、專務取締役、常務取締役、其他會社を代表する權限を有するものと認められる名稱を用ひて居る取締役のなしたる行爲は、假令會社はその取締役が實質的には代表權を持たない場合でも善意の第三者に對しては責任を免れないといふことである（改商第二百六十二條）。

（ハ）取締役の支配人兼務と共同代表

取締役は支配人を兼任し得るか？　これに就ては議論があるが大勢は取締役は支配人を兼ねることが出來ると解釋されて居る。また實際を觀ても取締役で支配人や支店長を兼務するものが相當に多い。而も、それは漸次增加するの傾向がある。この取締役が支配人を兼ねる時、それは經營者と同時に使用人の仕事もなす處から庸重役といふことがある。

次に取締役は支配人と共同して會社を代表することが出來る。この場合は、共同代表に就き登記公告することが必要である。次に示すのは最近某店の共同代表の公告に關する一例である。

▲會社代表ニ關スル規定取締役ハ支配人椎名和三郎ト共同シテ會社ヲ代表ス
右昭和十一年六月十五日登記

第二節　取締役の資格

取締役には誰れがなれるか？　これに就ては取締役には自然人であるならば男女の區別はない。最近は婦人が取締役になつたり社長になつたりすることが屢々見られる。既に女重役の時代が來て居るのである。こういふ譯で誰れでも取締役に選任されるには必ず株主でなければならぬことになつて居る。これは前にも述べたやうに會社經營者と株主との關係を考慮してである。それ故取締役として株主總會で選任されるのには株主でなければならない。そして株主總會以外で選んだ取締役は無效である。それならば、どの程度の株數を持てば取締役に選ばれ得るかと云へば理屈からすれば假令一株でも株主であることは間違ひないから取締役に選ばれ得る筈であるが、實際はそんな小株主は選ばない。この取締役として所有せねばならぬ株數は必ず、これを定款に記載する必要があり、それを實際的に調べてみると多くは百株から三百株の程度である。勿論會社によつては例へば岐阜信託の如きは株數を五十株の如き小數として居るが、こんな例は比較的寡い。また會社によつては例へば大同殖産の如きは五百株といふ多數株を要求して居るが、こんなのも珍らしい。

前記のやうに取締役は原則としては必ず株主總會に於て株主から選ばなければならぬが、特殊會社に於ては株主總會で選ばぬことがある。例へば臺灣銀行では頭取及副頭取は株主中より政府が任命し理事は二倍の候補者を選び、この中より政府が任命するのであり、また朝鮮殖産銀行では頭取は朝鮮總督が任命し理事だけは株主總會が選んだ二倍の候補者から朝鮮總督が命ずるものである。この株主より選ぶといふ建前を改正商法は捨てて何處までも人材登用主義から株主でない者も取締役に選任することが出來ることにした。（改正商法第二百五十四條）。この株主から取締役を選任する主義を捨てたのは何故であるかといふと現行法で株主から取締役を選ばねばならぬとしても事實は、この法文は形式的になつてしまつて株主でない者をいくらでも選任することが出來るのであり、それは取締役に選任する場合に所謂名義株といふて取締役選任に必要な株數だけを名義的に貸付けて株主總會で選任するのである。その在つても無きが如き現行法は時代に適合しないといふので、この主義を撤廢して誰れでも適材であれば取締役に選任出來ることにした。然し會社が定款を以つて取締役の有すべき株數を定めた場合は、それだけの株數を持たねば選任されない。この制度の改正に就ては大體に於て贊成者、支持者が多いやうだが、反對の聲もまた聞く。その反對者のいふ根據は次のやうである。

一體取締役の資格を撤廢して株主たることを要しないとしたのは少しく行き過ぎである。素より現行法が取締役としての資格を株主でなければならぬとしても結局事實問題としては形式化してしまひ、また名義的になつてしまうことは、已むを得ないことである。だが取締役といふものの職責を考へてみれば取締役が株主の一員として業務を擔當することは最も當り前であつて、これを撤廢するよ

りも寧ろ強調すべきである。大體人材登用といふ立場から取締役は株主でなくともよいといふ意見は選定事情と資格といふものを混同して居るといふのである。だが、この意見は少しく時代を知らないものである。前記の他取締役に選任されるには(1)破産の宣告を受けてない人(尤も嘗て破産者であつても復權すれば差支へない)(2)禁治産者でないことである。勿論現在その會社の監査役になつて居る人は取締役を兼務することは出來ない。この取締役を株主總會で選任する場合、投票によつたとすれば得票が同數の場合はどうするか？　これに就ては櫻ビールの如きは定款を以て抽籤によつて定むと規定して居る。

次に取締役には法人が選任され得るか？。例へば株主になつて居る何々株式會社といふ法人が、取締役になれるかといふと、それはなれない。大體法人は取締役には選任され得ないもので必ず實際の人格を持つ所謂自然人でなければならない。だが法人の資格でなく個人の資格で、その會社の大株主である會社を背景として取締役に選ばれることは實際には多い。よく某財閥を、また金融資本家をバックとし、その代表者として取締役に就任することを聞くであらう。

偖て取締役は定款に規定する持株數を在任中に監査役に供託せねばならないことになつて居るが(現商第百六十八條)會社によつては、この供託株式は監査役がこれに禁流通の旨を記載した預り證を交付し、この株券は封緘保管すべきことを規定するものがある。例へば大日本製糖の如くである。これは取締役といふ經營主腦者が會社の利益に反するやうな仕事をさせない爲めである。この供託株券に就ては會社によつては本人が退職しても其の期に屬する決算報告株主總會の承認を得たる後でなければ、これを受戻すことが出來ないと定款に規定するものがある。例へば臺灣銀行、臺灣電力、國際通運等はさうである。尚取締役の株式供託に就ては、この株數を供託しないからといふて取締役の資格が缺ける譯ではない。この株式の供託に就ては改正商法では取締役は株主からでなくとも選任出來る關係上、その問題は無くなつた譯であるが、若し定款で取締役の有すべき株數を定めた時は、これに關して別に定款の規定がなければ、その株式を監査役に供託することが必要である(改商第二百五十九條)。

最後に一言したいことは取締役は自然人であり株主であれば誰れにでもなれる譯だが會社がこの取締役の選任に就いて定款で取締役は男子でなければならず且つ三十歲以上たることを要すと規定したり、また女子は取締役となり得ないといふことを規定することも出來る。

第三節　取締役の任期

取締役の任期は三年が最長期間である。卽ち法規には取締役の任期は三年を超ゆることを得ずとある(改商第二百五十六條、現商第百六十六條)。だが再選して任期を延長することは勿論出來る。從つて再選々々と繰返すならば取締役の任期は無制限に擴張し得るものである。然しその任期を無制限とすることは種々の弊害が起るので會社によつては定款に於て、その再選に就き如何なる場合も三期を超ゆることを得ずとか、または五期を超ゆることを得ずとか規定して取締役の最大任期を制限して居る。これに關

聯してであるが最近新聞紙の報ずる處に依れば鐘淵紡績では從來社長の任期は三ヶ年を一期とし如何なる場合も三期(即ち九年)を超ゆることを得ずと定款に規定して居つたが、昭和十一年七月二十三日の株主總會に於て、この規定を削除して任期制限を擴張して、社會の注意を引いた。これは惟ふに社長の適材主義から任期無制限へと進めたのであらう。

前記のやうに取締役の任期は三年であるが實際の便宜から其の任期が最終の定時株主總會前に滿了するやうな場合には定款で任期中の最終の決算期に關する定時總會の終結に至るまで、その任期を伸長することが出來る(改商第二百五十六條但書現商第百六十六條但書)ものであり、また會社によつては定款に於て、これを規定して居る。尙取締役の任期に就て特殊會社には定款で特別規定を與へるものがある。その一二の例を示せば臺灣銀行では頭取及副頭取は任期五ヶ年であり、株主中から政府が任命する。また理事(會社の取締役に當る者)の任期は四ケ年である。また朝鮮殖産銀行の如きも頭取は任期五ヶ年にして朝鮮總督が、これを任命するものであり理事は、その任期が四ケ年である。

尙取締役の任期中、その取締役の或る者が死亡とか破産とか準禁治産となつたため當然取締役の位置を失ひ、または辭任したために、その職を去つた時は、ここに缺員が生ずる。この場合は臨時總會で取締役の補缺選擧をするのが普通である。この際補充による取締役の任期は選任の時から三年と數へるものでなく定款で前任者の殘存期間とするのが普通だ。だが取締役に缺員が生じた時に一々臨時總會を招集して補缺選擧をやることは大變だから定款に於て缺員が生じた時でも取締役の數が法定數を缺かす且つ業務執行に差支へない時には補缺選擧を行はないことが出來ると規定して居る會社が相當に多い。また會社によつては取締役增員の場合の追加取締役の任期に就てまで規定を設け、それを補缺取締役と同様に、他の在任取締役の任期と同一として居るものもある。

第四節　取締役の報酬

取締役は會社經營の主腦者であり、從つて會社の業務に專心する者である。それ故取締役には報酬を與へることが必要である。この報酬に就ては定款に取締役全員に對して與ふる報酬額を總括的に示す會社もあれば、全然これには觸れないものもある。若し報酬に就て定款に何等の規定がなければ、それは選任と同時に株主總會の決議を以て定めるのであるが(改商第二百六十九條現商第百七十九條)勿論取締役によつて差別を附けることは差支へない。何故定款で規定しなければ株主總會の決議に依らねばならぬかと云へば取締役は委任關係に立つものである故、會社代表者と個々の取締役との合意を以て隨時に報酬額を定め得ると解せられるからである。實際の定款を觀るに多くは取締役の報酬に就ては株主總會の決議を以て、これを定むとあるのみで、その金額を示さない。この方法が一番彈力性があつて會社にとつては便宜であらう。また報酬を示す場合は取締役並に監査役を一括して、或は各々に就き何萬圓以內とか、何千圓以內といふやうに報酬最高限度を定款に記載する會社もある。例へば大同殖産は取締役及監査役の報酬は年額金五萬圓以內とすとあるが、これは前者の例であり、また福助足袋は取締

役及監査役の各報酬は年額金六千圓以内とすとあるが、これは後者の例である。更に報酬の點に就て詳細な規定を持つものに王子製紙があるが同社は取締役及監査役の報酬は年額金十五萬圓の範圍内に於て取締役及監査役の協議を以て各自の額を定むるとある。

尙この取締役の報酬を定款に明記するものは半官半民の特殊會社に多いようである。これまた實例を以てすれば臺灣電力では社長六千圓、副社長五千圓、理事四千圓と規定するが監事の報酬だけは株主總會の決議を以つて定めることにして居る。尙社長副社長及理事には別に手當を與へ得るとある。また朝鮮殖産銀行では頭取五千圓、理事(一級)三千五百圓、理事(二級)三千圓とし、これまた監事の報酬だけは株主總會の決議に俟つことにして居る。これを要するに民間の株式會社に於ては取締役の報酬に就て、その金額を定款に示すものは至つて寡いと云へる。それがため他面からみれば報酬の御手盛が出來る餘地がある。

最後に取締役の報酬に就ては(また同時に監査役に就ても)種々の判例がある。それを、ここに參考までに示せば次のやうである。

(1)　取締役の報酬は定款に何等の規定がない場合、株主總會以外の機關に於て定め得るかと云へば株主總會以外で定めた時は無效である。

「會社ト取締役及監査役トノ關係ハ民法委任ノ規定ニ從フベキモノト解スルヲ以テ特約アルニアラザレバ取締役及監査役ハ會社ニ對シ報酬ノ請求權ヲ有スルコトナク又報酬額ハ會社ノ定款ニ其ノ規定ナキ時ハ唯株主總會ノ決議ヲ以テシテノミ之ヲ爲シ得ベク他ノ機關ガ之ヲ定ムルモ無效ナリトス」(昭和二年大阪地方裁判所判例)。

(2)　重役報酬の最高限度を定めた時、その範圍内ならば御互の協定によつて受くるも無效でない。

「株主總會ノ決議ガ取締役及監査役ノ報酬並ニ交際費ヲ一ケ年五萬圓以内ト限定シ各營業年度ニ於テ取締役及監査役ノ受クベキ報酬ハ右ノ範圍内ニ於テ爲サルヽ、兩者ノ協定ニ任セラレタルモノト解シ得ベキ場合各營業年度ニ於ケル兩者ノ報酬額ハ其協定ニ依リ定マルノミナラズ斯クシテ定マリタル報酬ハ結局總會ノ決議ニ依リタルモノト謂ヒ得ベキガ故ニ其ノ決議ハ商法又ハ定款ノ規定ニ照スモ無效ト爲スベキ理由ナキモノトス」(昭和五年大審院判例)。

(3)　取締役の報酬不拂の時は、それに對し幾何の利息を請求し得るかとへば年六分の割にて請求し得る。

「取締役ノ俸給報酬等ヲ支拂フハ商行爲ニヨリテ生ズル債務ナルヲ以テ商法第二百七十六條ニ依リ年六分ノ法定利率ニ依ルベキモノトス」(大正五年東京控訴院判例)。

最後に取締役が退任または辭任する時は、その功勞に酬ゆるために慰勞金を贈呈することが普通であり、それは株式會社の一つの習慣である。この慰勞金の金額は株主總會に提案されるが大體取締役會あたりの腹案が其のしても同樣である。その慰勞金を與へることは取締役だけでなく監査役に對儘鵜呑みにされる。嘗て鐘淵紡績會社に於て同社を今日の隆盛に育てあげた武藤山治氏が社長の位置を退いて實業界から隱退した時は驚く勿れ二百萬圓といふ巨額が慰勞金として贈られ世人をアッ

云はせたことがあつた。こうなると取締役の慰勞金も、また夢のやうに偉大なるものである。

第五節　取締役の行爲に就ての制限

取締役は定款に規定がなければ各自會社を代表し且つ會社業務を執行する經營主腦者である。それならば、どんな仕事をしてもよいかといふに、それは自分や第三者の利益のために取引をしてはならない。それは會社の利益のために行動しなければならぬ取締役の職責と相反するからである。それ故に自分または他人のために取引することを避けねばならぬ責任がある。これを取締役の避止責任と呼んで居る。この避止責任と云はれるものには次の二つがある。

(イ)　競業禁止

取締役は株主總會の認許がなければ自分または第三者のために會社と同種類の取引をなしたり、または同種營業を目的とする他の會社の無限責任社員や取締役になることは出來ない（改商第二百六十四條第一項、現商第百七十五條第一項）。これを通常競業禁止といふて居る。この競業禁止は取締役それは代表取締役に限らず平取締役であつても避止責任があるもので、取締役の職務にある限りは繼續するものである。だが一旦取締役の位置を去れば自分のために、または他人のために經營者としての經驗により、その手腕を振つて嘗て取締役として活躍した會社と同種類の事業をやることは出來るし、また同種類の會社の無限責任社員にも取締役にもなれる。取締役が現職中に會社と競業することを避けねばならぬ義務があるのは素より取締役は會社のために誠實に經營者として働かねばならぬからだ。尙この競業禁止に關して現行商法では同種類の會社の取締役になれるかどうかに就ては何等觸れないため一つの問題となつて居るが改正商法では、これまた株主總會の認許がなければならぬことに明文化した。

それならば競業禁止があるに拘らず取締役が株主總會に無斷で自分の利益を圖り會社と同種類の取引をして大いに儲けたとすれば、これに對して會社はどうするか？　これに對しては株主總會は、この行動を以て、それは會社のためにしたものであるとして、その利益を會社のものと看做して差支へないい（改商同條第二項、現商同條第二項）。これを法律では介入權と呼ぶが、この介入權は監査役の一人が取締役の、その取引を知つた時から二ヶ月間にやらねば消滅してしまうし、また取引の時から一ケ年を經過すれば、これまた消滅してしまうものである（改商同條第三項、現商同條第三項）。こういふやうに競業禁止は原則であるが取締役は株主總會の同意を得て、または定款の規定によつて、その範圍ならば同種類の取引をなすことの認許を受けることは出來る。若し株主總會の決議で、これを許す場合は決議錄に明確に、それを記載して他日紛爭の起らぬやうにせねばならない。尙我國では普通銀行は、その性質上社會性や公益性を持つて居るため特に會社取締役の他業兼務は弊害があるので一人一行主義から銀行の取締役は、同種類の銀行の取締役となることの出來ないのは勿論その名稱の如何を問はず專任經營者であるものは大藏大臣の許可がなければ他の事業の專任經營者とはなれない（銀行法第十三條）。

(ロ)　會社との取引禁止

取締役は誠實に會社のために專心經營に當らねばならぬ建前から監査役の承認を得たる時に限つて自分または第三者のために會社と取引をなすことが出來る（改商第二百六十五條、現商第百七十六條）。この場合監査役の承認がなければ勿論無效である。この無效になつた爲めに第三者が損害を受けた時は、その損害賠償の責任者は監査役の承認を受けなかつた取締役であつて他の取締役はまつたく責任がない。次にこの場合は監査役が數人ある際は全部の承認を必要とせず、その中の一人で足りる。この會社との取引禁止に就ては一體會社との取引には、どんなものを含むかと云へば例へば自分所有または第三者所有の不動産を會社に賣りつけるとか取締役名義の株式を會社に讓渡すとか、または反對に會社名義の株式を取締役に讓渡すとかいふやうな取引は當然これに含まれる。また取締役が會社の利益のためにする取引或は無償で會社に提供する行爲まで含められるのである。それから、これに關聯して一番問題となるのは手形の振出に就てである。例へば會社が支拂に對して手形を振出す必要が起る。處が會社の信用狀態が惡く會社が振出した手形では安心が出來ない。そういふ場合に先づ手形を振出し取締役をして個人の資格に於て、その手形の受取人とする。そして、その手形を取締役が裏書する形式を採ると手形の信用が附くのである。それ故こういふ手形は貧弱な財政狀態にある會社では應々みられるが、この場合の手形振出は會社と取締役との間の取引かどうかといふことは一の問題である。だが、それは通常會社と取締役との取引と解され從つて監査役の承認が當然必要である。このことは次の判例で明かである。

「株式會社ノ取締役ガ會社ヲ代表シテ他ノ取締役ニ宛テ手形ヲ振出シタル場合ニ於テハ商法百七十六條ノ規定ニ依リ監査役ノ承認ヲ得ルコトヲ要シ其承認ヲ得ザル時ハ振出ハ無效ナルヲ以テ手形交付行爲ノミナラズ手形債務負擔行爲モ亦無效ナリト謂ハザルベカラザルモノトス」（大正十二年大審院判例）。

前記の監査役の承認は一つ一つの取引に就いて與へられねばならぬもので總括的に承認を與へることは取締役の權限濫用の惧があるため許されないと知らねばならぬ。若し總括的承認を與へたとすれば、それは無效

第六節　取締役會

取締役の數が相當ある時は定款により、また互選により乃至は株主總會の決議によつて社長とか副社長とかを選び、また專務取締役とか常務取締役とかを選ぶこと既に知る通りである。然し株主總會で選ぶよりも取締役互選によることが便宜である。これ等の專任經營者を選ぶことが普通だが平取締役でも會社經營の主腦部であるから、當然業務執行上の權限を持つて居る。そこで、これ等取締役全員を以て、ここに取締役會といふものを組織する。これは、また屢々重役會とも呼ばれる。それ故取締役會は取締役全部を網羅する會社業務の執行最高機關である。これには監査役が參加しないことは勿論である。この取締役會は法律的に要求されるものではない。この取締役會は互選によつて會長を置くのが普通であるが會社によつては社長が當然取締役會長となる規定を與へて居り、これも仲々

に多い。前者に於ては社長、副社長、專務または常務取締役の他に特に取締役會長を置き、多く長老の位置にある取締役がなる。後者に於ては社長が取締役會長を兼務するのであり、こういふ場合に社長が事故のある時は他の取締役が代るものである。

この取締役會は會社業務の執行機關で專務とか常務取締役とかは取締役會の決議で委任された業務に專心當る者とされて居る。この取締役會は會長が招集するものであるが社長が兼務する時は社長これを招集し、または代表取締役がこれを招集すると規定する會社もある。この取締役會は毎月といふやうに定期的に開く會社もあれば必要に應じて隨時開くこともある。會社によつては取締役が請求した時は代表取締役は遲滯なく取締役會を招集すべしと規定して居る。この取締役會は會社の最大重要問題を決める關係から取締役が半數以上出席するのでなければ、これを開くことを得ないとする會社が多い。こういふ規定があると取締役の定足數不足で取締役會を開催出來ぬ場合を生じ緊急問題の解決には間に會はないことがある。そこで取締役が旅行とか病氣とか其他の事故で定足數が足りない場合でも急を要する場合は、まづ出席取締役で假決議し置き次回の取締役會に、そのことを事後承諾の形式で報告させることにする。またこの假決議を缺席取締役に通知して意見を求め過半數の同意を得た時に本決議とする遣方をとる會社もある。前記のやうな方法を採らないで何處までも取締役會は半數以上の出席を要求し若し種々の事故で、この定足數に出席取締役が達しない時は假決議の方法によらないで一週間以內に更に取締役會を開く決議をなすことが出來ることにして定足

ける決議を認めない會社もある。

この取締役會に於ては會長または社長(或は代表取締役)が議長の席に着き司會する。そして取締役會の議事は種々協議の上投票により過半數によつて決するもの多く定款に取締役會の規定を持つ會社では、そう規定するのが普通である。そして、この際賛否同數の時は會長(議長)がこれを決す(日本郵船の如きは裁判すとある)と、その處置までも用意周到に明記する會社も相當にある。

取締役會を組織する時は日常の事務は社長、專務または常務取締役に一任するが重要事項は取締役會の決議を要することにして居る。そして取締役會に掛けねばならぬ事項に就ては會社によつて異るが例へば株主總會の議案及報告に關する事項、支配人とか部長、支店長級の任免或る金額を超へる取引等は多くの會社で重要事項とする。この取締役會には必要がある時は取締役以外に相談役、顧問とか其他重要の位置にある職員を出席させることがある。そして相談役には種々の相談をなし、また顧問とか高級社員からは說明を聽取する。勿論此等の人達は出席は許されることがあつても決議に參加することは出來ない。この取締役會は會社經營に關する最高機關であるから、その決議は重要である。そこで決議事項は開催の度毎に、その要項を決議錄に記載して出席取締役全部の署名をなすことが必要であり、會長がこれを保管する義務がある。

取締役會の組織に就ては或る點まで、これを定款に記載する會社があるが一度定款に記載すると、その一部の變更でも定款變更として特別決議が必要だから多くは取締役會の規定は、その骨組だけを定

款に記載し細目は取締役會申合規程に示すものが多い。

第七節　取締役の職務と責任

(イ)　取締役の職務

取締役は會社の經營主腦者であるから經營者として十分活躍せねばならない。この職務の他に法律は特に取締役の執行すべき職務として次の如きものを擧げて居る。

(1)　取締役は定款や總會の議事錄を本店及支店に備へ置き、また株主名簿及社債原簿を本店に備へ置くことが必要である(改商第二百六十三條第一項現商第百七十一條第一項)。そして株主と會社の債權者に對し營業時間內は何時でも、この書類の閱覽請求があつたならば閱覽せしめねばならない(同條第二項)。そして株主名簿に記載すべき事項は次のやうである(傍線は改正)。

現　行　法(第百七十二條)

イ、株主の氏名及住所
ロ、各株主の株式の數及株券の番號
ハ、各株式に就き拂込みたる株金額並に拂込の年月日
ニ、各株式の取得の年月日
ホ、無記名株を發行したる時は其數、番號及發行の年月日

次に社債原簿に記載すべき事項は左の通りである。

改正商法(第二百二十三條)

イ、株主の氏名及住所
ロ、各株主の有する株式の種類及數並に株券の番號
ハ、各株式に就き拂込みたる株金額並に拂込の年月日
ニ、各株式の取得の年月日
ホ、無記名株を發行したる時は其數、番號及發行の年月日

現　行　法(第百七十三條)

イ、社債權者の氏名及住所
ロ、債券の番號
ハ、社債の總額
ニ、各社債の金額
ホ、社債の利率
ヘ、社債償還の方法及び期限
ト、數回に分ちて社債の拂込を爲さんとする時は其拂込の金額及時期
チ、各社債に就き拂込みたる金額及拂込の年月日
リ、債券發行の年月日
ヌ、各社債取得の年月日
ル、無記名式の債券を發行したる時は其數、番號及發行の年月日

改正商法(第三百十七條)

イ、社債權者の氏名及住所
ロ、債券の番號
ハ、社債の總額
ニ、各社債の金額
ホ、社債の利率
ヘ、社債償還の方法及期限
ト、利息支拂の方法及期限
チ、數回に分ちて社債の拂込を爲さんとする時は其拂込の金額及時期
リ、社債募集の委託を受けた會社ある時は其商號
ヌ、各社債に就き拂込みたる金額及拂込の年月日
ル、債券發行の年月日
ヲ、各社債取得の年月日
ワ、無記名式の債券を發行したる時は其數、番號及發行の年月日

(2)　取締役は會社の資本が如何なる理由によらうとも半額を失ふた時は遲滯なく株主總會を招集して、これを報告する義務があり(現商第百七十四條第一項)これに對し適當なる對策を講じなければならない。若し、この報告義務を怠つた時は制裁を受けねばならない。この重大な報告の義務は實際には殆んど行はれないし時には却つて、この規定が邪魔になるので改正商法では、この規定は全然削除して時代に添ふことにした。これに就ては、また後で說明する機會がある。

(3) 取締役は會社の財産で會社の債務を完濟することが出來なくなつた時は直ちに破産の宣告を裁判所に請求することが必要である(同條第二項)。これも實際には餘り行はれないため不必要なりとして改正商法では削除された。

(4) 定時並に臨時株主總會の招集

(5) 資本の十分の一以上の小數株主が臨時總會の招集を請求した時は、これが招集

(6) 定時總會の日から一週間前(改正商法では二週間前)に決算書類並に利益處分の議案を監査役に對し提出

(7) 定時總會の會日前(改正商法では會日より一週間前)決算書類並に監査役の報告書を本店に備へ附け株主及會社債權者に對し營業時間内は何時でも請求次第これを閲覽せしめる。こゝに注意を要することは改正商法では前記の人達は會社の定めた費用を支拂へば、これ等の書類の謄本若くは抄本の交付を求めることが出來るやうになり(改商第二百八十二條第二項)取締役は、この場合これに應じなければならなくなつた。會社の債權者にとつては特に有難い規定で債權者保護に非常に效果がある。

(8) 決算報告書が定時總會に提出されて承認を得た後は遲滯なく貸借對照表を公告せねばならぬ義務がある。改正商法では公告は必ず官報または時事に關する事項を掲載する日刊新聞にせねばならぬことにした(改商第百六十六條第二項)。

(ロ) 取締役の責任

取締役は誠實に會社の業務を執らねばならない。故に若し取締役としての任務を怠つて會社に損害を與へたり、また法令に違反し、または權限外の仕事をしたため第三者に損害を與へたりした時は、それに對しても責任を負はねばならない。

(a) 會社に對する責任

取締役は自己の業務怠慢のため會社に損害を與へた時は連帶して會社に對し、その損害の賠償をせねばならぬ(改商第二百六十六條第一項、現商第百七十七條第一項)。だが定時總會で決算書類の承認があつた時は會社は取締役及監査役に對し責任を解除したものと看做される(改商第二百八十四條、現商第百九十三條)。然し乍ら取締役の責任については總會の書類承認があつても解除せられずと規定するものがあるが、それは有效であり、また取締役の責任解除には株主總會の特別決議を要すると規定するも差支へない。これでは會社に對する取締役の責任規定を設けても結局大した效がないので改正商法では株主總會に於ける承認後二ケ年内に別段の決議がない時初めて責任解除となるとして居り、その怠慢の責任期間を長くして居る。前述のやうに現行法では取締役の責任は株主總會の決算書類の承認によつて解除されるが若し取締役または監査役に不正行爲でもあれば別であつて、この場合は株主總會の承認があつても、それは單に書類の承認で責任の解除とはならない。

(b) 第三者に對する責任

取締役が法規や定款の規定に違反した行爲をなした場合は、それから生じた損害に對しては假令株主總會の決議があつても第三者に對し連帶して損害賠償の責任がある（改商第二百六十六條第二項現商第百七十七條第二項）。尙貯蓄銀行や無盡會社に於ける取締役は其在任中に生じた會社の義務に就ては無限責任を持つものであり、その責任は取締役の位置を去つてから二ケ年間は存續するものである。これは、この種の會社は庶民階級を相手とするため庶民保護の立場から取締役に重い責任を負はせたに過ぎない。

第八節　取締役選任と解任の登記

取締役は株主總會で選任されるが取締役と會社との關係は委任である。それ故何時でも自分の都合で辭任することが出來る。この取締役を株主總會で選任した時は二週間內に本店及支店所在の管轄區裁判所に登記をなすことが必要であり、また選任を公告するのでなければ第三者に對抗することが出來ない。それは退任も辭任もすべてそうである。我々はこの取締役の選任、退任、辭任に就いて新聞紙上によく次のやうな公告を見掛ける。

●何々自動車株式會社（變更）

▲昭和十一年五月二十八日取締役何某ハ辭任シ同日左者取締役ニ就任ス　何某　東京市何區何町何番地

▲監査役左者ハ同日重任ス　何某　東京市何區何町何丁目何番地二

この取締役が株主總會で選任された場合、この選任決議が無效であるとか、または取消すべしといふやうな訴が提起された時は管轄裁判所は當事者の申立に因つて假處分を以て取締役の職務執行を停止し、またはこれに代行する者を選任することが出來る（改商第二百七十條第一項）。これは改正商法で新に加へられた規定である。そして假處分をした場合、當事者の申立に因つて假處分を變更し、または取消すことが出來るが（同條第二項）これ等の場合は、その處分を本店及支店の所在地で登記せねばならない（同條第三項）。この假處分によつて新に職務代行者が選ばれた場合は彼が特に管轄裁判所の許可を受けるのでなければ假處分命令に別段の定がある時を除いて會社の常務に屬しない行爲をなすことは出來ない（改商第二百七十一條第一項）。勿論會社は職務代行者が假處分命令に別段の定めのない時、會社の常務に屬しない行爲をなした場合でも善意の第三者に對しては、その責任を免れることは出來ない（同條第二項）。

最後に述べたいことは急迫せる事情がある時は資本の十分の一以上の小數株主が取締役の解任を目的として株主總會の招集を請求し管轄裁判所に對し、その取締役の職務執行の停止または職務代行者の選任を請求することが出來ることだ。このことは取締役の解任を目的とする總會を招集した取締役も、また監査役も出來るのである（改商第二百七十二條）。これも改正商法で加へられた一つである。

次に取締役の住所が變更になつた時も、その住所變更を管轄區裁判所に登記せねばならない。その書式は次のやうである。

株式會社變更登記申請

一、商　號　何々株式會社
一、本　店　東京市何區何町何丁目何番地
一、登記ノ目的　取締役住所變更ノ登記
一、登記ノ事由　取締役何某ハ昭和何年何月何日其ノ住所ヲ東京市何區何町何丁目何番地ニ移轉シタルニ付其登記ヲ求ム

右申請候也

昭和何年何月何日

住所　申請人　何々株式會社
住所　代表取締役　何　某　㊞

東京區裁判所御中

支店に於ける變更登記申請は大體本店に於ける登記書式と同じであり、たゞ本店の代りに支店住所を示せばよい。

取締役は前に述べたやうに自分の都合で辭任することが出來る。そしてその理由は何であつてもよい。この辭任の場合は辭任屆を書面で（口頭であつても差支へないが）上席取締役に提出する。その

上席取締役は社長がある場合は社長に、また副社長がある場合は副社長に、だが社長も副社長もない場合は專務取締役に差出すのである。反對に社長の如きが辭任する時は副社長か專務取締役かに提出する。次に取締役は會社の都合で解任することが出來る。この場合は必ず株主總會の決議を以て解任せねばならない（改商第二百五十七條、現商第百六十七條）。だがこの解任に當り任期の定めがある場合は任期の途中で解任するときは解任すべき正當の理由がないならば、若しそれによつて解任取締役が損害を受けた時は、それに就て會社に對し損害賠償を請求し得るものであるから（改商同條但書、現商同條但書）會社は解任に就ては愼重な態度を採らねばならない。

取締役は死亡とか破産とか準禁治産となつた場合は取締役としての資格を失ふのであるから當然取締役でなくなる。また任期が滿了したならば再選されるのでなければ、これまた當然取締役の位置を失ふものである。そこで法律により、または定款に定めた取締役の數を缺いた場合、例へば法律上では三人以上の取締役を必要とするのに二人又は一人に減少したとか、また定款で七人の取締役を置くと規定したのに五人に減じた場合は任期が滿了し、または辭任によつて取締役の位置を失ふた者は新に取締役が選任せられるまでは依然として取締役としての權利並に義務を負ふものである（改商第二百五十八條、現商第百六十七條ノ二）。勿論この場合破産や準禁治産による際は除外される。これに就ては現行法では任期滿了の取締役に就てだけ、その責任があつたのであるが改正商法では辭任取締役も同樣にした。

尙前記の如く法律または定款に定めたる取締役の數を缺いた時は裁判所は必要と認めた場合は監

査役其の他の利害關係者の請求によつて一時的に取締役の職務を行ふべき者を選任することが出來るのである。だが、この場合は本店及支店所在地の管轄區裁判所に登記することが必要である（改商同條第二項）。これは改正商法で新に加へられた規定である。

ここに取締役の任期滿了により退任し、また新に就任した場合の登記申請の書式を示せば次のやうである。

株式會社變更登記申請

一、商　號　何々株式會社
一、本　店　東京市何區何町何丁目何番地
一、登記ノ目的　取締役變更登記
一、登記ノ事由　取締役何某、何某ハ、昭和何年何月何日任期滿了ニヨリ退任シ株主總會ニ於テ左ノ者取締役ニ選任セラレ同日就任ス

住所　何　某
住所　何　某
住所　何　某

右申請候也

昭和何年何月何日

住所　申請人　何々株式會社
住所　代表取締役　何　某　㊞

東京區裁判所御中

尙再選の場合は登記の事由の處に「任期滿了の處株主總會に於て再選せられ重任を承諾したるに就き」と訂正すればよいし、また辭任または解任の場合は、その理由を示せばよい。新に選任せられたる取締役は變更登記申請と同時に印鑑屆をなすことが必要であること申添へる迄もない。

第九節　取締役に對する訴

會社が取締役に對して訴訟を提起しやうとする場合は必ず株主總會の決議が必要である。この決議があつたならば、その決議の時から一ケ月內に會社は、これを提起することが必要だ（改商第二百六十條第一項、現商第百七十八條第一項）。この訴訟は一旦提起したならば、株主總會で決議するのでなければ取下とか和解とか、または請求の拋棄とかをすることは出來ないことになつた（改商同條第二項）。これも改正商法で新に加へられた規定である。

これに反して取締役に對する訴の提起を株主總會で否決した時、資本の十分の一以上の小數株主が監査役に訴の提起を請求した時は會社は請求の日から一ケ月內に訴を提起しなければならない（改商第二百六十條第一項、現商第百七十八條第一項）。この訴の請求は改正商法に於ては小數株主が、これを濫用することを惧れて株主總會の日より三ケ月前から繼續して株式を所有して居らねばならぬことにした。また、この小數株主の訴の請求は改正商法では必ず株主總會の終了の日から三ケ月以內に、これをなすことが必要である（改商同條第二項）若しそれまでに訴の請求をなさねば效力はない。この小數株主が訴の提起を請求したるにも拘らず、その後に於て會社が獨斷で取下、和解、請求の拋棄をなすことは少數株主權を認めた趣意に反

するから、訴訟提起した株主の議決權の過半數の同意がなければ取下とか和解とか請求の拋棄とかは出來なくなつた（改商同條第三項）。この小數株主が取締役に對する訴の請求をなした場合は監査役の請求に依つて、この提起株主は相當の擔保を提供しなければならない（改商同條第四項、現商第百七十八條第二項）。これは要するに、これまた小數株主權の濫用に備へるためであり同時に萬一敗訴の場合の損害賠償に用意するためである。斯くて會社が訴訟の結果敗れた時は訴の請求をなした株主は會社に對してだけ、この訴訟から生じた損害を賠償しなければならない（改商同條第五項、現商同條第三項）。

第十節　相談役、顧問及評議員

相談役とか顧問とか稀に評議員とかいふ制度は取締役や監査役のやうに何等法律によつて強制せられる制度ではない。それだから取締役や監査役のやうに常設の機關ではなく一時的のものであり取締役會が必要に應じて設けるものである。よく定款に「本社は取締役會が必要と認める時は相談役、顧問を置くことを得」とか、また單に「本社は相談役または顧問を置くことを得」と規定するものを見掛ける。中には「取締役は相談役及顧問を推薦することを得」と規定して居る（例へば大同殖産の如し）。この相談役は多く從來會社の社長であつたといふやうな會社の長老から選び會社の最重要問題に就き相談をなす諸問機關であつて時に會社の重味をつけるために置かれる。顧問は大體技術とか法律とか經濟とか會計とかの相談をなすために設けるもので、これを總括して會社顧問といふが、この顧問は顧問の性質から技術顧問と法律顧問と經濟顧問と會計顧問等がある。

この相談役または顧問は取締役會が經營上の立場から相談役を置くことや會社顧問を置くことの必要を感じた際に一時的に設け得るもので、これを置くことは取締役會の考へ一つであつて別に株主總會の決議を必要としない。勿論この相談役または顧問を置く場合、特に相談役を置く際は出來得るならば株主總會の諒解を得て置く方がよい。この相談役制度は從來社長として第一線に立つた重役が巧成り名遂げて第一線を若手に讓り隱退しやうとする際に屢々見られるもので、この名聲嘖々たる重役が會社を去ることによる會社信用の失墜を恐れ、その人が依然として相談役としてとどまることによつて從來の信用を維持し得る場合に定款の變更によつて相談役制度を設けることがある。例へば新聞の報ずる處によれば極めて最近に於て大日本紡績が增資のための定款變更の臨時總會を開くに當つて、新に相談役制度を設けんとし、その相談役として現社長菊池恭三氏を推さんとして居るやうである。この相談役は、こういふ譯で會社にとつては重味を加へる制度であるが、これは多く株主から選ばれるとしても取締役や監査役のやうに法律上の責任はない。これに反して顧問の方は會社にとつては通常相談役のやうに、そう重い意味はない。そして、これは株主から選ぶものではなく外部から、その方面の權威者または專門家を招聘することが多い。この顧問は會社經營に就ては、これまた何等責任者ではない。また、その例は非常に寡いが會社によつては取締役は、その決議によつて評議員を囑託し得ることにして居るものがある。例へば明治製菓の如きは、まさにその例である。

第十六章　監　査　役

第一節　監査役とは何か

監査役も會社重役の一人であるが、これは取締役が毎日執務して居る會社業務を監督し、また會計に關する檢査、監督をなすものである。それ故この點から、この監査役は會社の監督機關だと云はれる。大體株主總會は會社の意思を決定するものであるが、これは常設的でないため株主總會で取締役の業務監督や會社の財政監督は、どうしても出來ない。そこで監査役といふ常設の機關を設けるのである。だが監査役制度は、その設置の如何が會社の自由になるものではなく法律的に强制されるものである。この監査役は會社の監督機關であるから取締役や支配人を兼務することは出來ない（改商第二百七十六條、現商第百八十四條）。別の言葉で云へば監査役は監督される位置にある業務執行者となり、また會社代表者となることは出來ない。何處までも獨立不羈の立場を確保しなければならない。但し取締役中に缺員がある時は取締役と監査役とが協議の上監査役から一時取締役の職務を行ふべきものを定めることが出來る（改商同條但書、現商同條但書）。この場合改正商法では、その職務を行ふ監査役を定めた時は、その日から本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間內に登記をすることが必要だ（改商同條第二項）。尚取締役の職務を

行ふ監査役は決算書類を定時總會に提出して株主總會の承認を得る迄は監査役の職務を行ふことが出來ない（改商同條第三項）。これは監査機關から觀て當然だ。監査役の數は取締役と異つて、それに制限がない。それ故一人の監査役を置くだけでも足りる。よく小會社には一人の監査役しかないのを屢々見受ける。だが大會社になると數人の監査役を置いて居る。そして定款には多くの會社が監査役を何人以內置くと規定する。この監査役が數人ある場合、勿論すべての監査役が會計上の監督をなし、且つ營業全般に亘つて取締役の活動が法規や定款や、または株主總會の決議に反しないか等を檢査監督することが出來る譯である。然し數人ある場合に互選して、その中の一人を常時の會計並に業務の監督者とする。これを常任監査役とか當務監査役とかいふのである。東京電燈の如きは監査役の互選を以て常務監査役若干名を置くことを得と規定して居る。この常任監査役には計數に明るく、また業務に就ても豐富な體驗あるものを互選すれば適當である。斯くして選ばれた常任監査役は毎日出勤して業務並に財政の檢査監督をなすものである。これに對して普通の監査役は常時の監督は常任監査役に一任して、自分は主として定時株主總會に於ける決算書類の監査に當るのである。この監査役を平監査役といふことが出來る。

第二節　監査役の資格

監査役も取締役と同樣に現行法では必ず株主から選ばねばならぬ。そして、その選任は株主總會で

行ふものである。たゞ監査役の選任は株主からでさへあればよいので、取締役の如く定款に持株數を規定して制限しなくもよい。だが定款で、その持株數を規定すれば別である。實際の定款を觀ると大抵は、この監査役として所有すべき持株數を定めて居るが大體に於て五十株以上または百株以上であり取締役の持株數よりは幾分少ないのが普通である。中には持株數を二百株以上とする會社もあれば、また三十株といふ殆んど名目的に過ぎない株數とするものもある。この監査役の持株は取締役と異つて、それを會社に供託する必要はない。監査役に選任されるのは株主からであるが、それは勿論自然人からで法人から選ぶことは出來ない。そして自然人であれば取締役同樣、男女の區別はない。これ等のことは取締役と同じである。

尙監査役に就て改正商法で注意すべき點は取締役と同樣に、これを必ずしも株主から選任しなくてもよいことになつたのである。これまた人材登用主義からである。從來の監査役に就ては世上兎角無能論を聽くことは誰れでも知つて居る。この監査役無能論は隨分永い間社會の各方面から叫ばれてゐる。それは要するに監査役は會社の監督機關だといふのに、それはたゞ形式的の監査であり決算書類の檢査の如きも先づ盲目判を押す程度であるといふのである。大體理論的に云へば監査役は取締役と對等の位置にあり獨立不羈の立場にあつて監査役の權威を以て取締役の業務を監督し會社財政の檢査をせねばならぬのである。そういふ重要な權威ある位置に於て取締役監視の任にあるべき筈の處實際は取締役の古手や、または取締役の顏使に甘んずる無能の者が、だだ小使稼ぎとか生活のためとかに監査役の席を汚して居るに過ぎぬ結果、彼等は自己の職責に忠實であることよりは取締役の機嫌をとることに浮身をやつすに至り取締役の作つた決算書類に無責任にまたは盲目的に監査の署名をする始末である。これは定評のある處で監査役制度の改善問題は多年の懸案である。如何に監査役が無能無責任であるかに就て嘗て東京朝日新聞にこんな記事が載つて居つた。

「考課狀を監査する筈の監査役は不都合である。見渡す處監査役は取締役の子分か取締役の見習で決算の時に唯盲判を捺して役員賞與の分前に與かれる最も割の良い隱居商賣としてある。たまたま働ける監査役があると會社乘取りを計畫しない迄も役員賞與分配率の變更を求める。こんなことでは良い會社には必要がないし、悪い會社には害がある。それで取締役の中には、たまに會社が破綻して自殺しないまでも私財提供とか何とか多少の責任をとるものがあるが、監査役に至つては「相違無く御座候」と太鼓のやうな判を捺し假に後日正體が現はれても知らぬ顏の半兵衞をきめ込んでゐる」

處が今度監査役は株主からでなく誰れでも選任され得る途が開かれたのであるが、たゞこの途が開かれただけでは、そしてその選任が株主總會で行はれ且つ實際に於て取締役が、その推薦の位置にある限りは果して監査役の無責任が絕滅し得るかは問題である。それは、まつたく計理士其他その方面の專門家の選任を要求してこそ眞の監査役の職務の徹底化が期待され得るのである。

第三節　監査役の任期其他

(イ) 監査役の任期

監査役の任期は二ヶ年が最長期である(改商第二百七十三條、現商第百八十條)。尤も監査役も再選を妨げない故再選によつて任期を延長することは出來る。この監査役の中死亡したり、準禁治産となつた場合は監査役の位置を失ふが、その場合は臨時總會で監査役の補充をする。この缺欠監査役の任期は前任者の殘存期間とすること取締役の場合と同じである。然し其度毎に補充することは厄介であるから監査事務に差支のない時は補缺選擧をしないことが出來る定款に記載の數より減ずることなく、且つ監査事務に差支のない時は補缺選擧をしないことが出來ると規定する會社もある。また滿鐵の如く監事(監査役に相當するもの)の數が二名以下に減じた場合の他は補缺選擧を次の定時總會まで延期することが出來ることにしてゐるものもある。

(ロ)　監査役の報酬

監査役も報酬をもらうが、その報酬に就ては取締役と共に定められるのが普通であり、これに就ては既に取締役の處で十分說明したから割愛する。

(ハ)　監査役の退任、辭任、解任

監査役にも任期滿了に因る退任、種々の理由による任期半ばの辭任、または會社の都合に依る解任問題があるが、これまた取締役に準ずるものである故、これに就ての一切は省略する。

(ニ)　監　理　官

半官半民の事業で國策に關係あるものには大抵監理官を置く。その例には日本銀行、正金銀行、興業銀行、臺灣銀行、勸業銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、北海道拓殖銀行、滿鐵等がある。また最近では東北興業及振興電力にもみられる。然しこの監理官は重役ではない。從つて株主から選ぶものではない。この監理官は政府が業務監督の實を擧げるために設けたものであるが例へば滿鐵の監理官は次の如き權限を持つて居る。卽ち彼は何時でも滿鐵事業施設を監査し且つ會社の金庫、諸帳簿並に諸般の文書物件を檢査することが出來る。また監理官は必要と認める時は何時でも會社に命じて營業上諸般の計算及景況を報告せしめることが出來る。更に彼は株主總會其他諸般の各會議にまでも出席して自己の意見を陳述する大なる權限を持つてゐる。だが監理官は決議にだけは加はることが出來ない。また日本銀行の監理官は政府より同行に派遣せられ諸般事務を監視する權限を持つものであり、更に興業銀行の監理官は何時にても同行の金庫、券書庫、帳簿及諸般の文書を檢査することが出來るものであり、また株主總會其他の諸般の會議に出席して意見を述べることが出來る。其他はすべて、これと大同小異である。

第四節　監査役の職務と責任

(イ)　監査役の職務

監査役は會社の監督機關として取締役のやつた業務の適否や會社財政の檢査をなすものであるが、各監査役は獨立してなし得るもので取締役のやうに過半數による必要はない。そして監査役は、その職責を十分行ふために次のやうな權限を持つて居る。

(1) 監査役は何時でも取締役に對し營業報告を求め、または會社の業務並に財産の狀況に就て調査することが出來る(改商第二百七十四條、現商第百八十一條)。この中前者を通常營業報告請求權と云ひ後者を業務並に財産調査權と名附けて居る。この權限は監査役が監督機關として働くために必要なるもので會社の營業執務時間であれば何時でもなし得るものであり取締役は、この權限によつて監査役から營業報告が求められたならば、その求めに應じ、または業務並に財産狀況の調査が行はれたならば、その調査を妨害してはならない。この監査役の營業報告の請求または業務並に財産狀況の調査は自分でなすことが必要で、決して代理人にさせてはならない。

(2) 必要ある場合は株主總會を開くことが出來る(改商第二百三十五條第二項、現商第百八十二條)。これは必ずしも會社業務の監督問題に關してではない。この總會では監査役は會社の業務並に財産の狀況を調査せしむるため特に檢査役を選任することが出來る(改商同條第二項、現商同條)。だが、これに關し改正商法では、この臨時總會の招集には監査役過半數の同意が必要であること前に述べた通りである。また資本の十分の一以上の小數株主の請求によつて裁判所に檢査役選任の請求があり裁判所が、この請求によつて檢査役を任命し、その報告を受けて監査役に對し株主總會の招集命令を發した時は、これを招集しなければならない。

(3) 監査役は取締役が株主總會に提出しやうとする書類を調査し株主總會で、その意見を報告する(改商第二百七十五條、現商第百八十三條)。これは定時總會に於ける決算書類の監査並に監査報告の作成が主であるが新株募集の場合には、その新株募集に關する諸事項をも調査して報告することが必要である。

(4) 會社が取締役に對し、また反對に取締役が會社に對して訴を提起する場合は、この訴に就ては監査役が會社を代表するのである(改商第二百七十七條第一項、現商第百八十五條第一項)。これは監査役が原則として許されない會社代表權が許される、ただ一つの例外である。だがこの場合も株主總會は、その代表權を奪つて他人をして會社を代表させることは出來る(同條但書)。また資本の十分の一以上の小數株主が取締役に對して訴を起した時は監査役を代表者とせず特に別に代表者を指定することも出來るのである(同條第二項)。るかも知れないので彼を代表者とすることは株主の訴訟理由に適しないことがあ

(5) 取締役に缺員が生じた時は取締役及監査役が協議の上監査役をして一時取締役の職務を代行させることが出來る。このことは既に述べた。

(ロ) 監査役の責任

監査役も取締役と同樣會社重役であり會社に對しては委任契約の立場にあるため監督者として職務を果すには誠實に且つ注意深くなければならない。若し監査役が職務怠慢のため會社または第三者に損害を與へた時は賠償の責任がある(改商第二百七十八條、現商第百八十六條)。

(1) 會社に對する責任

監査役が職務怠慢のため十分帳簿檢査をせず、その結果不正行爲を、その儘となし會社に損害を與へた時は、その損害の賠償をせねばならない。

(2)　第三者に對する責任

監査役が法規や定款の規定に違反した行爲をなして第三者に損害を與へた時は、よしんば株主總會の決議があつても第三者に對し連帶して損害賠償の責任がある。この場合若し取締役も同時に責任がある時は兩者共に連帶して損害賠償の求めに應ぜねばならない(同條)。

次に監査役に對し株主總會で會社が訴を提起することを決議した時は會社は、この決議の日または請求の日から一ケ月以內に訴を提起しなければならない(改商第二百七十九條現商第百八十七條)。また株主總會で監査役を訴へることを否決した場合、資本の十分の一以上に當る株式を有する小數株主が訴訟提起を會社に請求した時は、これまた前記同樣の訴を起さねばならぬ(同條)。ただ改正商法に於ては、この小數株主は株主總會より三ケ月前から引き續き株式を所有することが必要であることを要求して小數株主權の濫用を防いで居る。この監査役に對する訴には株主總會の決議がなければ取下、和解または請求の拋棄が出來ないとか、小數株主の訴の請求は總會終結の日から三ケ月以內になさねばならぬとか、この取下、和解または請求の拋棄には訴請求の株主の議決權の過半數を要するとか、この訴の請求には相當の擔保を請求せられることがあるとか、會社が敗訴した時は株主は會社に對してだけ損害賠償の責に任ずるとか等は大體取締役の場合と同樣である。

前記の如きが監査役の責任であるが普通銀行の監査役は銀行法の規定によつて年四回に亘つて自己の監査職責を果したことを示すために、一定の書式による監査書を本店に備附けねばならぬ責任が

ある。

第五節　檢　査　役

監査役に關聯して、ここに檢査役のことに就て一言して置く必要がある。元來監査役は、常設の監督機關であるから監査役さへあれば監督が十分出來る譯だが、取締役や監査役の報告並に檢査だけでは滿足出來ない場合は臨時的に檢査役の選任を裁判所に申請することがある。また會社重役に調査報告させることが不適當の場合もさうである。それ故檢査役は臨時の監督機關である。

(イ)　會社設立の場合の檢査役

會社設立の場合に檢査役が選任されることがある。

(a)　發起設立の場合は必ず法規に從つて會社設立檢査に關し檢査役の選任を裁判所に申請し、彼れにその檢査をしてもらはねばならぬこと既に知る通りである。

(b)　募集設立の場合は發起人から取締役と監査役が選任せられた時に限つて創立總會で檢査役を選ぶのであるが、これには裁判所は干與しない。然しこれに就ても既に述べたやうに改正商法では必ず檢査役の選任を裁判所に請求することとし一切を通じて會社設立には裁判所が干與することになつた。

(ロ)　株主總會に於ける檢査役

(a)　定時株主總會に於て取締役の提出した書類及監査役の報告書を調査させるため特に檢査役を選任することが出來る。この例は頗る寡い。

(b)　監査役が必要に應じて臨時株主總會を招集した場合、檢査役を選任することが出來る。既に述べた某セロファン會社事件は、その例である。また小數株主の請求によつて次に述べるが如く檢査役が選任せられ、この報告に基いて裁判所が株主總會招集の命令を監査役に發した時、これによつて招集された株主總會で業務並に財産狀況の調査のため檢査役を選任することが出來る。

(c)　新株募集の際、これに關する報告を監査役に代つてさせるため株主總會は檢査役を選任することが出來る。

(ハ)　小數株主の請求による檢査役

小數株主が會社の業務執行に就て不正事實のあることを疑ふべき理由がある時、または法規或は定款に違反する重大事實の疑がある時、業務並に財産狀況の調査のため裁判所に檢査役の選任を申請することが出來るが、裁判所によつて檢査役が選任された時は彼は、十分檢査調査の上これを裁判所に報告することが必要である。

第十七章　考　課　狀

第一節　會社計算の重要さ

株式會社は營利事業である。それ故利益を擧げ、これを株主に配當することが目標である。そのことは資本主義の是正が叫ばれても尙否定することは出來ないものである。偖て會社の成功ある經營には合理的利益を繼續的に安定的に擧げることが必要だが、それには會社の計算問題が重要な役割をする。それは云ふ迄もなく正確な計算が行はれなければ正確な損益計算や財産計算は不可能だからである。大體現在の株式會社に於ける病理現象は殆んど大半が、この計算問題にからんで起つて居ると云ひ得る。それ故會社の病理を除くには計算の正確を期することが必要であり、この計算に就ての正確な把握は會計學の正しい智識が前提である。故に株式會社の議論ある會計問題に就ては拙著株式會社會計をすすめる。ここでは會計問題に就ては頗るアッサリ說明することにする。

第二節　考課狀とは何か

考課狀といふ言葉を我々がよく耳にするが、これは結局營業並に決算報告書に他ならぬものであり

會社の營業概況の報告や決算書類及利益處分を一括して揭載したパンフレットと云へる。この考課狀は元來會社の株主に送付することが目的である。ここでは考課狀の內容を說明し乍ら會社の會計問題に觸れて行くことにする。

(イ)　考課狀の體裁

その前に先づ考課狀の體裁に就て一言して置くが、この考課狀は必ず印刷したパンフレットとする。そしてその表紙には大體次のやうに示す。

昭和何年上(下)期(自……至……)

第何回營業報告書

何々株式會社

勿論表紙の記載は頗るマチマチであり或る會社は「何年上(下)半期考課狀(第何回)」と示し、或る會社は簡單に「第何回報告」と記載するに止めるものがあり、また或る會社は表紙に營業報告書、財產目錄、貸借對照表、損益計算書、利益金處分に關する議案と、その內容を示すものがある。"これに反して裏面は大體裏白にして何等記載をしないのが普通であるが、中にはこの裏面を利用して營業項目や製品項目を示すものがあり、また表紙と同樣な文句を英文で表はすものもある。惟ふに考課狀の裏面を裏白にして置くことは勿體ない。"これは何とか利用する方法を考へることが必要だ。これに關して白木屋の考課狀には表紙の裏面に白木屋記要といふ見出で會社の沿革及び起源並に會社の現狀を略記して居るが、よい思ひ附であると同時に株主にも、また考課狀閱覽者にも甚だ便利と考へる故ここにそれを紹介して置く。

株式會社白木屋記要

一、沿革及起源

當會社ハ大村家ノ個人經營事業タリシヲ大正八年二月組織ヲ改メテ株式會社トナシタルモノニシテ其起源ヲ尋ヌルニ寬文二年初代大村彦太郎氏(可全ト號ス現代彦太郎氏ヨリ十一代前ノ祖)ノ創業ニ繫リ爾來年ヲ閱スルコト實ニ二百七十餘年連綿タル店運ハ他ニ匹儔ヲ見ザル所ナリ

一、創立總會　大正八年貳月貳拾八日
一、設立登記　大正八年參月七日(金五百萬圓ニテ)
一、增資登記　大正九年七月貳日(金壹千五百萬圓ニ)
一、減資登記　大正拾參年壹月拾八日(金七百五拾萬圓ニ)
一、增資登記　昭和六年拾壹月貳拾八日(金壹千五百萬圓ニ)
一、減資登記　昭和拾年七月拾參日(金壹千五拾萬圓ニ)
一、現在資本金　金壹千五拾萬圓
一、株式數　貳拾壹萬株、內舊株式六萬株、新株式　拾五萬株
一、株式額面　一株五拾圓
一、現在拂込　金八百貳拾五萬圓也
　舊株　金五拾圓全額拂込濟
　新株　金參拾五圓拂込濟

一、決算期　壹月、七月ノ各末日
一、會社ノ目的
一、百貨陳列販賣業(デパートメントストアー)
二、內外商取引ノ代理及物品ノ輸出輸入業
三、寫眞及飮食物營業
四、醫療及工業品ノ製造販賣業
五、賣藥營業及賣藥部外品營業
六、度量衡器及計量器ノ販賣業
七、興行場ノ設置及各種興行

一、社　債
第八回　金四百五拾萬圓
　受託會社　三井信託株式會社
昭和拾年五月貳拾五日發行、利率年四分五厘、昭和拾壹年五月貳拾五日迄据置其後每半年各金拾五萬圓以上ヲ償還又ハ買入銷却シ若ハ兩者ヲ併用シテ昭和拾七年五月貳拾五日迄ニ全額ヲ完濟スルモノトス
但シ買入銷却ハ据置期間中ト雖モ之ヲナスコトヲ得
据置期間經過後ハ何時ニテモ全額ノ繰上償還ヲ爲スコトヲ得

尙裏面の裏側(勿論會社によつては表紙の裏)を利用し定款を記載して置く會社は相當ある。この定款の全文なり、また略文なりを記載してくれることは株主にとつても、また考課狀の閲覽者にも親切である。素より考課狀の性質から云へば會社の略記や定款は必要としないものだ。だが經營者はその本來の目的さへ達すればよいといふ考で考課狀を作らないで、この考課狀はどういふ人の手に入るのであるか、その人達は會社のことに就てどういふことを知りたいのであるか、それに對してはどうしたら其の人達が最も喜ぶかを十分研究して欲しいものである。要するに考課狀を受ける人達の身になつて考へることである。新しく株主になつた人達は會社のことは殆んど判らない立場にあるから定款のことも知りたいし、出來れば簡單乍らも會社の沿革や現狀も知りたいのである。そこを考へてもらひ度いのである。株主になる度毎に定款を請求したり、また經濟雜誌や年鑑で會社の略歷や現狀を知るのでは大變である。特に株主として定款の請求をなしても、これに應じないやうな態度を採る會社があるに於ては、その感が深いと云へる。この考課狀は殆んど全部が縱書である。處が最近になつて橫書のものがボツボツ現はれるやうになつた。これは要するに考課狀の殆んど大半は數字に關係するものであり、この數字は橫書の方が閲覽者には見よいからである。この橫書式は電力會社銀行の一部其他に僅かに見受けるだけだが、これが普及化することは、いづれにしても望ましいことである。また考課狀には普通末尾に株主名と、その持株數とか、または更に大株主名とを附するが株主の數が多い時は、これを考課狀から離して株主名簿として別冊にする。

(ロ)　營業報告

考課狀の內容を示す順序は必ずしも一定するものではない。然し營業報告を先頭にもつてくるものは相當に多い。この營業報告は、また營業概況とか事業報告とか、これに種々の名が與へられて居るが要は同じである。

先づ考課狀は次のやうな文句で出發するのが普通である。勿論その文句は會社によつて異ることは申添へる迄もない。

第何期營業報告

昭和何年何月何日ヨリ昭和何年何月何日ニ至ル昭和何年上(下)期ニ於ケル當社業務ノ概況ヲ玆ニ報告ス

次に營業報告であるが、これはその期に於ける營業の概況を要領よく知らせることが必要であり餘り長きも感心せず、また短きに過ぎることも望ましくない。それは長過ぎる時は株主は、これを讀むことを廳劫がり、また短過ぎる時は餘り簡單に過ぎて要領を得ないことがある。ここに營業報告の實例を一二列擧するが、これは必ずしも長過ぎるもの、短過ぎるものの例ではない。

(1)　某社の事業概況

諸般ノ建設工事所期ノ通リ進捗シ本年六月工場竣工七月一日ヨリ開業セリ爾來操業狀況漸次順調ニ向ヒ市況モ亦良好ナリシヲ以テ相當ノ業績ヲ擧グルコトヲ得タリ

(2)　某社の事業報告書

一般產業ノ進展ニ伴ヒ我ガ鐵鋼業界ハ依然好影響ヲ享ケ期初ニ於テハ幾分不振ナリシモ期末ニハ相當活況ヲ呈シ遂ニ克ク別記ノ成績ヲ擧ゲ得タルハ欣幸トスル所ナリ

○鋼材市場ハ昨夏以降漸落歩調ヲ辿リシガ期初ニ於テ安値底入レノ觀ヲ呈シ在庫品ノ漸減ニ伴ヒ市況轉換ノ機運ヲ生ジ爲ニ鋼材ノ引合激增セリ二月ニ入リ需要期ノ接近ト原料高トニ連レ强含ミニ推移セシモ偶々不祥事件ノ突發ニ依リ商談一時中止ノ已ムナキニ至レリ期央ニ於テハ原料高ト在庫薄トニ依リ製品單價モ數圓方昂騰シ活況ヲ示セリ又合金鐵市場ハ期初引合乏シク市況閑散ナリシガ**アウトサイダー**ノ活躍ニ對抗シ建値引下ゲヲ發表シテ受註ニ努力シタル結果期末相當ノ賣約ヲ見タリ

○鋼管市場ハ期初ニ於テハ組合外輸入品ノ脅威ヲ受ケ取引不振ヲ極メシモ期央稍々荷動ヲ見ルニ到リ期末先高見越モ加ハリ市場益々好轉スルニ至レリ當社ニ於テハ鎔鑛爐及其ノ附帶設備ノ完成ニ力ヲ致シ尚ホ銑鐵ノ拂底ヲ見越シ更ニ高爐一基增設認可ヲ申請シ去ル四月十三日附ヲ以テ主務大臣ヨリ認可ノ指令ヲ得直チニ建設ニ着手セリ一面製品ノ向上、能率ノ增進ニ努力シ且ツ生產並ニ販賣ノ統制ニ關シテハ是亦深甚ノ考慮ヲ拂ヒ專ラ諸般ノ設備改善完備ニ努メタリ

斯クテ當期ニ於テハ總益金五百拾壹萬壹千八百九拾圓參拾錢也ヲ計上シ內金壹百萬圓也ヲ資產銷却金ニ充テ尚金壹百貳拾壹萬圓也ヲ法定積立金、別途積立金、職員職夫退職及扶助基金等ノ項目ニ依リ之ヲ社內ニ留保シ株主ニ對シテハ壹割七分ノ配當ヲ行フノ案ヲ立テ玆ニ株主諸賢ノ御賛同ヲ希フ次第ナリ

一、製造及販賣

當期間ニ於ケル製品ノ製造高ハ貳拾參萬四千四百六拾六瓲ニシテ販賣高ハ貳拾貳萬五千九百八拾九瓲ナリ之ヲ前期ニ比スレバ製造高ニ於テ壹萬七千貳百八拾五瓲ヲ增加シ販賣高ニ於テ壹萬八千六百九拾六瓲ヲ增加セリ

電氣製鐵所ニ於テハ滿俺鐵、金屬滿俺、硅素鐵、チタン鐵、クローム鐵、鏡鐵並ニ鋼塊合計壹萬參千參百貳拾五瓲ヲ製造シ壹萬貳千七百貳拾壹瓲ヲ販賣セリ之ヲ前期ニ比スレバ製造高ニ於テ四千六百四拾八瓲ヲ減少シ販賣高ニ於テ四千貳百七拾瓲ヲ減少セリ

（八）株主總會

これは株主總會の要領を記載するのである。そして定時總會は勿論その期に開かれた臨時總會の要領をも含むものである。尙このほか會社によつては、この事務要領の名の下に株主總會、取締役會、庶務要件、株式移動並に現在株主數を記載するものがあるが、大體は株主總會といふ見出で、これに關する要領を示す。その例を、ここに擧げるが、これは定時株主總會の例である。

一、株主總會

十二月二十四日　第百二十三囘定時株主總會ヲ日本工業俱樂部內ニ於テ開キ第一號、第二號及第五號乃至第八號各議案ハ全會一致ヲ以テ左記原案ノ通リ決議シ第三號議案取締役全員任期滿了ニ付改選ノ件ハ前任者何レモ重任ノ外原邦造氏ヲ新タニ選任シ第四號議案監査役一名補缺選擧ノ件ハ井坂孝氏ヲ選任シタリ

定時株主總會事項

第一號　昭和十年下半期營業報告書、財產目錄、貸借對照表、損益計算書ノ承認及利益金處分案ノ決議ヲ求ムルノ件

第二號　監査役岸田杢氏死去ニ付弔慰金贈呈ノ件但其金額、時期、方法等ハ取締役ニ一任スルコト

第三號　取締役全員（氏名列擧）任期滿了ニ付改選ノ件

第四號　監査役一名補缺選擧ノ件

第五號　左ノ方法ニ依リ當會社資本金壹億四千九百九拾八萬八千圓ヲ參億圓ニ增加スルノ件但當會社資本金壹億四千九百九拾八萬八千圓ハ此資本增加ノ前ニ全額ノ拂込ヲ完了スベキコト

增　資　方　法

當會社資本ヲ金參億圓ニ增加スル爲メ左ノ規定ニ依リ額面金五拾圓ノ新株式參百萬貳百四拾株ヲ發行スルモノトス

一　右新株式ノ內貳百九拾九萬九千七百六拾株ハ昭和十一年五月一日午後五時現在ノ株主ニ割當シ各株主ハ其當時ノ所有株壹個ニ付新株壹個ノ割合ヲ以テ新株式ヲ引受クルコトヲ得ベシ但昭和十一年四月三十日マデニ未拂込株金ノ拂込ヲ完了セザル株主ハ其未拂込株式ニ對スル新株式引受ノ權利ヲ有セザルモノトス

二　前項ニ依リ新株式ヲ引受ケントスル株主ハ昭和十一年六月一日マデニ其申込ヲ爲シ且ツ同日マデニ證據金壹株ニ付金拾貳圓五拾錢ヲ拂込ムベシ若シ同日マデニ其申込ヲ爲サズ又ハ同日マデニ證據金ヲ拂込マザルトキハ其株主ハ新株式ヲ引受クル權利ヲ失フベシ

三　第一項ニ依リ株主ニ割當セザル新株式四百八拾株及前二項ニ依リ株主ノ引受ケザル新株式ノ處分方法ハ取締役ニ一任スルモノトス

四　第一回ノ拂込金額ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ新株式總數ノ引受アリタル時ハ證據金ヲ第一回拂込ニ充當スルモノトス但其新株式ニ對スル昭和十一年下期ノ利益配當金ハ昭和十一年六月一日ヨリ計算スルモノトス

第六號　定款變更ノ件

右增資完了ノ上ハ定款第五條ヲ左ノ如ク變更ス

第五條　當會社ノ資本ハ金參億圓ニシテ之ヲ六百萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七號　當會社ハ金五百萬圓ヲ公益事業ニ寄附スルコト但右金額ハ五箇年以內ニ拂込ムモノトシ其寄附ノ條件及手續ハ一切取締役ニ一任スルモノトス

第八號　當會社ハ從業員ノ幸福增進ノ爲メ金參百萬圓ヲ寄附スルコト但右金額ハ五箇年以內ニ拂込ムモノトシ第一回拂込ノ時財團法人ヲ設立スルモノトス其寄附行爲ノ內容及財團法人ノ設立ニ關スル手續ハ一切取締役ニ一任スルモノトス

また臨時株主總會に關する例を擧ぐれば次のやうである。

二、臨時株主總會

昭和拾年四月壹日(月曜日)日本工業倶樂部ニ於テ普通株主總會、優先株主總會並ニ臨時株主總會ヲ開催シ左記方法ノ資本減少ニヨリ損失補塡並ニ資產整理銷却ヲナス事ヲ決議シタリ

一、資本減少ノ件

當會社ノ資本總額金壹千五百萬圓ヲ金壹千五拾萬圓ニ減資スルコト

右資本減少ノ方法左ノ如シ

一、當會社普通株式金五拾圓拂込濟ノモノ五株ヲ併合シ金五拾圓拂込濟貳株トナスコト

一、株式併合ニ適セサル端數株式ニ付テハ商法ノ規定ニ從ヒ新ニ發行スル株式ヲ競賣ニ附シ其代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコト

一、其他株式併合ニ關スル事項ハ取締役ニ一任スルコト

一、右普通株式ノ併合ニ對シ優先株式ハ其ノ優先權ヲ削除シ爾後普通株式ト平等ニ配當ヲ享クルコトトス

二、定款變更ノ件

一、第三條ノ內「支店ヲ大阪市ニ」ヲ削除ス

一、第四條ヲ左ノ通リ變更ス

第四條　當會社ハ資本總額ヲ金壹千五拾萬圓トス

一、第六條ヲ左ノ通リ變更ス

第六條　當會社ノ株式ハ總數貳拾壹萬株ニシテ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
（第二項優先株ニ關スル條項ヲ削除ス）

一、第十八條ノ第三項ヲ削除ス

一、第二十四條ノ內「當會社株式五百株以上」トアルヲ「當會社株式壹百株以上」ト變更ス

一、第二十七條ノ內「所有株式參百株」トアルヲ「所有株式壹百株」ト變更ス

但シ右ノ內第四條、第六條及ヒ第十八條ニ關スル變更ハ資本減少ノ完了ヲ條件トス

三、社債發行ノ件

社債金五百萬圓ヲ限度トシテ發行スルコト

社債發行ノ時期、利率、發行價格、償還ノ方法、期限、擔保ノ方法、分割發行其他一切ノ事項ハ總テ取締役會ノ決定ニ一任ノコト

（理由）第六回及第七回社債ノ內右金額借替ノタメ

右ハ原案通リ出席株主全員異議ナク之ヲ承認可決シタリ

（三）庶務要項

これは會社の、その期間に於ける庶務關係の重要事項の報告である。例へば取締役の選任、退任、社債の登記等々種々の商業登記事項や拂込の催告や減資の際の債權者異議に就ての催告のやうな事項を示すのである。會社によつては登記事項といふ項目で示すものもある。その一例を示せば次のやうである。

一、昭和九年六月貳拾日佃、王子兩工場財團ニ對シ第貳回物上擔保附社債信託ニ因ル抵當權設定ニ付之カ登記ヲ同月貳拾壹日東京區裁判所富士見町出張所ニ登記ヲ了セリ

一、昭和九年六月貳拾壹日當社新株式ハ東京大阪兩株式取引所長期取引開始ノ認可ヲ受ケタルニ付大阪ハ同月貳拾八日、東京ハ七月貳日ヨリ上場セリ

一、昭和九年六月參拾日佃工場財團ニ對スル第壹回物上擔保附社債信託ニ因ル抵當權解除ニ付之カ抹消登記ヲ七月貳日東京區裁判所富士見町出張所ニ申請之ヲ了セリ

一、昭和九年六月貳拾五日第壹回物上擔保附社債金九拾五萬圓ノ內金九萬壹千圓及同月參拾日金八拾五萬九千圓ヲ償還シタルニ付之カ抹消登記ヲ七月九日東京區裁判所ニ申請之ヲ了セリ

一、昭和九年六月貳拾五日左記條件ヲ以テ第貳回物上擔保附社債ヲ發行シタルニ付之カ登記ヲ七月九日東京區裁判所ニ申請之ヲ了セリ

一、社　債　ノ　總　額　　金貳百萬圓也

一、利　　率　　年四分八厘

一、償還ノ方法及期限　　期限七ヶ年但壹ヶ年据置其後半年毎ニ金拾萬圓以上ヲ抽籤償還又ハ買入銷却ノコト

一、擔　　保　　佃、王子兩工場財團

一、昭和九年九月貳拾貳日新株式第貳回株金拂込通知ヲ左記ノ通リ發送セリ

一、拂込金額壹株ニ付金拾貳圓五拾錢、期日昭和九年拾貳月壹日

一、昭和九年九月貳拾九日右株金拂込期日ヲ左記ノ通リ變更ノ旨更ニ通知セリ

一、拂込期日　　昭和拾年貳月壹日

(ホ) 株　式

これは、その期間に於ける株式の移動並に現在株主數に就て報告するものである。その例は次のやうであるが普通の場合は最後の株式移動と現在株主數だけを示すに過ぎない。

一、昭和拾年參月拾貳日ヨリ臨時株主總會並ニ優先株主總會終了ノ日迄株式名義書換ヲ停止シタリ
二、株式併合ノタメ昭和拾年七月八日限リ普通株券全部ノ提供ヲ求メタリ
　株式併合後ノ新株券ヲ昭和拾年七月貳拾日ヨリ一般ニ交付シタリ
三、昭和拾年七月八日限リ提供ヲ求メタル普通株式ノ內提供無キ株式及提供株式中併合ニ適セサル端株ヲ併合シ新タニ發行シタル八百貳株ハ昭和拾年七月貳拾六日競賣ノ手續ヲ了シタリ
四、當期間株式名義書換數ハ一、六六四件四二、四六一株ニシテ期末現在株主數ハ四、五三三名之ヲ前期々末ニ比スレバ七三八名ヲ減少シタリ

(ヘ) 取締役會

會社によつては、その期間に於ける取締役會の開催度數と、その決議事項數を報告するものがある。その一例は次のやうである。

當期間取締役會ノ開會數ハ四回ニシテ其ノ決議シタル事項ハ十六件ナリ

(ト) 從業員狀況

會社によつては殊に製造會社では從業員の就去、移動、現在狀態を報告する。

(チ) 雜　件

共他會社によつては特に製造會社では工場建設に關する報告とか、前記の事項以外の報告をなすものがある。その一例を示せば次のやうである。

一、當社ハ昭和十一年三月二十五日ヨリ東京市ニ開催セラレタル日本工業大博覽會及岐阜市ニ開會セル躍進日本大博覽會ニ同年四月十日ヨリ阪神甲子園ニ開催セラレタル輝ク日本大博覽會ニ又同年四月十五日ヨリ富山市ニ開催セラレタル日滿產業大博覽會ニ夫々製品各種出品陳列シ何レモ好評ヲ博セリ

第三節　財產目錄

財產目錄とは決算當時の會社に屬する財產卽ち資產と負債との個々の明細表である。そしてこの財產目錄には財產を構成するものは何であるかを個別的に詳細に示して、その金額をも揭げねばならない。この財產目錄の作成は法規の要求する處である(改正商法第三十三條、現商第二十六條)が、改正商法では大部變つた處がある。この財產目錄は會社にあつては成立の時及毎決算期に作成することが必要である(改正商法同條第二項)。またこの財產目錄は、これを編綴し、または特に設けたる帳簿に記載せねばならない(改正商法同條第三項)。ここに編綴した帳簿といふのは綴込んだ帳簿のやうに考へられる。更に財產目錄には作成者が、これに署名することが必要である。これは今度新に加へられたのであるが作成者とは、果して實際の作成者か、それとも作成の義務者であるか？　それは判然としないが恐らく作成の義務者が署名するのであらう。財產目錄の規定は同時に後程說明する貸借對照表にも及ぶものである。それは法規は別個でなく財

産目錄と貸借對照表とを併せて規定して居るからである。

ここには先づ實際の考課狀に示される財産目錄を擧げて、これに對する說明を補足しやう。これは某會社の財産目錄である。

○財　産　目　錄　（昭和何年五月參拾壹日現在）

項目	金額	
拂込未濟株金	貳四、九四五、〇〇〇	円
固定資產	〇〇〇	
（內譯）	四四、五九〇、壹七六	壹六〇
土地		
建物	九、〇參貳、〇壹貳	〇四〇
設備及機械	五、六參九、五〇五	五〇〇
器具	壹六、八八貳、四九六	參參〇
什器及圖書	五七參、四六四	七四〇
新設工事費	壹參壹、八參參	四五〇
出資金	壹貳、參參〇、八六四	壹〇〇
貯藏物品	五、七四七、四七五	〇〇〇
	七、四五八、四九九	壹七〇
半製品	貳、貳八貳、六四七	八九〇
製品	五、參壹九、七四六	貳貳〇
得意先勘定	六、九〇八、七〇四	〇五〇
受取手形	五壹貳、八九貳	五四〇
有價證券	五九、九五〇	〇〇〇
銀行勘定	八、五貳五、〇貳五	七〇〇
現金	壹八七、五八五	九七〇
諸口借方勘定	貳、參六五、七壹貳	六〇〇
附屬事業及諸施設勘定	貳五〇、〇五〇	貳四〇
未精算勘定	五〇五、八七〇	九〇〇
合計	壹〇九、六五九、參參六	四四〇

(イ)　財産目錄の形式

財産目錄の形式に就ては別に制限がないが正確にして且つ閱覽者に便宜になるやうな形式を選ぶことである。これに就ては產業合理局の財務諸表準則中の財產目錄形式に關する注意が大いに參考となる故、これを列擧する。

(1)　財產目錄には「財產目錄」なる標題、決算日及社名を記載すべし更に第何期末と附記するを可とす。

(2)　財產目錄は橫書とし、アラビア數字を以て記載するを原則とするも縱書とし日本數字を用ふるも亦

可なり。

(3) 財產目錄には資產の科目を前に、負債の科目を後に列記し、兩者の差額は之を「純財產」として負債の次に示す。「未拂込資本金」は「純財產」の次に之を記載すべし。

(4) 資產及負債の綜合方法並に其の配列の順位は、貸借對照表に於けると同一とすべし。

(5) 綜合科目の金額は別種の書體若くは別色を以て之を示し又は括弧を附して之を記載し、內譯科目を區別するを可とす。

㈠(ロ) 財產の價格

先づ財產目錄に揭載すべき資產、負債の値段はどうするか？　現行法では財產目錄の値段は、この目錄を作成する時の時價を超えてはならない(現商第二十六條第二項)。言ひ換れば時價以下で見積つて戴せる必要がある。例へば今營業用土地の買入値段(帳簿値段)が一萬圓であるが財產目錄調製の時の値段が一萬二千圓だといふならば一萬二千圓の價額で載てもよいし、また一萬圓の値段で記載してもよい。それはどちらも時價か、または時價以下だからである。また手持商品が帳簿價格として五萬圓だつた時、次の財產目錄作成の時が物價が下落して四萬九千圓だつたとすると時價を超えて評價することは許されないから四萬九千圓の値段を附けて壹千圓だけは評價損としなければならない。こういふ譯で現行法では時價以上に評價することは許されないが安全第一主義で時價より安い値段をつけることは差支へない。この評價の原則は一律で例外がない。處が、この評價原則一本槍だと非常に困る場合が出て來る。それは時價といふもののない財產である。例へば店舖とか工場とか土地とかいふ固定設備

資產は有價證券とか商品とかと違ふて、依るべき時價が判らないし、また評價することも困難だ。そこでこの問題に衝き當るし、またこの問題の評價が實際には重要なのである。それは時價以下主義で押し進めると物價の高い時代に作つた建物機械は非常に割高である。處が後に至つて物價が激落したとすれば、その時にこの評價原則で行けば時價を超へることは出來ないから勢ひ時價に依る。そうすれば一邊に巨額の財產上の損失が生じて結局會社は營業外の成績で左右されることになり實際には適合しない。そこで改正商法では營業用の固定資產に限つて例外の評價を認めて、この種の資產については其取得價額(調達價額)または製作價額から決算時までに至る間の相當の減價償却を控除した價額を附することが出來ることにして(改商第三十四條第二項)、これを最高の限度とすることにし實際に適合させることにした。また更に改正商法第二百八十五條に於て財產目錄に就ては其の取得價額または製作價額を超ゆる價額を附し、また取引所の公定相場のある有價證券は、その決算期前一ヶ月の平均價格を超ゆる價額を附することを禁じた。ここに有價證券の評價を決算當日の公定相場に依らしめないで決算前一ヶ月の平均價格としたのは評價を引上げるためにやる決算前の工作を防ぐためであるが、一ヶ月間の平均値段の算出方法や、その基礎である價格等に就ては實際としては種々の疑問が起つてくるだらうし面倒も起ると豫想される。

(八) 記載すべき項目

財產目錄に記載すべき項目は財產と名が附くものは何でもよい譯だ。だが實際は仲々問題がある。

(a)　負債は財産か

先づ負債は財産か？　これは會計學では喧しい問題で益々紛糾するだけで解決はされないが通說では、これは財産であり資産に對して消極財産と云はれるのである。[11] それだから負債は、これを財産目錄に計上すべきである。然し實際には負債を載せないのが非常に多い。前揭の例も、それである。これは我國の古い習慣から負債だけは載せないのだが惡い習慣であり打破すべき慣例である。甚だしいのになると現今でも考課狀に「貸借對照表中資産之部ニ同一ナルニヨリ之ヲ略ス」といふのを見受けるが聊か、なさけない氣がする。然し中には負債まで示す名實共の財産目錄を作成して居るものもあるが內譯明細表は、これを省略するなどといふに止めて居るのは感心しない。それは財産目錄は內譯明細が大切なのであるからだ。實際にみられるやうに、ただ貸借對照表と同じやうな表示の仕方では眞の役には立たない。產業合理局の財務諸表準則にも

「財產目錄ニハ資產及負債ヲ成ルベク詳細ニ分類シ其ノ內容ヲ示スベキ說明又ハ附記ヲ爲スベシ、重要ナル科目ニシテ其ノ內容ノ複雜多岐ニ亘ルモノハ別表ニ依リ內譯目錄ヲ作成シテ財產目錄ノ記載ヲ簡約スルコトヲ得」

とあるが蓋し尤もなことである。また會社によつては負債を計上することはよいが株金、積立金の如き資本關係の項目まで載せて居るものがある。それでは結局貸借對照表と異らない。こんなのが一流の大會社にあるのかと思ふと、なさけない氣がする。どうも困つたものだ。會社經營者と會計擔當者の頭を改造することが急務である。

(b)　未拂込株金

未拂込株金は、これを資產として財產目錄に記載すべきものであるか、どうかはこれまた一つの問題である。嘗て產業合理局案の未定稿に於ては、これを財產目錄に計上することを否定したが、確定稿の準則に於ては、これを條件附で計上を許して居る。卽ちこの未拂込株金の記載に就て產業合理局案は次のやうに述べて居る。

「未拂込資本金ハ資本勘定ニ屬スル科目ナリト雖モ他日拂込ヲ受クベキ會社ノ權利ヲ示スモノナルヲ以テ財產目錄ニ揭グベキモノトス。但シ普通ノ資產ト其ノ性質異ル點アルヲ以テ別途ニ之ヲ揭グベシ」

だが未拂込株金は普通の資產と同列でも差支へない。

(c)　其　他

保證債務や其他の偶發債務は、これを財產目錄に記載する必要があるか？　この偶發債務は、これを財產目錄に載せるとしても他の負債と同一列にする必要はない。欄外か摘要欄だけに示し、ただ偶發債務のあることと、その額を載せればよい。これに就て產業合理局案では次のやうなサジェッションを與へて居る。

「保證債務其ノ他ノ偶發債務ハ之ヲ負債ニ計上シ求償權アルモノハ見返勘定トシテ之ヲ資產ニ揭グ。但シ其ノ金額ハ共ニ摘要欄ニ記載スルニ止ム。先物賣買ノ契約額ニ付同ジ」。

尙財產目錄の作成に就ては是非產業合理局案の、それを絕好の參考とすべきである。

第四節　貸借對照表

貸借對照表は決算日現在の會社の財政狀態を展開する表であつて、これも法規によつてその作成が强要されるものである。そしてこの貸借對照表は、これまた改正商法では編綴し、または特に設けられたる帳簿に記載せねばならぬし作成者の署名を要することも財產目錄と、まつたく同じである。ただ貸借對照表だけは株主總會の承認を經た後、取締役が遲滯なく社會に公告することが必要である（改商第二百八十三條第二項、現商第百九十二條第二項）。尙ここに注意を要することは現行法では貸借對照表公告は何時するかは判然としないため解釋としては決算日から遲くも三ヶ月以內位になさねばならぬとされて居る。尤も銀行のやうに貸借對照表を決算日から原則として一ヶ月以內に大藏省に、他の決算關係の諸書類と共に提出しなければならぬ關係から自然に、その公告の時期も、この提出と稍一致する結果になるが一般の會社は必ずしもさうでない。處が改正商法では直前述べたやうに株主總會の承認後、遲滯なく公表せねばならない。この公表の問題に就ては、また述べる。

ここに考課狀に於ける貸借對照表の一例を示せば次のやうである。これは曩に財產目錄の例として引用した會社の貸借對照表である。

○貸借對照表（昭和何年五月參拾壹日現在）

負債之部		資產之部	
項目	金額	項目	金額
株金	五五、參〇〇、〇〇〇圓〇〇〇	拂込未濟株金	貳四、九四五、〇〇〇圓〇〇〇
法定積立金	貳、壹四八、八〇〇〇〇〇	固定資產	四四、五九〇、壹七六、壹六〇
別途積立金	壹〇、五〇〇、〇〇〇〇〇	出資金	五、七四七、四七五、〇〇〇
職員退職及扶助基金	壹、〇九壹、六六貳六參〇	貯藏物品	七、四五八、四九九、壹七〇
職夫退職及扶助基金	壹、壹參〇、〇〇〇、〇〇〇	半製品	貳、貳八貳、六四七八九〇
社債	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	製品	五、參壹九、七四六、貳貳〇
借入金	壹四、壹〇〇、〇〇〇、〇〇〇	得意先勘定	六、九〇八、七〇四、〇五〇
購買先勘定	參、八〇參、七參壹、七九〇	受取手形	五壹貳、八九貳、五四〇
支拂手形	八、〇七九、四壹七、七〇〇	有價證券	五九、九五〇、〇〇〇
從業員身元保證金	壹、〇參壹、貳〇貳四九〇	銀行勘定	八、五貳五、〇貳五、七〇〇
諸預リ金	四四八、參〇〇、八參〇	現金	壹八七、五八五、九七〇
諸口貸方勘定	壹、九六〇、六參貳四五〇	諸口借方勘定	貳、參六五、七壹貳、六〇〇
前期繰越金	九五參、六九八、貳五〇	附屬事業及施設勘定	貳五〇、〇五〇、貳四〇
當期利益金	四、壹壹壹、八九〇、參〇〇	未精算勘定	五〇五、八七〇、九〇〇
合計	壹〇九、六五九、參參六、四四〇	合計	壹〇九、六五九、參參六、四四〇

(イ) 貸借對照表の形式

貸借對照表の形式であるが、これは丁度服裝問題のやうなものである。この貸借對照表には先づ貸借對照表であることを示す標題が必要である。そしてこれに決算日と社名を添へねばならない。決算日でなく自何月何日至何月何日といふやうに期間を示すものを、まだ案外多數見受けるが、これなどは會計學の初歩さへ知らぬ恥だ。貸借對照表といふものは期間の財政の動きを示すものでなく或る瞬間の靜止狀態の財政實狀を展開するのだから何日現在でなければならない。習慣とか隨性とかいふものは恐ろしいものである。この貸借對照表には、その會社の歷史を示すために第何期末と添へることがよく、また實際にも殆んど例外なく附記して居る。

次に貸借對照表の內容の示し方であるが、これは前例のやうに日本式の縱書で數字も、また日本式であり、從つて上段下段に分離することが普通だ。よく公表されるものには前部と後部に分て居るものを見受ける。この場合は上段又は前部が借方で資產を展開すべきものであり、下段または後部が貸方で負債及資本を示すべきものである。處が我國では實にマチマチで丁度服裝に右前もあれば左前もあるやうなものだ。何とか統一したいものである。幸に產業合理局の財務諸表準則では直前述べたやうに縱書日本式の場合の標準を示したから、これに從ふべきことが急務だ。

日本式は數字を取扱ふ限り不便である。橫書でアラビヤ數字を用ふるに超したことはない。そして貸借對照表を左右二欄に分けて左側が借方右側が貸方であることが原則である。イギリスでは特殊の理由から、これとまつたく正反對の表示方法を採つて居るが、眞似る理由は少しもない。この貸借對照表の借方には「資產」貸方には「負債及資本」と附記しても差支へない。この橫書式は近頃だんだん考課狀にも用ひられるやうになつたし、また公表貸借對照表にも見られるやうになつた。誠によい傾向である。

偖て今度は科目の配列であるが、これは資產に就ては土地とか建物機械とかいふやうな固定資產を先頭に揭げ漸次商品とか賣掛金とか現金とかいふ流動資金を配列し最後に假拂金とか未決算とかいふやうな雜勘定それから保證債務のやうな偶發債務を示すのであり、また負債及資本に就ては社債のやうな長期負債を先づ初めに、それより買掛金、支拂手形といふやうな短期負債を揭げ最後に株主勘定を列擧するものである。これを固定性配列法といふのである。これが原則だが、事業の種類によつては反對に流動性のものを先頭にする流動性配列法でもよい。勿論銀行とか信託會社等のやうに特別法で貸借對照表の標準雛形のあるものは、これに從はなければならない。それから貸借對照表に科目を示すには適當な分類をなすことが必要である。そしてその科目名は、その種類構造、性能、目的等から觀て名附け誰れでも、その名前で、それはどんなものか判るやうにすることが必要だ。故意に誰れにも判らぬやうな科目名を附することは時代錯誤だ。科目の分類に就ては產業合理局案は次の分類法を敎へて居る。

資　產　(1)固定資產、(2)投資、(3)特定資產、(4)作業及販賣資產、(5)流動資產、(6)雜勘定

負　債　(1)長期負債、(2)短期負債、(3)引當金、(4)雜勘定

資　本　分類なし、株式會社は株主勘定といふ。

この貸借對照表の金額欄は普通一欄であるが、時には內譯欄や補助欄を設けてもよい。だが此等の欄を設けると普通の紙では紙面が不足するから分類のための綜合科目にはゴジックを用ふることがよ

貸借對照表

昭和何年11月30日現在

借　方	金　額	貸　方	金　額
未拂込株金	22,500,000 00	株　金	90,000,000 00
水力發電所	6,066,758 06	準備積立金	8,060,000 00
火力發電所	980,038 69	別途積立金	300,000 00
七瀧川第二發電所工事費	99,233 31	退職手當基金	575,856 51
送電線路	949,552 04	社　債	60,000,000 00
水俣工場	6,229,318 39	借入金	5,000,000 00
什器及雜建物	403,469 84	支拂手形	13,662,890 84
鑛業財產	121,860 18	假受金	7,373,440 53
有價證券	109,007,169 74	未拂金	1,196,264 27
貸付金	34,193,930 00	未拂配當金	18,076 99
貯藏品	454,075 67	前期繰越勘定	731,393 02
製賣掛金	587,356 80	損益勘定	3,347,617 02
受取手形	1,022,975 05		
假拂金	699,573 61		
未收入金	1,054,307 48		
銀勘定	102,011 57		
合　計	5,793,908 75		
	190,265,539 18	合　計	190,265,539 18

い。これ等に就ては產業合理局の財務諸表準則を精讀することが必要だ。尙ここに參考のため考課狀に橫書式アラビヤ數字を用ひた例を擧げれば前頁のやうだ。これは日本窒素肥料のそれである。

(ロ)　產業合理局案の準則

ここに參考として產業合理局案の貸借對照表準則だけを拔萃して揭げる豫定であつたが何にしても既に頁數が豫想以上に增したので遺憾乍ら割愛することにした。

(ハ)　改正商法で新に貸借對照表記載を許された項目

商法の改正部分には會計に關するものが相當に多いが、ここでは貸借對照表に就てだけを述べる。

(a)　設立費用並に設立登記稅

設立費用卽ち創業費は貸借對照表に載せることが出來るか？　別言すれば、これを資產として計上することは許されるか？　この問題は會計學の謎である。その詳細は拙著株式會社會計に讓るが、これは學界大いに議論のある處である。處が、これに就て改正商法は設立費用、發起人の受くべき報酬額(實際には殆んどないが)及設立登記稅だけは創業費の名に於て貸借對照表の資產の部に計上することを許した(改商第二百八十六條)。それ故創業費として取扱はれる範圍が限定された。果して、どういふ意味で資產として、これを計上することを許したのか、ここにそれを詮議する必要はないが、兎に角これで貸借對照表に於て創業費は資產として取扱ふても差支へないことが明文化された。但し、これを資產として計上する場合は會社が成立してから、若し開業前に利息配當をなすことを定めた時は、その配當を止め

た後五ケ年間に毎決算期に於て均等額以上の償却をせねばならない(改商同條)。それだから改正商法では條件附で資產計上を是認して居る譯である。

(b)　社債發行差金及發行費

社債を割引發行した時は、それだけ額面より手取金が寡くなる。また社債發行には種々の發行費がかかる。この社債發行差金及發行費は會計學上どう取扱ふか？　これまた疑問である。これに就ても拙著株式會社會計を參照せられたい。この點に就ても改正商法は、これを貸借對照表の資產側に計上することを認めるが、これまた一定期限內に償却を條件とすること次の如くである。

「社債權者ニ償還スベキ金額ノ總額ガ社債ノ募集ニ依リテ得タル實額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ貸借對照表ノ資產ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債償還ノ期限內ニ每決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ爲スコトヲ要ス」(改商第二百八十七條)。

これは要するに從來の實際の慣行を承認したに過ぎない。

(c)　建設利息

事業の性質によつては建設利息の配當を許すのである。これに就ては、また利益配當に關聯して說明する豫定であり更に詳細は、これまた拙著株式會社會計を讀まれたい。

この建設利息は、これを會計學上如何に取扱ふべきかに就ては、これまた明文を缺いたため大いに問題となつて居るものである。處が改正商法では、これに就て明文を與へ建設利息を貸借對照表の資產側に計上することを是認して居る。但しこの場合は年六分以上の利益を配當する每に其の超過額と同額以上の金額を償却せねばならない(改商第二百九十一條)。例へば或期に於て八分の利益配當をしたならば、六分を超へるだけ卽ち二分または、それ以上の金額だけ建設利息の償却に當てることが必要だ。これで法規的には解決が出來た譯だ。

(d)　法定積立金

法定積立金といふのは商法の規定によつて利益の中から必ず設けねばならぬ積立金である。法律では、これを準備金といふて居るが、この名前は避ける方がよい。それならば法定積立金は、どれ程設けねばならぬか？　これは現行法でも改正商法でも同じで資本金の四分の一に達するまでであり、そして積立つべき金額は每決算期の利益の二十分の一以上である(改商第二百八十八條現商第百九十四條)。ただ改正商法では現行法で「利益ヲ配當スル每ニ準備金トシテ其利益」云々を「每決算期ノ利益」と改めて、從來の疑點を或る點まで一掃したことである。この法定積立金に就ても拙著を參照されたい。尙この法定積立金に就て一言して置きたいことは株式をプレミアム附で發行した時はプレミアムは法定積立金が資本の四分の一に達する迄は、これを法定積立金に繰入れねばならぬのであるが改正商法では法定積立金に繰入るべき金額はプレミアムから株式發行のため必要なる費用例へば株式發行のために要した廣告費其他の費用を控除した實額だけとしたことと(改商第二百八十八條第二項)法定積立金の用途は資本缺損の塡補以外には利用することを得ないと明文化したことである(改商第二百八十九條)。また法定積立金に就ては銀

行のやうに、また信託會社のやうに特別法で、その資本總額に達する迄毎決算期の利益の十分の一以上を積立つべきことを要求して居るものもある。

(e)　身元保證金及退職手當積立金

これは貸借對照表關係といふよりは計算に關する改正問題であるが、序にここで簡單に說明して置く。大體現行法では會社と使用人との雇傭關係に基く債權に對しては特別の保護がない。例へば就職に當つて身元保證金を入れて漸く入社出來た。處が入社早々會社が破產でもすると社員は、この身元保證金だけを先取する譯にはゆかず泣き寢入だ。そんな悲慘なことも起る。また社員が稼いだ月給ボーナスを會社に預けて置く場合もさうだし、また退職手當積立金でも、その通りだ。それだから世の中には一生汗水流して働いた金を會社が破產したばかりに棒に振る者が隨分ある。これは要するに會社と使用人との雇傭關係に基く債權に就て商法に特別の規定がないため會社が破產すると、これ等の債權も破產財團に入れられて一般の債權者と同じ取扱を受けるからだ。そこで改正商法は、この點に就て特別保護規定を設けたが、それは身元保證金の返還請求權や退職手當金の請求權のやうな會社に對する雇傭關係に基く債權は會社の總財產の上に先取特權があることにした（改商第二百九十五條）。この場合退職手當金の請求は債權か、または會社の恩惠かといふ點は一つの問題だが、これが雇傭關係に基く債權だとすれば前記の通り先取特權がある。そして、この先取特權の順位は共益費用の先取特權に次ぐものである。この規定は會社使用人には何よりの福音である。

第五節　損益計算書

損益計算書は決算期間の損益狀態を示す表である。別な言葉で云へば決算期間中に、どれだけの營業活動をして、どれだけの損益を擧げたかを數字的に展開するものである。それ故これは會社財政の動きを示すものである。

この損益計算書にも、これまた標題を附することが必要であるが、單に損益表といふても差支へない。この計算書には決算期間例へば自何年何月何日至何年何月何日と示すと共に社名を載せる。これまた第何期と添へることが望ましいことは貸借對照表と同じである。この損益計算書は橫書アラビア數字を用ひて左右二欄に分け左側に損失並に經費の科目を右側に收益の科目を擧げることが原則である。若し縱書式の日本數字を用ひる場合は上段または前部と下段または後部にする。そして上段または前部には損失並に經費の科目を、また下段または後部には收益の科目を載せる。だが產業合理局案では、この場合從來からの實際慣例に倣つて上段または前部に收益の科目を、下段または後部に損失の科目を記載しても差支へないといふて居るが、これは一つの妥協である。この損益計算書に於ては金額欄に補助欄とか內譯欄とかを設けない際は綜合科目は、ゴジックで示すことがよい。

この損益計算書を示せば次のやうなのが普通である。

損益計算書（自昭和何年十二月一日　至昭和何年五月三十一日）

收入之部			
商品販賣收入金		貳九、九壹四、九六二	円 七五〇
雜損益金		參貳五、參參七	壹四〇
合計		參〇、貳四〇、貳九九	八九〇
支出之部			
商品製造原價		貳貳、七五七、四四〇	貳壹〇
運賃諸掛		壹、四〇七、壹壹六	五五〇
營業費		九貳參、〇九壹	〇八〇
諸利息		四〇、七六壹、	七五〇
合計		貳五、壹貳八、四〇九	五九〇
差引利益金		五、壹壹壹、八九〇	參〇〇
內			
資產償却金		壹、〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇
再差引當期純益金		四、壹壹壹、八九〇	參〇〇

損益計算書は前記のやうに考課狀に示される場合は勘定式である。勘定式といふのは表を左右二欄に分けて會計學の借方貸方の形式に則るものであるが、それは日本式の場合は上段または前記と下段または後部に分離される。だが實際に會社が內部的に作る場合は報告式といふて商品（または製品）賣上高を先頭に掲げ漸次經費損失を控除して損益數字を最後に展開する式のものを作る。然し考課狀に掲載する場合は勘定式にして且つ頗る概括的な數字しか示さない。會社によつては賣上高さへ故意に示さない。これは要するに損益狀態を明細に示すことは營業上非常な不得策だと考へるからわざと簡潔にするからである。この損益計算書では固定資產の償却を經費としないで一應當期利益金を算出し、それから第二次として、これを差引く會社が非常に多いが、この弊風も早くなほさねばならない。この損益計算書に就ても產業合理局案の準則は大いに參考となる故一讀されたい。ここには紙數の關係上轉載しない。

損益計算書

自昭和何年 6 月 1 日
至昭和何年 11 月 30 日

收入	金額		支出	金額	
製品代	4,949,054	66	製品費	1,673,649	24
電力料	312,425	59	營業費	1,719,451	35
電燈料	49,191	14	支拂利息	2,075,387	71
證券收入	1,583,764	95	財產銷却金	500,000	00
利息收入	1,086,273	56	純益金	3,347,617	02
雜收入	1,335,395	42			
合計	9,316,105	32	合計	9,316,105	32

常に多いが、この弊風も早くなほさねばならない。この損益計算書に就ても產業合理局案の準則は大いに參考となる故一讀されたい。ここには紙數の關係上轉載しない。

この損益計算書に橫書を用ひるものが多くなつたことも、また見逃し得ない喜ばしいことだが、ここにこの橫書式を用ふる實例を示せば上揭のやうである。

第六節　利益金處分案

考課狀內容の最後を飾るものは利益金處分案である。勿論これは案として記載されて居るが實際は株主總會の承認を經たものである。この處分案の實例を示せば次のやうである。

利益金處分案

當期總利益金		壹八、貳參六、七九貳四
內		
固定資產消却金		五、〇〇〇、〇〇〇
公益事業及從業員幸福增進寄附基金		壹、〇〇〇、〇〇〇
差引		
當期利益金		壹貳、貳參六、七九貳
前期繰越利益金		壹、〇五九、四壹參
合計		壹參、貳九六、貳〇五
內		
法定積立金		壹、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金		參、〇〇〇、〇〇〇
株主配當金		七、〇貳壹、貳五參
但舊株（全額拂込濟分）	壹株ニ付金貳圓五拾錢	
新株（昭和拾壹年參月貳日全額拂込濟分）	壹株ニ付金貳圓拾八錢六厘（年壹割）	

役員賞與及交際費		四〇〇、〇〇〇
職員職工恩給基金		八〇〇、〇〇〇
後期繰越金		壹、〇七四、九五貳
以上		六貳

右之通リニ候也

昭和何年五月參拾壹日

何々株式會社

取締役社長　何　某

（以下取締役連名）

前記各項調候處相違無之候也

監査役　何　某

（以下監査役連名）

相談役　何　某

會社によつては、これを利益金處分案とせず利益金處分となし取締役連名の前に「右昭和何年何期決算ニ係ル書類提出候也」と記載し、また監査役連名の前に「右調査ヲ遂ゲ其ノ正確（マタハ適法正確）ナルヲ認（證）メ玆ニ報告候也」と示すものがある。考課狀としては後者の記載が正しい。尙利益配當其他利益處分に就ては章を改めて說明することにする。

第七節　貸借對照表の公表

株式會社では株主總會に於て決算書類が承認されたならば取締役は、これを社會に公表しなければならない（改商第二百八十三條第二項、現商第百九十二條第二項）。而も改正商法では承認を得たる後、遲滯なくせねばならなくなつた。それならばどういふ形式の貸借對照表を公告するか？　これに就ては特別法に於て、その形式の定められたものを除いては現行法には何等の規定がない故、貸借對照表の實質を持つものならば、どういふ形式でも差支へない。例へば考課狀と同一の形式で、また同一の項目で發表しても差支へなければ、またもつと簡略化された形式でもよい。それから勘定形式でも報告形式でも何等問題はない。それでは實際に公表されるのは、どんなかと云へば先づ新聞紙に公告された一二の實例を擧げてみれば一番判りよい。

（第一例）　第貳回決算公告

貸借對照表（昭和何年四月末日）

負債之部	円
資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	五〇、〇〇〇・〇〇
假受金	一四、五五〇・〇〇
合計	二、〇六四、五五〇・〇〇
資產之部	
未拂込株金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
船舶及漁具	六四、一一四・三〇
不動產及什器備品	八、四二七・三四
前貸金	五、三五一・八五
假拂金	九、八九七・二九
未收金	二、八六六・七七
預ヶ金及現金	四一六、七〇八・五六
創立費	一〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	一七、四九三・八九
當期損益金	二九、六九〇・〇〇
合計	二、〇六四、五五〇・〇〇

右之通リニ候也

昭和何年五月

○○遠海漁業株式會社

（第二例）　第參拾壹期報告

貸借對照表　自昭和何年拾壹月壹日　至昭和何年四月參拾日

借方之部	
固定財產	七、七〇〇、七二三・一〇
營業費	四二八、五一六・四四
製作權	一五〇、〇〇〇・〇〇
基金預金引當預金	四、〇四二、二三三・一〇
基金預金引當證券	九五一、一一二・七二
有價證券	一、四二六、二四〇・〇〇
材料及貯藏品	三、六一七、一七八・六三
半成工事	七、五〇〇、七八〇・六一
得意先	四、四七三、二三〇・三九
未收入金	四三、六一七・二一
燃料	八、六四五・八七
貯藏品	二一七、二八九・九五
仕掛品	三九二、一九一・一五
製造品	九七、〇〇一・〇三
積勘定	三、〇七一、九一五・三七
假掛勘定	九二五、五八四・八七
受取手形	七八五、〇五一・四三
有價證券	二二、八〇四・八三
預金	八二、六四五・〇〇
現金	七五、一二六・四九
合計	六、五三〇・九七
	二四、三五〇、四九〇・三五

負債ノ部	
株金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	三四三、〇〇〇・〇〇
諸積立金	六九七、三七六・一四
何々寄贈記念基金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	一、三一四、一四一・六二
掛買	八七五、三〇七・一三
預リ金	五、一二八・〇〇
繰越益金	一九二、七五六・七四
當期純益金	八二二、七八〇・七二
合計	二四、三五〇、四九〇・三五
利益金處分	
當期純益金	八二二、七八〇・七二
前期繰越金	一九二、七五六・七四
合計	一、〇一五、五三七・四六
內	

（第三例）　第參拾七回營業報告

貸借對照表（昭和何年四月參拾日現在）

資產ノ部	円
未拂込株金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
土地	二、五〇六、一八九・六三
建物	一、四五五八、一五八・一二
諸裝置	六、二二二、〇四五・四三
機械器具	三六、九四一・二七
備品	三、四四二、三六八・九四
原料	

支拂未決算　四一、一四二・五九
假拂金　二五四、三八九・一八
通知預金　一、一〇〇、〇〇〇・〇〇
當座預金並現金　三五九、一五六・八八
合計　三二、〇八八、四二〇・八五

貸方之部

資本金　一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金　三三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
退職手當基金　二、〇〇〇、二五三・一五
職工幸福增進基金　三〇〇、〇〇〇・〇〇
研究基金　五〇〇、〇〇〇・〇〇
職員職工預金　一、九七八、〇六五・一三
作業收入未決算　五、三三九、六一二・六五
未拂金　三、七〇五、三三五・二七
收入未決算　八〇一・二八
假預リ金　七四三、六一三・六六
前期繰越利益金　六六八、三五七・九二
當期利益金　一、五二二、三八一・七九
合計　三二、〇八八、四二〇・八五

昭和何年六月

○○電機株式會社

これを觀ると、どれもこれも日本式の縱書であるが、また殆んど全部がさうであり橫書式のものは近頃ボツリボツリ散見するに過ぎない。そして孰れもが大體簡略化されて發表されて居るが、こういふやうに類似性質の科目を一括して科目の數を減じて總括的數字で公表するのを集約式とか要約式とかいふのである。卽ちコンデンスして財政狀態を展開するから來た名前である。此等の貸借對照表をみると前部と後部との表現內容が違つて居るが、これは前にも述べたやうに日本式の不統一から來て居るのである。また甚だしいのは第二例のやうに貸借對照表に期間を示して居ることだ。これが一流財閥をバックとする會社の貸借對照表であるだけ見苦しい。而も內容の表現には假令一部分的ではあるが產業合理局案に模倣して居る進步的な處があるだけに一層遺憾だ。尙貸借對照表の公表だけでよいのだが會社によつては第三例の如く利益處分を添へたり最後に重役改選まで公表して居る。これは大變閱覽者には便利だ。

法定積立金　五〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金　一〇〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金　六四六、七二五・〇〇
年一割三分（但シ株式會社何々商店持株ニ對シ年七分）
役員賞與金　二一、〇〇〇・〇〇
合計　八一七、七二五・〇〇
差引　一九七、八一二・四六
後期繰越金
右之通リニ候也

昭和何年五月

追而取締役壹名選擧ノ結果何某當選就任セリ

○○貿達株式會社

取締役社長　何某
常務取締役　何某
常務取締役　何某
取締役　何某
取締役　何某

貸借對照表の公表に就ては改正商法は大した變りはない、ただ既に知るやうに株主總會承認後遲滯なく公表することと、公告方法が官報または時事に關する事項を揭載する日刊新聞に限られたことである。最初改正要綱では公告形式も特定するやうに見受けられたが、それは實現されさうもない。公告形式と云へば我國で公告形式の一定されて居る例の一つは銀行である。我國の銀行は銀行法によつて銀行の公告は必ず新聞紙でなければならぬし、また公表する貸借對照表は定款規定の新聞紙にはまつたく同一のものでなければならない。そして大藏省に提出される貸借對照表は同法施行細則の附屬雛形に、そのモデルを示して居るのである。それだから銀行貸借對照表だけは要約式ではなく頗る詳細に示される。この他貯蓄銀行や信託會社や電力會社も、さうである。

第八節　公告方法

(イ) 公告の義務

株式會社は物質にだけ基礎を置く會社であるから、その設立や重役の選任、解任、貸借對照表を初め種々の事柄に就て、これを公告せねばならぬ義務を負はせて居る。そして株主や會社の債權者のやうな利害關係者は、これによつて會社の成行を知ることが出來るのであるから會社の公表義務は利害關係者保護といふ點から出發して居るのである。會社は公告に就ては、その方法を必ず定款に記載して置かねばならない。そうでないと假令會社に公告の義務を負はせてみた處で公告方法を自由に變更されたのでは債權者や其他の利害關係者は公告を探すに容易でなく從つて公告は、ただ義務的に行はれるだけで公告の效果は全然ゼロだからである。

(ロ) 公告方法は選擇が自由か？

大體會社に公告させるのは會社の重要事項を利害關係者の眼に觸れさせるためである。それだから、その目的が達し得るならば敢て公告方法を制限する必要はない譯だ。そこで日刊新聞であらうと、官報であらうと、また雜誌のやうな定期刊行物であらうと乃至ビラであらうと、そんなことは問ふ必要はない。何んでも其の會社の自由選擇といふことが現行法の建前である。ただ公告方法は何であつても一度それを定めたならば、定款に記載しなければならぬし、またその通りの方法で公告しなければならぬ。勿論會社定款に規定する公告方法によつて公表せねばならぬが、それ以外のものを併用することは差支へなく、またそうすることは寧ろ利害關係者からみれば欣ばしい事だ。それ故實際には定款の公告方法以外に幾つもの公告を併用するものが大部多いし、また大會社では、それが當り前になつて居る。公告方法は一度定めたならば變更出來ないかといふと決して、さうではない。定款の一部變更といふことで自由に變更が出來るが、その場合は株主總會の特別決議が必要だ。實際をみると最初に新聞公告を公告方法と定め乍ら後から店頭公告に變へるのは隨分あるやうだ。

(ハ) 新聞公告

先づ公告方法に就ては日刊新聞を選ぶものが相當に多い。殊に時事に關する日刊新聞で特殊專門の新聞を選ぶものは寡い。何故日刊新聞を選ぶかと云へば新聞紙ほど多くの人の眼に觸れるものはなく從つて利害關係者への公告方法としては理想的だし、また實際の效果も大きいからだ。處が新聞紙といふても百萬餘の讀者を有するといふ大新聞もあれば、限られた地方にしか讀者を持たぬ新聞もあり、甚だしいのはインチキ新聞で週刊または月刊のものさへある。だが新聞であれば、どんなのであらうと、それは何等差支へないことだが、定款には何といふ新聞に公告するか其の新聞を指定しなければならない。それ故、定款に漠然と新聞紙に公表すると規定したのでは、それは新聞紙を指定したのでないから定款規定としては效力がない。處が實際は、こんな例が案外に多いのだから不可思議千萬である。例へば北越商事株式會社が公告方法を變更して「東京市ニ於テ發行スル日刊新聞ニ之ヲ掲示

ス」とせるが如き、また株式會社蓬澤組が「本店及支店所在地ノ新聞ニ掲載ス」と規定せるが如きは、まさにこれで、これでは新聞紙は特定されない。若しこの規定通りに公告しやうとすれば、東京で發刊されて居る新聞紙の數は數十あるだらうし、また本店及支店の所在地の新聞と云へば、もつと數が多いだらうから、それは實際的には公告が禁止的だし、その新聞のどれか一つだけに公告したのでは利害關係者は到底公告新聞を探しきれない。

次に同じ新聞公告でも「本店ノ所管轄區裁判所ニ於テ商業登記事項ヲ公告ナスベキ新聞ニ掲載ス」と規定するものが豫想外に多い。特に大會社に眼に附く。こういふ定款規定は、これでも新聞を指定する結果になるから少しも差支へはない。なぜならば例へば東京市で云へば東京區裁判所管轄の商業登記指定新聞は中外商業新報と時事新報と中央新聞の三種だけであるから前記の定款記載方法によれば此等三つの新聞全部を指定することになるからである。だが前記のやうな規定の場合中外商業新報にだけ公告したとすれば、それは定款規定の無視といふことになる。これに對し例へば株式會社安川電機製作所のやうに「本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ商業登記ニ關スル公告ヲ掲載スル新聞紙ノ一ニ掲ゲテ之ヲナス」と規定したならばどうか？　こういふやうに商業登記指定新聞のどれか一つだけに掲載するといふ表示をしたのでは、それは新聞紙を指定しないことになる故無效と云はなければならない。また櫻ビール會社が「所轄登記所ノ公告スベキ一種以上ノ新聞紙ニ掲ゲルモノトス」とあるも感心しない。更に大日本塗料が「當會社公告ハ大阪時事新報ニ一回掲載シテ之ヲ爲ス、但シ右新聞ニ掲載シ能ハザルトキハ官報ニ一回掲載シテコレニ代フ」といふのも、公告を特定するかどうかは疑問だ。

偖て先程も述べたやうに我國では本店所在の管轄區裁判所の商業登記指定新聞とするものが非常に多いが、この定款記載方法は別に惡くはないが寧ろ何々新聞と明確に特定することが定款記載としては勝つて居る。この公告新聞として東京では中外商業新報を選ぶものが斷然多い。これに次いでは時事新報であり中央新聞を指定するものは餘り見受けない。これ以外では東京朝日新聞とか、東京日々新聞を選ぶものも相當ある。

（三）店頭公告

我國では新聞公告に對立して店頭公告が頗る多い。殊に小會社の公告方法は先づ大部分これに屬するとみて差支へない。これは要するに新聞公告は廣告料が案外に嵩むし特に一流新聞を指定する時は、さうだからと、また他面に於ては小會社の中には自分の赤裸々な財政狀態や貧弱な經營狀態を知らせたくない腹から費用の掛らない且つ手數も頗る簡單で濟み、その上法規が要求する公告義務だけは兎に角果すことの出來る店頭公告を選ぶのである。この店頭公告は貼紙によつて會社の財政狀態を公表するのであるが、この方法を採る場合は株主以外の利害關係者は殊更店頭まで行かねば公告の內容は知り得ないから公告の及ぶ範圍は意外に局限される。この店頭公告は公告方法としては效果が殆んど絶無といふてもよい狀態だが上述のやうな關係から、この公告方法を定款に記載するものが

案外に多い。この店頭公告を採る場合にも、その定款記載方法には種々のものがあるが何といふても最も一般的なのは「本店ノ店頭ニ掲示ス」と簡單に片附けるのである。尚この他の表示形式には「店頭」とか「店前」といふ代りに「門前」と記載するものがあり(例へば株式會社濱田工場、辰鐵工業會社の如くであるが、この表示法をとるものは尚相當ある)、また「事務所入口」とか(中村ドラム鑵工業の如き)或は特に場所を指定して「店頭備附ノ掲示板又ハ公示板」とするものあり(例へば東京中央青果、寶製藥社、昭和絹絨の如き)また「本店前一定ノ場所」とするものあり(例へば江副商店の如き)その形式は一定しない。

また店頭公告の場合は、公告期間は、どれ程にするか？　これに就ては別段定まる處がある譯ではないから午前に掲示して午後は撤回しても差支へないが、それでは何のために公告したのか意味がなくなる。新聞公告であれば、たつた一回の公告でも、それを知りたければ、いくらでも探し出すことは出來るが店頭公告は、さうは行かない。一度撤回されたら、その內容は會社に行つて自分で質ねるのでなければ知りやうもない。それ故、店頭公告なら寡くも數日は、その儘置いてもらひたいものである。中には店頭公告は回數と期限がないので、この點を濫用するものがないとは云へない。

前述のやうに店頭公告には公告日數に制限がないから何時撤回してもよいのだが、この點に就て或る會社は特に幾日間公告すると定款にハッキリ記載して置くものがある。その數も決して寡くはないが、その日數の程度は二日から一週間の程度で流石に一日と規定するものは見當らない。試みに最近のものに就て拾ひ擧げてみれば二日間の掲示期間とするものに三和製藥、武藏嵐山、日本ドラム鑵製作所等々があり、また三日間とするものは比較的例が多いから省略するが、五日間とするものは非常に寡く實例としては株式會社木下商店等に觀られ、また一週間とするものには日本エヂソンレコード、マルミヤ商店等がある。尚前記の他に三日以上とか一週間以上とかいふやうに掲示期間の最低日數を示すものもある。この店頭公告をとるものは稀には相當有名な會社にも、みられることがある。

(ホ)　官報其他

新聞公告または店頭公告以外としては定期刊行物があるとか月刊、週刊の經濟雜誌とか其他の雜誌である。この中官報を公告方法とするものは稀といふ程度ではなく相當の數がある。然し、この官報だけを公告方法としないで新聞と併用するものが大會社などに相當ある。この官報だけを公告方法とする例は相當大きい會社で日東製粉があり、また最近の例としては日本サルヴェージ、東京毎日通信等がある。また雜誌を指定するものは比較的寡く特に經濟雜誌を指定するものは寡聞にして知らない。多くは經濟雜誌への公告は定款規定以外の公告として利用するやうだ。最近筆者の眼に觸れた雜誌公告には東方製藥が「東京市ニ於テ發行スル美容畫報ニ掲示ス」とあり、また協和ドライクリーニングが「東京市ニ於テ發行スル東京洗染クリーニング業組合事報ニ掲載ス」とあつたのが珍しい。こういふやうに最初から特定の雜誌を指定するものは、まつたく異例といふてもよい。

(ヘ)　公告の效果

公告の趣旨からすれば公告は最も我々の眼に觸れさせ得て初めて效果があるのだ。この點から云へば何よりも我々生活に接觸の多いものを選ぶことが望ましい。この點から云へば日刊新聞殊に第一流の新聞紙が理想的であり店頭公告に至つては最下級であり公告の效果といふ點から云へば殆んどゼロである。處が豫想以外に店頭公告が優勢であり、また特に定款を變更して店頭公告に變へる理由は公告費の問題もあるが經營者が公告の義務をどうしたならば一番簡單に、また費用を掛けずに果すことが出來るかといふことに捉はれて公告の效果などは度外視することにあるが、またそこまで極端でなくとも公告の效果は第二の問題と考へて居るからだ。殊に甚だしいのは貧弱な財政狀態を暴露し、または不正奸策を利害關係者に知らせることを嫌ふことから店頭公告を採るものさへある。これでは貸借對照表を公告させる義務を負はせても一片の形式に過ぎなくなる。だから我々殊に利害關係者の立場からは遺憾乍ら貸借對照表の公告からは餘り得る處がないやうだ。これは要するに現行法が公告法に就て餘りに自由主義であり寬大であるため會社の中、この點を惡用して公告の效果を無視する結果になつて現今のやうな公告の形式化が生じたのである。この點は心ある人ならば均しく認めざるを得ない處だ。そこで曩に銀行法の改正では卒先して公告法を新聞紙に特定したのであり、また改正商法では會社の公告は官報または時事に關する事項を記載する日刊新聞紙に揭げてなさねばならなくしたのである。こういふやうに公告方法が我々民衆に最も接觸の多い、また親みのある官報とか日刊新聞紙に限られることによつて從來憂へられて居た公告の效果が相當發揮されることは疑ふ餘地がない。ただその效果をヨリ一層大ならしめるためには會社經營者が、どの新聞を選ぶことが最も效果が擧げられるかに就て細心の注意を拂ふと同時に、他面新聞社も卒先して新聞紙廣告料の低減に就ての犧牲を拂ふことが必要であり會社公告のためには特別に公告版でも出して廣告料金を輕減せしめて貰ひたいものである。そうしてこそ會社に就て殊に財政狀態に就ての國民的監督が出來て、その健全な發達が期待し得るのだ。

第十八章　利益處分

第一節　利益とは何か

(イ) 決算期

決算期とは會社の損益を確定するための時間的境界であつて、また會計年度とか營業年度とかいふて居る。この會計年度は銀行とか信託會社とか其他特別法で定めて居る場合の他は何時を選んでも自由だ。だが會社は一年一回は必ず決算しなければならぬし、また定款に二回決算することを定めた時は二回決算することが必要である。そして、その決算期は、その會社としては一定することが當然で年二回さへやれば今年は六月と十二月決算をやり來年は二月と八月にやるといふやうに變更してはならない。

株式會社では年二回決算するものが絶對多數である。然し、それは全部ではない。中には年一回の決算しかしない會社もある。特に年一回の決算とするのは營業の性質とか、牧獲の關係とかで一年を以て決算期とする方が便宜の場合に限られるやうだ。次に年二回決算するものは五月と十一月とを決算期とするものが最も多く、これに次ぐものは六月と十二月とであらう。

この決算期を選ぶには

(1) 決算に最も便利な事業閑散の時期
(2) 各期の損益に著るしい差が生じない時期
(3) 總會の招集や利益配當に好都合の時期

等を考慮することが必要だ。尤も會社によつては法律的に決算が一定して居るから自分の都合で變更することは出來ない。かう云ふ場合は厭でも應でも、その時期に決算せねばならない。

(ロ) 利益の算定

利益の處分には損益の正確な算定が必要だ。その利益といふのは會計學でも難かしい問題で果して株式プレミアムは利益か、また減價償却は經費であるか、それとも利益處分か或は重役の賞與交際費は利益の處分か、それとも報酬と同樣經費であるか等は實際には困難な問題である。この利益とは何か、そして如何にして算定するかに就ては會社は殆んど皆な簡單乍ら定款に規定して居るが會計學からみれば杜撰な規定であり、前記の難問題は解決されて居ない。ここに幾つか、その例を示してみやう。

(第一例) 昭和製糖株式會社

「當會社ハ毎年決算期ノ純益金ヨリ總損金ヲ控除シタルヲ純益トシ、コレニ前期繰越金ヲ加ヘテ左ノ通リ處分ス」(定款第二十二條)

(第二例) 高島屋

「毎期計算ハ毎期總收入金額中ヨリ營業上ノ諸經費及損失金ヲ控除シタル殘額ヨリ更ニ取締役及監査役ノ交際費賞與金トシテ其百分ノ十以内及固定資產償却金其他ノ損失金ヲ控除シタルモノヲ以テ純益金トシ左ノ通リ處分ス」（定款第三十二條）

（第三例）福助足袋株式會社

「當會社ハ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヨリ更ニ取締役及監査役ノ交際費賞與金トシテ其百分ノ十以内及固定資產償却金其他ノ損失金ヲ控除シタルモノヲ以テ純益金トシ左ノ通リ處分ス」（定款第三十四條）

前記は、ほんの一例に過ぎないが、多くのものは總收益から總損金を差引いたものが純益金であると決定し、これから配當金を支拂ふべきものとしてゐる。

(a)　重役交際費

重役交際費は報酬ではない。これは會社の經營上重役に拂ふべき性質のものではないから經費として取扱ふべきものでなく、これは利益處分の一つである。それだから理論的に云へば經費として利益金計算前に加ふべきものではない。

(b)　重役賞與金

重役賞與金も、これまた恰も經費のやうにみて利益金決定に加算することを定款に規定するものが相當にあるが、これは不當である。重役賞與金の性質に就ては次のやうな判例がある。

「元來取締役ノ受クヘキ賞與金モ報酬ヲ分チテ經常的ニ支給スル金額ヲ特ニ報酬又ハ俸給ト稱シ營業期ニ於ケル利益金ヨリ支給スルモノヲ特ニ賞與金ト稱スルハ何等差障ナシ」（昭和三年東京地方裁判所判例）。

この判例によつても、また判例を俟つ迄もなく重役賞與金は性質として利益によつて左右される臨時的のもので利益の處分であることは誤りもない。この點からすれば重役賞與金を利益金計算に加へる定款規定は何としても變更せねばならぬ。この重役賞與金が利益金の處分であり從つて課稅さるべきものであることも、次の判例で判る。

「原告ハ又本件重役賞與金ハ當該年度ノ決算期前ニ於テ決定シ株主總會ノ決議ヲ經スシテ支給シタルモノナリ而シテ商法上會社ノ利益處分ナルモノハ株主總會ノ專權ニ屬シ取締役會ハ單ニ利益處分ニ關スル議案ヲ作成スルノ義務アルニ過キサルカ故ニ株主總會ヲ經サル支出カ利益ノ處分タルコト絶對ニアリ得ヘカラス所得稅法上商法ニ反スル認定ヲ下シ得ヘキ條項ナキニ依リ本件賞與金ハ營業費ニ屬スル損金ナリト主張スルモ本件重役賞與金ハ當該年度ノ終ニ於テ其ノ年度ノ損金ヲ假ニ計算シテ定ムルノミナラス定款ニ於テ一定ノ條件ヲ具備スル場合ニ監査役ノ意見ヲ聞キ取締役會ノ決議ヲ以テ利益金ノ一部ヲ賞與金トシテ支給スル旨規定シ之ヲ實行スルモノナルニ依リ當該事業年度ノ決算期前株主總會ノ決議ヲ經スシテ支給スルモ所得稅法上利益ノ處分タルコトヲ失ハサルヲ以テ原告ノ主張ハ理由ナシ」（大正十三年行政裁判所判例）。

（ハ）　在庫品は利益を左右する伏魔殿

蛸は空腹の時に自分の足を喰べて生活するといふことから會社が實際の利益がない時に利益があるやうにベン先一つでゴマ化して、それを株主に配當して結局資本を喰ひ込んでしまうのを蛸配當といふのである。蛸配當は減價償却を全然しなかつたり、または十分しなかつたりすることや在庫品の

値段を吊り上げて所謂過大に評價したり、その他土地とか建物、機械器具を實價以上に見積つたり有價證券の値段を高くしたりして無理に利益を計上して配當する場合に行はれるのだ。勿論それは故意にやるのでなくて會計學の智識が十分でなくて知らぬ間に蛸配當をやつて居る會社もある。この蛸配當位、會社を危險に導くものはないが、またこれ位會社の重役に濫用されるものもない。そのため昨日までは堂々たる一流會社と自他共に許した會社や銀行が今日は整理のドン底にあるといふことは實に獨り日本だけではない。これ等は結局考課狀面をゴマ化して利益をあげたこととして蛸配當をして居つたのが何かの事件をキッカケに暴露されるのである。

我國にも、そういふ驚くべき例は相當ある。嘗て有名な大造船所が堂々年一割の配當をなし、また巨大な積立金を持つて居り乍ら財界の恐慌で一たまりも無く不祥事件を惹起したりしたことは要するに相當永い間、經營者が放慢政策をとり蛸配當をして居つたのが、たま〳〵財界恐慌のため、その正體が暴露されたに過ぎない。迷惑なのは株主と國民である。この蛸配當は事實問題としては仲々に防ぎ切れない。

この蛸配當の根源は種々あるが、その中財產の過大評價が、その中心だ。特に在庫品は、この曲藝の生ずる伏魔殿だ。それは、この在庫品ほど自由自在に評價を變更することが出來るものはなく、從つて無い利益を捻り出したい時は先づペン先で、この在庫品を膨脹させる。そうすると帳簿上は利益が出て來て配當が出來ることになる。また重役が大きな缺損でもした場合それを隱すためにも、この曲藝は十分やれる。これは關東大震火災の時であるが震災による大損害を埋め合はせるに減資をしないで、この財產の膨脹卽ち財產の價額引上で埋め合はせをした會社もある。これは蛸配當に使つた譯ではないが同じ道理による曲藝である。

こういふやうに蛸配當は在庫品の値段を引き上げることによつて一番よく達し得るのであり甚だしいのは實際には無い商品を在りそうに見せかけるものもある。或る新聞に、こんな例が出て居つた。時は丁度關東大震災の直前である。東京の或る蠟燭會社の在庫品が一千萬圓と計上されてあつた處が、大震災のため電氣瓦斯が全滅したので一度に蠟燭の需要が激增して見る見る中に、その在庫品を賣り盡す盛況であり、而も賣價は平生の三四倍に鰻上した。處が一千萬圓のストックがある筈に拘らず賣上高は僅かに二百萬圓足らずであつたといふ。してみると、この會社は實際は無い在庫品を假裝したり、また在庫品の値段を飛び切り高く評價して居つたに違ひない。飛んだ處で今迄の曲藝を暴露したのであるが、こんな例は他にもざらにあるだらう。何としても在庫品の評價は假想利益と蛸配當の根源地だ。

第二節　利益の處分法

多くの會社は定款で利益の處分に就て規定する。卽ち處分し得る利益があつたら、どういふ順序によつて、どの程度に積立金を設け、またどの程度に重役賞與金を與へるかといふ標準を定めて置き、これ

に從つて取締役なり取締役會なりが利益處分案を立て株主總會に提出して、その承認を求めるのである。こういふ譯で定款に處分方法を定めたならば、それに從ふことが必要だ。ここに、この處分方法に關する幾つかの定款規定を參考のため列擧してみよう。

(第一例)　日清紡績株式會社

一、法定積立金　純益金の百分の五以上
一、別途積立金　純益金の百分の二十以内
一、配當準備積立金　純益金の百分の二十以内
一、從業者保護資金　純益金の百分の五以内
一、役員賞與金　純益金の百分の十以内
一、株主配當金
一、後期繰越利益金

(第二例)　日本化學工業株式會社

一、法定積立金　百分の五以上
一、別途積立金　若干
一、役員賞與金　百分の十以内
一、株主配當金　若干
一、後期繰越金　若干

(第三例)　濱松銀行

一、法定準備金　利益金の百分の二十以下
一、特別準備金　利益金の百分の五以上
一、株主配當金　若干
一、後期繰越金　若干

この規定は、ほんの一例に過ぎないが會社によつては利益處分に就て詳はしい規定を持つに對し會社によつては頗る簡潔な規定しかないものもあるが、いづれも法定積立金の設置と重役賞與金だけに就ては規定して居るやうだ。勿論法定積立金は定款規定が無くても法律によつて强制されるものであるから問題はない。それから重役賞與金に就て何等規定しないものは比較的寡いが、この重役賞與金は(または交際費を含めて)大體百分の十以内である。これが通り相場のやうだが、中には百分の八以下(大日本製糖の如く)また百分の二以内(滿鐵の如き)とするやうに率の低いものもある。だが率は低くも滿鐵のやうに純益の多い處では賞與金も多い譯で例へば今五千萬圓の純益を擧げたとすれば百分の二を與へたとしても役員賞與並に交際費は、まさに百萬圓ではないか。また役員賞與金も大なるものと云はねばならない。大體我國では重役賞與金が多過ぎると云はれて居る。この賞與金は實際には會社によつて、また年度によつて非常に距りがあるが、大抵は各會社を平均して百分の四乃至五位の程度に於て與へられる。若し日本の株式會社の總利益が一年十億圓あるとすれば重役の懐に入る金額は驚く勿れ四千萬圓乃至五千萬圓である。

前記の他、利益處分には特別積立金や、從業員退職積立金や其他の處分に就て規定するものが仲々に多い。

(イ)　利益處分に關する制限

利益處分に就ては二つの制限がある。

(a)　法規上の制限

(b)　定款上の制限

(a)　法規上の制限

法規上の制限といふのは商法の規定による制限であつて（改商第二百九十條、現商第百九十五條）

(1)は缺損があれば塡補してからでなければならぬといふのである。例へば繰越缺損が百萬圓あつたが好景氣時代が來て、そのため收益を生ずるやうになり今期の利益が百五十萬圓だとすれば繰越缺損百萬圓を埋め合はせない中は配當は出來ない。卽ち當期利益百五十萬圓を配當するとすれば、それは不法である。

(2)は缺損塡補してから後でも、また缺損がない場合でも法定積立金を設置し、これを控除した後でなければ配當することは出來ない。

この法規上の制限は法律で强要されるものであるから假令定款で法定積立金は設けなくともよいとか、缺損を塡補しなくとも配當出來るといふやうに免除規定を設けても、それは無效であつて若しこの法律上の制限を無視して株主總會の決議で配當したとすれば會社の債權者は自分の利害關係を害せられるといふ理由で、配當した利益を會社に返還せしめることを要求することが出來る（改商第二百十四條第二項、現商第百九十四條第二項）。

(b)　定款上の制限

定款上の制限といふのは利益處分に就て前述のやうな定款規定がある場合は、その規定を尊重せねばならぬといふのである。例へば或る會社で利益の中から配當準備金を百分の二十以內、また別途積立金を同樣に、更に從業者保護資金を百分の五以內積立つべきことを規定した場合は株主に利益配當する前に、この積立金は必ず設けねばならない。これが定款による制限である。

以上の他に次の如き特殊事情から利益配當に就き制限問題が起る。

(1)　瓦斯、電氣、市街軌道等の會社の如きは報償契約によつて利益配當率に制限がある。例へば東京瓦斯は、この契約のため九分以上の配當は出來ない。ここに報償契約といふのは前記のやうな公益的な事業が營業地の市町村との間に結ぶ契約で、その市町村の道路橋梁等に、それ等の會社が電柱とか、軌道とか、送管とかを施設することを許し、また、この使用權を獨占せしめ或は市町村が自分で競爭者とならないといふ條件で、その代り代償として料金率とか配當率に制限を與へるとか乃至は一定率の公納金をとるとか買收に際して、いつでもこれに應ずるといふやうな契約を指すのである。

(2) 社債償還に就て利益から一定額または一定額以上の基金を設けることを契約したならば利益處分に當つては、それだけ保留せねばならぬ制限を受ける。

(3) 事業の性質によつては利益配當に就て監督官廳の許可が必要である。例へば日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行等の半官半民の特殊銀行は利益配當に就き大藏大臣の認可を要し、また朝鮮殖産銀行は朝鮮總督の認可を、東洋拓殖は拓務大臣の認可を要するやうなものである。

(4) 銀行、製糖、電力等の會社に對しては監督の位置にある官廳が增配を抑制するやうなことがある。

(ロ) 缺損の處分

會社でも種々の事情から缺損する。この缺損は積立金を取崩して塡補するか、または將來の利益で塡補しなければならない。この缺損が塡補し切れなければ、それは次から次へと繰越される。處がこの繰越缺損が積つて資本の半額以上になつた時、または臨時的にせよ(例へば關東大震火災の際のやうな突發事故によつて)資本の半額以上を失つた時は現行商法では取締役は遲滯なく株主總會を招集して報告することが必要である(現商第百七十四條)。この規定は改正商法では削除されたから注意されたい。

今前記の場合の實例を擧げて說明しやう。

これは實際に某製糖會社に起つた問題である。この會社は昭和三年の下期に於て次のやうな缺損を計上した。

當期缺損金　一二、八四〇千圓

內譯

某シンヂケート分	五九六千圓
營業缺損	二、二二九千圓
手持原料評價切下	二三〇千圓
ジャバ糖轉賣損	九、七〇〇千圓
合計	一二、八四〇千圓
土地建物機械評價額(益)	五、〇四〇千圓
差引當期純缺損	七、七六四千圓

そこで資本の半額以上を失ふたため、ここに商法第百七十四條に依る報告をすることが必要になつて定時株主總會に於て、これをなした。この株主總會に於て社長は缺損のここに至つた理由を說明したが、それは要するに糖價不振で金融難に陷り、十四萬トンの原料糖を一時に轉賣または引取の必要に迫つたための缺損であるといふ。

處がこの株主總會は俄然沸騰して株主から次のやうな質問が出た。

(1) 原料値下り損は前期に於ても計上すべき筈であつた。從つてこの決算は虛僞であるが如何

(2) 債權者から重役の私財提供を要求した處、これを拒否した爲め破產申請をされたといふが如何

これに對する回答は

(1) 損失及缺損金は全部當期のものであるから決算は虛僞ではない。

(2)　債權者は非常に好意を以て會社の存續を援助される意思であるから重役も誠意を示すため私財を提供する

といふのであり、その間御用株主の飛躍によつて、この破亂のあつた株主總會も無事に閉ぢて大缺損を承認した。勿論この缺損に對しては法定積立金を初め諸積立金、前期繰越金までも塡補に用ひたが、その額は僅少であつた。

第三節　利益配當の支拂法

(イ)　株主總會の承認

決算が濟んで當期利益金が確定すれば取締役は利益處分案を作成する。勿論取締役會があれば、ここでプランを立てるのである。この利益處分に就ては既に述べたやうに法律上の制限によつて繰越缺損金があれば、これを塡補し、また一定の法定積立金を設けなければならぬし、更に定款に規定があれば寡くとも規定だけの積立金を設けて、それから株主配當を定めるのである。以上は處分案の作成でそれが確定するのは株主總會の承認を得た後である。それ故取締役または取締役會は自分勝手に利益處分をやる譯にはゆかぬ。それは結局取締役の處分案が鵜呑に承認されても必ず株主總會に於て承認の形をとらなければならない。これに就て商法改正に當つて或る一部の民間側から改正意見の一として利益配當は取締役に於て定めることを得る規定を設けられたい、それは取締役は會社の經營者であつて全責任を負ふものであるから凡ての權限を持たせてよく、ただ株主は配當請求權さへ持てば、それで差支へないといふのである。だが改正商法は、この要望を容れず元の儘である。尙利益處分に就ては絶對に株主總會の承認が必要であるかどうか？　これに就ては次の如き行政裁判所の判例がある故參考までに引用して置かう。

「會社ノ益金ノ處分ニ就テハ株主總會ノ決議ヲ通例トスルモ之ガ處分條件及ビ處分率ヲ定款ニ明記スル場合ハ總會ノ決議ヲ俟タズ取締役單獨ニテ之ヲ實行スルヲ妨ゲズ」(大正十三年行政裁判所判例)。

偖て利益處分案が株主總會で承認されると、ここで株主に對して會社は配當を支拂はねばならない。別な言葉で云へば總會の承認を經ると株主から云へば配當請求權が確定するのであり、また會社から云へば確定的な負債となり從つて絶對に支拂を要することになる。そこで承認後は會社は配當取消をなすことが出來ないし、またなしても無效であることを知らねばならぬ。

(ロ)　配當通知書

配當の支拂は株主總會終了と同時になすものであるが、そのためには豫め印刷してある配當金支拂用紙を各株主に總會直前に送り總會、總會の日は豫め通知してある終了と同時に配當金を受取り得るやうにする場合もあるが、多くは用意したる利益配當通知書と配當金支拂用紙とを總會終了直後に送る。

この配當通知書は次のやうである。

（第一例）

拜啓當會社第何回（昭和何年上（又ハ下）期）利益配當金御支拂可致候ニ付添附領收證ニ記載ノ期日及場所ニ於テ御受取被成下度此段御通知申上候

昭和何年何月何日

株主各位

住所
何々株式會社

御注意
一、領收證ニハ豫テ御屆出ノ印鑑ト同一ノ印章御押捺相成度候
二、配當金ハ銀行支拂期間内ニ御受取被成下樣願上候（朱記）
三、領收證ノ金額ハ違算ナク明瞭ニ御記入相成度候

（註）株主總會直後通知スル場合

（第二例）

拜啓陳者昭和何年上（又ハ下）半期利益配當金ハ來ル何日開催ノ第何回定時株主總會ニ於テ別紙利益金處分案ノ通リ決議相成候ハヾ支拂可致ニ付左記事項御了知ノ上受取方御申出被下度候

昭和何年何月何日

何々株式會社

◎御注意

一配當金ハ左片領收證用紙欄外記載ノ場所ニ於テ御拂渡可致候
一配當金ハ左片領收證用紙ニ御記名御調印ノ上之ト引換ニ御受取被下度候
一配當金ハ御取引ノ銀行ヘ取立御委託相成候ハヾ御便利ニ有之候
一爲替送金御希望ノ方ハ支拂場所ヘ書留郵便ヲ以テ領收證御送付相成候ハヾ送金諸掛ヲ差引御送付可申上候
一集金郵便ニテ御取立ノ場合ニハ領收證用紙ノ欄外ニ印刷セル諸文字ヲ全部御抹消相成度候
一何レノ場合ニ於テモ領收證御名下ノ御調印ハ豫テ當會社ヘ御屆出相成居候印鑑ト同一印ヲ極メテ鮮明ニ御押捺被成度若シ御氏名ニ相違アルカ御調印不鮮明ナルトキハ相互ニ無益ノ手數ヲ要シ候間特ニ御入念被下度候

（註）株主總會直前通知スル場合

（第三例）

拜啓　益々御清榮奉賀候陳者當會社昭和何年上半期分の配當金は六月參拾日より御渡可申候間左記事項御承知の上別券領收證に依り取扱銀行より御受取被成下度候
先は右申上度如此に御座候

敬具

昭和何年六月貳拾九日

何々株式會社
取締役社長　何　某

前記の配當通知書に就て眼に着く點は、株主が配當金を受取る上に於て種々面倒の起らぬやう注意を與へて居ることである。その主なる注意事項を列擧すれば次のやうであるから會社經營者は、これ等の點に就き十分氣を附かれ株主に落度のないやうに、また會社の整理にも便宜のやうに適當な注意事項を與ふべきである。

1、領收證の印鑑は必ず會社に届出の印鑑と同一のこと。これは印鑑が相違すると支拂が面倒になり御互に不便を感ずるからである。それ故改印でもしたならば前に述べたやうな書式で必ず改印届を出して置くことである。

2、配當金は取扱銀行支拂期間中は銀行にて期限後は當社にて支拂をなすこと、それ故成るべく銀行支拂期間内に受取らるべきこと。

3、送金希望者は支拂場所へ書留郵便にて領收證に署名捺印の上送ること。但し送金の諸掛りは依賴者負擔として差引くこと。

4、配當金は取引銀行に取立委託をなすことが便利なること。

5、代印にて受取る際は必ず委任狀を添へること。

6、株主が商事會社なる時は領收證に印紙を貼附されたいこと。

7、住所姓名は明瞭に記入し、また配當金は違算なく調印は鮮明に捺されたいこと。

注意
一、住所氏名は明瞭に御記入の上豫て會社へ御届出の印鑑と同一の印章を鮮明に御押捺被下度候
二、代印にて御受取相成候節は必ず委任狀を御添付被下度候
三、配當金送金御希望の方は受取場所として最寄の銀行又は郵便局御指定の上支拂銀行へ御申出相成度候
四、配當金を受取らるゝ株主が商事會社なる場合には該領收證へ印紙を御貼付相成度候
五、配當金の銀行拂は七月參拾壹日迄に付き八月壹日よりは當會社東京出張所に於て御支拂可致候

（八）配當金領收證

配當支拂用紙は卽ち配當金領收證である。これは普通配當通知書と共に一枚の紙に接續して居り、ミシン入の切取線があるだけである。また會社によつては株主總會決議通知書に接續して、この配當金領收證を附加して居るが、こういふ場合は決議事項の後に「右原案ノ通り可決確定依テ配當金領收用紙相添へ御通知申上候」といふやうに配當通知を頗る簡潔にして居る。

ここに配當金領收證の雛形を二三列擧すれば次のやうであるが、これは前例の配當通知書に對立するもので卽ち第一例の配當通知書には、ここの第一例の配當金領收證が附屬して居るのである。

（ニ）配當支拂場所

配當金の支拂は株主が配當金を受取る便宜のため、また會社では一々本社で支拂ふことの厄介を避けるために、大體取引銀行に支拂を委託するのである。そのためには會社は支拂事務に就て豫め取引銀行と契約するのである。そして支拂開始に先立つて會社は配當金支拂表を作り、これに印鑑簿を添へて取扱銀行に送るのであり取扱銀行は支拂開始の通知を受けて、ここに配當金領收證と引換に（勿論印鑑は印鑑簿と照合の上）現金で支拂ふのである。會社がこの支拂取扱銀行を指定し、また支拂期間を定めた時は、その期間中は支拂場所で取扱ふのであるが、その期間後は大抵本社なり、または支店出張所なりで取扱ふのである。勿論取扱銀行の支拂期間中でも指定の場所で配當の支拂を受けなくとも配

（第一例）

98（赤）

（赤）株式會社 何々銀行本店扱

第九拾八回 昭和何年上期 利益配當金領收證

一金

但　株分

壹株ニ付金壹圓五拾錢也（年六分ノ割）

右正ニ領收候也

昭和何年何月何日

住所

株主

何々株式會社御中

集金郵便ニ依リ御請求ノ場合ハ以下御抹消相成度候

支拂期日	支拂場所
自昭和何年六月二十八日 至昭和何年七月二十七日	東京市何區何町何丁目一番地一號 株式會社 何々銀行本店（赤）
昭和何年七月二十九日以後	東京市何區何町何丁目一番地ノ二 何々株式會社

銀行支拂期間中ハ當社ニ於テハ御支拂不申候（赤）

所屬長		所屬長	
照合印鑑		照合原簿	

……98（赤）

¥＿＿＿＿

（註）1、特に赤字で示したのはその點に就き株主に注意させるためである。
2、算用數字で示したのは決算の回數であり整理の便宜のためである。

（第二例）

124

東京 No. 597

配當金 舊株（全額拂込濟分）壹株ニ付貳圓五十錢
新株（昭和何年三月二日全額拂込濟分）壹株ニ付貳圓拾八錢六厘

昭和何年上半期 利益配當金受領證

一金

內譯

金

但舊株式（全額拂込濟分）　株分

金

但新株式（昭和何年三月二日全額拂込濟分）　株分

右正ニ領收候也

昭和何年何月何日

住所

株主

何々株式會社御中

（合計金額錢位未滿切捨ノ事）

支拂場所 自昭和何年六月二十五日 至昭和何年七月三十一日 昭和何年八月一日以後

東京市麴町區丸ノ內一丁目一番地
株式會社 何々銀行
東京市麴町區有樂町一ノ一〇
三信ビルデイング內
何々株式會社東京出張所

支拂月日

社用欄
元帳照合
印鑑照合

（第三例）　48

配當金領收證

一金

內譯

株式	株金	備考
普通株式	但壹株ニ付　金四圓貳拾五錢	
新株式	但壹株ニ付　金壹圓七拾錢	
第二新株式	但壹株ニ付　金壹圓〇六錢貳厘五毛	（合計金高ニ於ケル厘位切捨ノコト）
優先株式	但壹株ニ付　金參圓八拾貳錢五厘	（合計金高ニ於ケル厘位切捨ノコト）

右拙者所有ノ株式ニ對スル昭和何年上半期分ノ配當金トシテ正ニ領收候也

昭和何年何月何日

住所

株主

何々株式會社御中

支拂取扱期間	自昭和何年六月參拾日　至昭和何年七月參拾一日
支拂取扱場所	東京市麴町區丸ノ內一丁目貳番地　株式會社何々銀行東京支店

當金領收證に記載署名の上これを同封して直接本社に請求すれば會社は配當金を郵送してくれるが、この際は郵送の實費は送金請求株主が負擔しなければならない。また集金郵便を利用してもよい。處が會社によつては銀行支拂期間中は會社では配當の支拂をしない旨を特に記載して必ず銀行で受取らせる。

この取引銀行を配當支拂取扱場所とする時は配當資金は會社の當座預金を以つてする。若し配當資金が不足する時は銀行から借入れる。これを借金配當といふのである。こういふやうにして取扱期間中は配當支拂資金から支拂ひ聽て期間締切の後は精算するのである。

（ホ）配當支拂調書

利益配當に對しては云ふ迄もなく所得稅が課せられる。そのため會社は每決算期に配當支拂調書を作成して所轄稅務署に提出することが必要であるが、その提出期限は株主總會終了の日から三十日以內である。ただ無記名株に對して支拂つた配當は四月末日までに提出する。この配當支拂調書は次のやうである。

尙海外居住の株主からの所得稅は本人から取立てることが困難であるから、これ等の人達に配當金を支拂ふ時に會社をして、その所得稅だけを差引かせ、これを翌月十日までに清算して稅務署に納めさせる。

自何年何月何日
至何年何月何日　事業年度利益（又ハ利息）配當金支拂調書

區分	摘要		
(1)	配當金	總額	何圓
		內譯	無記名株式ニ對スル分　何圓
			第二種所得ニ屬スル分　何圓
(2)	株式數	舊株	何株
		新株	何株
(3)	一株ノ金額		何圓
(4)	一株拂込濟金額	舊株	何圓
		新株	何圓
(5)	配當株主數		何名
(6)	配當率	年割分	
		舊株	何圓
(7)	一株ノ配當金額	新株	何圓
(8)	支拂確定年月日		昭和何年何月何日
(9)	株主別內譯		別冊ノ通リ

何稅務署長殿

所在　會社ノ住所
法人名　會社名
代表者及其印　何某　㊞
本調書ニ關シ應答スベキ係名及　會社何部株式係
提出年月日　何年何月何日

備考

第四節　配當を受取るべき株主

我國では既に述べたやうに決算當日から株主總會の時まで株式の名義書換を停止する。これは決算に關する通知を受くべき株主の變更を防ぐためである。それ故決算日の株主は事實上株主總會當日の株主である。そこで事實問題としては配當を受取るべき權利ある株主は一體誰れかといふやうな問題は起らぬ譯である。だが理論的には、これに就て問題が起る。

この問題の解決は株主の配當請求權はいつ確定するかにある。大體多くの株主は配當請求を目標として居るが、利益配當は利益あつて初めて配當の問題が起るのであり、その請求權が確定するのは株主總會の承認によつてである。こういふ譯で配當請求權は株主に固有する權利でなく總會の承認といふことが必要だから配當を受くべき權利のある者は株主總會當日の株主である。そのことは學說でも一致する所であるし、また次の判例でも、そうである。

「株主ガ會社ニ對シ有スル利益配當請求權ハ株主總會ノ決議ニ因リ利益配當ノ金額確定シタルトキニ於テ始メテ其金額ノ支拂ヲ目的トスル獨立ノ請求權ヲ發生スルモノニシテ其以前ニアリテハ株主權ニ包含スル其一內容ヲ爲スモノニ過ギスシテ獨立シタル一個ノ權利ニ非ス故ニ之ヲ株主權ヨリ分離シテ讓渡スルコトヲ得ザルモノトス」（大正八年大審院判例）。

だが、これに對して配當を受くべき權利のある株主は株主總會當日の株主ではなく決算當日の株主

だといふ說もない譯ではない。それは若し理論通りに決算日にすべての決算が完結して損益が判りそして利益處分のための株主總會が開かれゝば、配當を受くる者は決算日の株主である。然し實際問題として決算は卽決出來ない。それには相當長い時間を要するし會社が大きければ大きい程時間は長く掛るから利益處分の承認をなす株主總會が大變に遲れるのである。だが、それは理論でなく技術の問題だ。それだから理論から云へば決算日の株主こそ配當を受くべき權利者だといふのである。これは如何にも尤もだが、この配當請求權が確定するのは株主總會の決議を經てであるから學說としては決算日の株主が配當を受ける株主とする譯にはゆかない。

この配當を受くべき株主は誰れかといふことに就ては多くの會社は定款に規定して置くやうだ。その大勢を筆者の手許にある定款に就き調査し表にしてみれば次頁のやうである。勿論會社によつては定款に、何等これに觸れないものもある。

これに依れば理窟はどうであらうと決算日の株主が配當を受くべき株主であることを規定するものが斷然多いが、これに比し株主總會當日とするものは比較的寡い。そうかと思ふと決算の翌月一日とか、または翌々月一日とか末日とか或は翌月末日とするものもあるが決算翌月一日とするものと翌月末日とするものは稀である。處が會社の中には配當を受くべき株主に就き、その時間さへ正確に記載するものがあり例へば日本郵船は前半年度は四月三十日(決算は三月三十一日)の午後四時、後半年度は十月三十一日(決算日は九月三十日)の午後四時株主名簿閉鎖の時の現在株主に拂渡すとあり、また

株主總會當日	臺灣電力，朝鮮殖產銀行，滿洲ビール，小田原急行，
決算日	臺灣製糖，明治製糖，朝鮮無煙炭，第一重鋼業，滿鐵，サクラビール，川崎造船，濱松銀行，滿蒙毛織，大阪商船，ラサ工業，木津川土地建物，東株，木曾川電力，三菱倉庫，目蒲電鐵，東京乘合自動車，淺野セメント，秩父セメント，日清紡績，山王ホテル，東洋モスリン，明治製菓，日東製粉，松屋百貨店，日本興行，新興キネマ，東洋高壓，日本窒素，日魯漁業
決算翌月一日	滿洲製糖
決算翌々月一日	大日本製糖，鹽水港製糖，國際通運，南滿洲瓦斯
決算翌月末日	高島屋，日本郵船，松竹興業
決算翌々月末日	南米拓殖

朝鮮無煙炭では株主配當金は毎年六月及十二月當會社本店の最終營業日午後四時現在の株主に對し支拂ふものとして居ることは珍らしい。

尙利益配當の支拂に就て、その支拂は株主總會の承認と同時であるのに會社によつては取締役會が適當と認むる時期に於て支拂ふと規定するが(例へば鹽水港製糖の如く、また臺灣製糖の如く)これは規定としては問題である。この配當の支拂は取締役の決議によつて左右さるべきものではないから取締役會が適當と認める時まで自由に延期したりすることは不當である。若し、こういふ規定があれば、それは當然株主總會の日から支拂指定の時まで配當金に對する利息を與ふべきであり、株主はまた利息を請求しても差支へないと思ふ。

この配當支拂は株主總會の承認と同時に會社は支拂義務が生ずるのであること繰り返す迄もないが、この支拂が承認後或る日數を經ても支拂が出來ないために問題が起つたことがある。それは昭和三年に起つた東洋拓殖の配當金である。同社は特殊會社で配當に就ては政府の認可を得ることになつて居る。處が、この東拓が昭和三年に五分の利益金處分案を株主總會に提出して決議したが、その後一週間を經過しても政府から正式の認可が與へられず（その認可の遲れたのは會社會計に疑問があつたためと云はれるが）そのため配當金支拂に就て株主より再三の催促があつて問題を起したことがある。

利益配當金は我國全體でどれ位支拂はれるかといふと、それは好景氣時代や不景氣時代により、また株式會社の發展度合によつて違ふが年々會社は發達するばかりだし從つて配當金も漸次增加して居る。試みに古い統計に依れば上のやうである。

だが最近の好景氣では恐らく十億圓に近い配當が株主に支拂はれるだらう。

大正元年頃	一億餘圓
大正六年頃	四億餘圓
大正七年頃	六億餘圓
大正八年頃	七億餘圓
大正九年頃	八億餘圓
大正十三年頃	七億餘圓

（註）大正十年の世界恐慌の時代は勿論配當高は減じて居る。

第五節　配當金の受取

株主は利益配當金を、どういふやうにして受取るか？　前に述べたやうに株主には配當通知書に添へて配當金領收證が送られる。そして、その通知には大抵封筒の表に「配當金領收證在中」と朱記されてあるから判る。

(イ)　記名株の配當受取

(a)　受取る注意

この領收證を受取り總會直後に支拂を受けやうとする株主は、その領收證に所有株式と、その一株の配當率（配當率は配當通知書に示されるし、また多くの會社は同時にこの配當率で計算した一株の受くべき金額も併せて記載して居る）とによつて配當として受取るべき配當額を計算して明瞭に且つ違算のないやうに記入の上、豫て會社に屆出の印鑑を鮮明に捺印する。勿論住所姓名を正確明瞭に書くべきことは申添へる迄もない。

尙ここに一寸配當率に就て、述べて置きたいが、この配當率は我國では定款によつて各株式に就て實際に拂込んだ株金額の割合で表はすべきもので（改商第二百九十三條、現商第百九十七條）、それは一年を以て計算の單位とするのである。それ故或る會社が三十五圓拂込の株式に一割の配當をすると云へば其期の株主の受取るべき配當は一圓七十五錢である。何故かと云へば拂込株金額の年一割は三圓五十錢であり、年二回の決算が普通であるから共期の分は、その貳分の一即ち一圓七十五錢である。

それから配當金額領收證記入に就て注意すべき點は

(1) 株金の拂込額によつては壹株の配當額に端數が生じ、またこれを持株に乘じて計算する時、これ
また合計額に端數が生じた時は厘以下は切捨である。勿論この點は領收證にも注意がしてある。

(2) 營業年度の途中で拂込をした場合は配當は拂込の翌月から計算して與へるもの故、その點に注
意されたい。だがこれも株主が計算しなくても差支へないやうに會社が正確に計算の上配當額
を示して置いてくれる。

(3) 記入を訂正した場合は必ず訂正印をして置くことが必要である。

前記のやうに配當金領收證に記入署名の上は、これを取扱銀行に持參して引換の上、現金を受取るの
であるが、自分で銀行に行つて受取ることが厄介な場合は取引銀行に取立を依賴する。そうすると取
引銀行は配當期間が來て居る領收證であると丁度現金のやうに取扱つてくれて直ぐに預金として記
入してくれるから至つて便利である。尙株主が遠方のため取引銀行もなし、また自分で取扱銀行まで
出て來ることが出來ないやうな場合には配當金領收證を同封の上、取扱銀行から送金してもらうこと
が出來る。その時は間違の起らないやうに書留郵便で送ることが必要だ。また送金を依賴する時は
受取場所として最寄の銀行か、または郵便局を指定してやることが取扱銀行に對して親切だし、また便
宜だ。そうでないと飛んだ不便な處へ送金される惧があるからである。會社によつては配當金郵送
の依賴があると株主の負擔を輕減するため振替貯金現金拂を用ひる。だが振替貯金を用ひれば、その
到着が幾分遲れる。尙配當を受取るには前記の他集金郵便を利用することも出來る。

次に配當を自分で受取らず代人を以てする場合は委任狀を添へることを忘れてはならぬ。また個
人が配當を受取る時は別に印紙を貼る必要はないが、營利法人の會社が受取る時は收入印紙三錢を貼
用することを要する。それから取扱銀行の支拂期間までに配當を取らないやうな暢氣な株主は餘り
たくさんは無いであらうが何かの都合で受取らなかつた時は、その期間を過ぎると取扱銀行で受取る
ことが出來なくなるから、その時は直接會社に請求して受取るべきである。それからこの配當領收證
を紛失した時は、その理由を附して會社へ申出でると再交付してくれるが、この領收證は失はないやう
に株主が各自注意すべきである。

(b) 配當には利息の請求が出來ない

最後に配當に就ては利息を請求することが出來るか？　これは勿論出來ない。なんとなれば會社
は株主總會の承認と同時に配當支拂の用意をなすものであり、これを受取ると受取らぬとはまつたく
株主の意向一つであるから、これに對してまで利息を與へる必要はない。また株主も配當の利息まで
取らうといふのは少し蟲が良すぎる。會社によつては定款に特に配當は利息を請求することを得ず
と規定して、この點を明確にするものがある。例へば明治製糖、日本郵船、明治製菓の如きが、それである。

前記のやうに株主の都合で配當の支拂を要求せず二三年たつてから配當を受取るに當つては利息
を請求することは出來ないが、會社が株主の配當請求があつても配當資金不足のため支拂が出來ない
やうな場合は、その支拂の延期に對しては會社は當然利息を支拂はねばならぬ。

（ロ）無記名株の配當受取

無記名株にあつては株主が誰れであるかは判らない。それ故配當金領收證を株主に送る譯にはゆかない。そこで無記名株では配當受領に便利のため株券に配當券を附するものである。例へば日本興業銀行では無記名株に對し五十期間の配當券を添へて居る。この無記名株の配當に就ては株主總會の決議後公告をなし、これによつて通知に代へ配當券と引換に現金で支拂ふものである。ここに日本興業銀行の無記名株の配當支拂公告を示せば次のやうである。

公　告

昭和拾壹年上半季株式配當金ハ壹株ニ付金壹圓五拾錢也(年六分)ノ割合ヲ以テ本日ヨリ御支拂可致候也

追而無記名株式配當金ハ第六拾號配當券引換ニ當行本支店ニ於テ御支拂可致候

昭和拾壹年八月六日

東京市麹町區丸ノ内壹丁目八番地壹

株式會社　日本興業銀行

（ハ）配當支拂は現金か？

我國では配當の支拂は現金で行はれて居り、株主も配當は當然現金で受取れるものと心得て居る。それだから會社としても配當支拂資金がなければ借金までしても現金で支拂ふのである。だが配當の支拂は現金でなければならぬかといふに別に法規でさう決つて居る譯ではないから必ず現金でなくとも差支へはない。アメリカなどでは配當支拂に現金が不足したり、また現在會社の財政狀態から現金を支拂つてしまうことが財政々策上面白くない時は强ひて現金で支拂はずスクリップといふて一覽拂の約束手形のやうなものを以て支拂つたり、また株主もそういふ配當を大して氣にも止めないが我國では配當支拂を現金でしないで延期でもしたりすると會社の信用を想像以上に失墜させるので隨分高利を拂つてまでも配當資金の調達には苦心するやうだ。借金配當も苦しいが、そうしなければ、おさまらないのが我國の株主だ。それだから配當は先づ現金で受取れると思へば間違はない。

（ニ）中間配當

前に述べたやうに利益配當には利益が確實に存在し、それが確定しなければならぬし、また株主總會の承認が必要だ。それ故配當は營業年度の途中で利益が確實さうだからといふて見込だけで利益配當をしてはならぬ。處が英米では、この中間で利益配當をなすことを許して居り、これを中間配當といふのである。我國でも、この中間配當を許して居る例外が、たつた一つある。それは滿鐵だ。卽ち滿鐵の定款には次のやうな規定がある。

「本會社ハ當該會計年度ノ利益配當ヲ確實ニ爲シ得ベキ見込アルトキハ其ノ營業年度經過前一回ヲ限リ政府以外ノ株主ニ對シ其ノ拂込金額見込配當率ノ半ヲ乘ジタル金額ヲ分配スルコトヲ得ルモノトス但

シ其ノ分配金額ハ前營業年度繰越金額以内タルヲ要ス前項ノ規定ニ依ル分配金ハ毎年十二月一日現在ノ株主名簿ニ依リ之ヲ拂渡スモノトス』(定款第五十二條)。

滿鐵も最初から中間配當を許したのではなく滿鐵獨特の理由から許したのである。滿鐵の中間配當も最初は最高限度が三分でこれを超ゆることを得ずとあつたのであるが滿鐵株の民衆化といふ點から昭和四年の上半期に株主總會に於て定款改正を提議して但書の三分を超ゆることを得ずといふのを削除してしまつたのである。だが實際は、やはり三分として居るやうだ。

(ホ)　家督相續人の配當受取

株主が死亡した時は配當請求權は當然、その相續人に移轉する。だがこの場合配當を請求するには戸籍謄本を添へて株主死亡によつて相續人が、その權利を引繼いだ旨を届出ねばならない。その届出は書式でも口頭でもよいが書式によつてなすことが會社にとつては便宜である。

(ヘ)　配當受取に關する質疑

利益配當は誰れが受取るべき權利があるかは既に知るやうに多くの會社が定款に規定して居るが實際問題としては、その配當受取に關聯して種々の問題が起る。これは主に株主側に起る問題である。ここに、また例によつて證券相談に現はれた幾つかの實例を擧げて參考にしやう。

その第一例

【質】株券を昨年中、甲より買ひ名義書換を忘れ居りしを今回配當金を受くるに際し發見し早速株式店へ照會せしに取調べの上先方へ話し見るとのこと、然し甲が配當金を取つた末、呉れぬ場合法に訴へて取ることが出來るか、自分が忘れし故駄目なるか？

【答】株式移轉に因る記名換未了のため讓渡人たる名義人會社に對する利益配當金の請求權を行使しその支拂を受けたる場合に於て讓受人これが返還を請求し得るや否やに就ては、元來名義人の配當金取得は商法第百五十條の規定に基くとはいへ、株式讓渡當事者間の關係に於ては既に株主權移轉せられしもの故、讓受人これが返還の請求を爲し得ると解すべきものと思ふ、從つて讓受人記名換手續の失念または遲延といふことは、その請求權を左右するの結果とならぬと思ふ、但し配當金受領に要せし費用その他名義人に生ぜし損害金は返還金より差引かるべきである。なほ會社決算期到來し株式記名換停止となり、且つ配當落の値段を以て賣買されこれに依り株式を取得せられし場合は右の請求權なきこと勿論である。

その第二例

【質】昨年十一月十五日某店に於て短期取引にて日魯舊株十枚賣付、同月廿六日委任狀附にて受渡を了す、配當委任狀は添付せず、十二月に至り日魯本社より總會の通知狀小生に來りたるも小生の權利義務は十一月三十日までにて、その後は名義書換停止期間なれば當然十一月卅日までに新株主に名義書換さるゝ筈と思ひたるも配當用紙送付し來りたり、小生受領の權利ありや、株式受渡に於ける權利義務は如何なるものなりや、小生配當を受領し新株主より異議の申立あれば半額は小生受領する權利ありと云ふ者あるが如何。

【答】株式を讓受くるも記名換を爲さざれば株式の移轉を以て會社その他の第三者に對抗出來ぬことになつて居る關係上、質疑の場合に於ても會社は株式名義人たる貴下に對し株主總會招集の通知及配

當金受領紙を送付したるものと認めらるゝから、貴下は當然會社より配當金を受領せらるゝ權利がある。併しながら株式讓渡當事者間の關係に於ては當初の株式賣買が配當落の値段を以て爲されたる場合又は配當金に關し特約ありたる場合等の外既に株主權移轉し貴下は配當金取得の權利なきに至りたるものなれば後日讓受人より請求ありたる場合之が返還の義務あるものと解すべきものと思ふ。尙配當金受領に要せし費用及手數料並に稅金見積額等は返還金より控除し得ることは疑なき所なるも、何れの場合に於ても配當金の半額といふ割合にまで請求し得るものとなすことは出來ぬと思ふ。

その第三例

【質】配當以前に書換を忘れ、以前の持主乙は判明し居れば直接交涉したるに支拂ひ呉れず、乙は順路を踏みて交涉し來れと云ふ、法律上請求出來るものか否や、德義上乙が支拂つて呉れなければ乙の賣りたる株式店を探索してそれより交涉するより他なきか？

【答】質疑の場合、乙は商法第一五〇條に依り會社其他の第三者に對し株主の地位を有するものと認めらるゝが爲め利益配當金を會社より受領したるものなれど、株式讓渡當事者間の關係に於ては乙は既に株主權を有せらるゝものなる故、配當金の關係に付讓渡當事者間の特約等あるたる場合の外、貴下は乙に對し之が償還の請求を爲し得るものと解するが宜敷いと思ふ。假に乙のいふが如く直接の請求を認めぬ場合だとするも少くとも貴下は乙の直接の讓渡人より貴下の讓渡人に至るまでの中間讓渡當事者を代位し請求し得るものと思ふ。貴見の如く株式賣買を取扱ひし株式店を通じ交涉せらるゝも一方法であらう。

その第四例

【質】株式の配當金支拂の場合は何れの會社にても其旨所轄の稅務署に申告せらるべきは勿論なれど假令ば株主が配當を受取らずして配當金受取の委任狀を乙に賣渡して買受人が配當金を受取りたる場合に其會社は稅務署へ向け申告は甲乙何れに支拂ひたるものとして申告するや、この場合稅務署としては甲乙の內何れに稅金を課することゝなるや。

【答】質疑に於ては乙は甲の代理資格を以て會社より配當金を受領するものなる故勿論甲に配當金支拂はれしものとして申告せられ甲に課稅せらるゝのである反之記名換停止前乙に記名換せられ乙に於て配當金を受領するならば納稅義務者は乙である。

第六節　定款による配當時效

利益配當の請求權は商行爲による債權でないし、また既に述べたやうに、そういふ判例もあるので、その時效は十ケ年であり、その時效の計算は株主總會の決議の翌日から起算するものである。

「利益配當支拂請求權ノ時效ハ之ガ辨濟期ノ定メナキトキハ反證ナキ限リ株主總會ニ於テ當該利益配當ヲ決議シタル其ノ翌日ヨリ起算スベキモノトス」（昭和二年東京控訴院判例）。

然し十ケ年間といふ長い間配當請求權を持つのでは會社は、その間未請求の配當に就て常に用意をなして置かねばならぬため非常に厄介である。そこで可成り多くの會社が何年間配當請求がなければ配當請求權を放棄したものと看做す規定を設けてゐる。この配當請求の有效期間は會社によつて異るが、その期間は多く二ケ年乃至五ケ年であつて一ケ年といふやうな短期間は稀である。これまた筆者の手許にある定款によつて分類してみると次頁の如く五ケ年の期間を設けるものが最も多く、こ

五ヶ年	臺灣製糖，明治製糖，鹽水港製糖，昭和製糖，朝鮮無煙炭，東株，第一銀行，東武鐵道，日清紡績，日本石油，明治製菓，松屋百貨店，東洋高壓，南滿洲瓦斯，日魯漁業，滿洲製糖
三ヶ年	滿鐵，滿洲ビール，サクラビール，高島屋，木曾川電力，國際通運，日本化學工業，松竹興行日本興業，新興キネマ，日本鋼管
二ヶ年	ラサ工業，木津川土地建物，秩父セメント，復興建築助成
一ヶ年	第一重鋼業

れに次いでは三ヶ年であり四ヶ年といふのは一つも無く、また一ヶ年といふのは一つあつた。この請求の有效期間は株主の立場も考慮すれば三ヶ年乃至五ヶ年間が最も適當であり一ヶ年に至つては餘りに短縮し過ぎる嫌がある。これは要するに會社の立場を考慮するに急にして株主の立場に同情のない遣方である。

それならば、こんな請求の有效期間を設けても有效か？これに就ては、それは勿論有效で次のやうな判例さへある。

「時効ニ關スル民法ノ規定ハ原則トシテ公益ニ關スルモノニシテ當事者ハ之ニ反スル定ヲ爲スコトヲ得ズト雖時効期限ヲ短縮スルノ定ヲ爲スハ公益ニ反セザルガ故ニ有効ニシテ而モ斯ル定ハ必ズシモ當事者ノ合意ニヨルヲ要セズ、定款ノ規定ニ依ルモ亦妨ケナキガ故ニ定款ニ利益配當金ニ付滿五ヶ年ヲ經過スルモ請求ナキハ會社ニ於テ之カ支拂ノ義務ヲ免ルル旨ノ規定ハ無効ニ非スト解スルヲ相當トス」（昭和二年東京控訴院判例）。

以上のやうにして有效期間内に支拂の請求がない時は會社は、この未請求の配當を取得することが出來るが會社によつては、この沒收配當金を雜收入とすると定款に規定するものがある。例へば日清紡績や帝國電力の如きがさうである。

第七節　建設利息

建設利息の配當も配當の一つであるから、これに就ても幾分說明して置く必要がある。大體建設利息は利益から配當するものでなくて利息の形で資本からなすものである。

（イ）建設利息の許される時

建設利息といふのは會社が營業開始までの間卽ち設備建設中、出資者（株主）の資本利用に對して利息の形で支拂ふ報酬である。この建設利息は、どの會社にも許されるものでなく會社の性質によつて會社登記後開業までに長年月を要する設備經營の會社にだけ特に裁判所の許可を得て許されたものである。例へば鐵道業、電氣軌道業、電力業、瓦斯業、水道業、運河業、船渠業のやうに我々の生活に密接な關係にある公益事業に主として許されるのである。こういふ事業は、その性質から大設備をすることが必要であり、從つて開業まで建設に長年月を要するものである。だから建設中は犧牲時代で當然營業利益は期待されない。そこで利益がなければ配當がないとすれば餘程特志家でなければ、こういふ事業を起さうともしなければ投資する者も寡い。處が、前記のやうな設備經營であり且つ、公益の事業は我々の生活福祉と重大關係にあるものであり、また國策や國民の經濟發達の上からも、その進步は望ましいものである。そのため國家は法規で特に特種の會社に對して建設利息の配當を許したのである。

それならば現行法では、どんな時に建設利息の配當が許されるか？　それは會社の目的である事業の性質が本店の所在地で登記をなした後二ヶ年以上開業をすることが出來ないと認められた時に許されるのである（現商第百九十六條）。この場合は建設利息の配當をなすには次の點に注意することである。

1、必ず裁判所の認可を得ねばならない
2、會社の定款に規定しなければならない
3、配當し得る時期は開業までである
4、建設利息は法定利率を超えてはならない

（ロ）裁判所の認可

建設利息を配當する時は、これを定款に規定して發起人全部または取締役全部の名を以て、その認可申請を所轄地方裁判所に提出することが必要である。この場合は何故に開業前に建設利息の配當をしなければならぬか、その理由を明白にしなければならない。さうすると裁判所は、その申請書を審査の上これを認可するか、または不認可とするか決定裁判をなし、その決定理由を附して會社に通知する。この場合認可があつたならば設立登記を申請すべきである。

今ここに建設利息に關する定款規定の認可申請書を示せば大體次のやうである。

定款ノ認可申請

申請ノ趣旨

何々株式會社ノ定款第何條ノ認可相成度候也

申請ノ事由

一、右何々株式會社ハ昭和何年何月何日ヲ以テ成立シ別紙定款第何條記載ノ如ク一、瓦斯製造及供給一、瓦斯副製品販賣一、瓦斯機械製作及販賣一、前記營業ニ附帶スル業務ヲ營ムヲ以テ目的ト致候處此事業タルヤ開業ニ至ル迄ニハ三ケ年ノ時日ヲ要セザレバ工事落成ノ見込ナキニ依リ開業以前定款第何條記載ノ如ク年五分ノ利息配當致度候ニ付キ右定款ノ認可相成度商法第百九十六條及非訟事件手續法第百三十三條ニ依リ此段申請候也

添付書類

一、定款寫　壹通
一、創立總會決議錄寫　壹通
昭和何年何月何日

右　申請人　何々株式會社
取締役　何某　㊞
（以下取締役全部連名）

住所
申請人　何々株式會社
住所
取締役　何某
（取締役全部連名）

東京地方裁判所御中

(八) 定款記載法

建設利息を配當する時は定款に(多くは附則に於て規定する)次の如く記載する。これは某會社の記載方法である。

(**第一例**) 定款第三十二條　當會社ハ開業ニ至ル迄年五分ノ割合ニ依ル利息ヲ配當スルモノトス

(**第二例**) 定款第三十一條　當會社ハ第一回拂込ノ時ヨリ開業ニ至ルマデ株式拂込金額ニ對シ年五朱ノ利息ヲ配當スルモノトス前項ノ利息ハ雜收入及建設費ヨリ支出スルモノトス

建設利息配當に關する規定は必ず原始定款に規定し、その上會社が本店の所在地に於て設立登記を完了する前に、裁判所の認可を受けねばならぬのであるから會社が設立登記を完了した後では定款の變更をなして建設利息を與へることを規定しても、それは無效である。これに關しては異つた判例があるが大審院は大正九年に朝鮮興農事件に於て建設利息配當に關する定款變更は法規の精神を沒却するものであるとして次の如き判決を與へて居る。

「建設利息ニ關スル定款ハ建設當時ノ定款即チ所謂原始定款ニヨリテ之ヲナシ且會社設立登記完了前裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノト解スベキハ當然ニシテ既ニ會社ガ設立ヲ告ゲ其登記ヲ完了シタル後ニ至リテモ尙且定款ノ變更ニ因リ其ノ規定ヲ設ケルコト、センカ叙上ノ例外規定ヲ設ケタル立法上ノ精神ヲ沒却シ會社ニ對スル債權者ノ利益ヲ不當ニ害スルニ至ルベキハ明カナリ」(大正九年大審院判例)。

(ニ) 開業とは一部開業か全部開業か

建設利息は會社が開業するまで許されるのであるから開業すれば建設利息の配當は當然停止される。それならば、その開業は一部分でも營業開始すればよいか、それとも全部開業する迄であるか？これに關しては判例は悉く全部開業と解することは次のやうである。

「商法第百九十六條ニ所謂開業トハ全部開業ノ意義ニシテ會社ガ一部ノ開業ヲ爲スモ全部ノ開業アルマデ利息ノ配當ヲ爲スコトヲ得ルモノト謂ハザルベカラズ」(大正四年大審院判例)。

「商法第百九十六條ニ所謂開業トハ株式會社ノ目的タル事業ノ全部ノ開業ニシテ其ノ一部ノ開業ニ非ズ」(大正四年東京控訴院判例)。

處が改正商法では、この點を明文化して「會社成立後二年以上其の營業全部の開業」として居る(改商第二百九十一條)。また現行法では解釋上配當をなし得る期間に就ては何等觸れて居らぬと解されるため、それは期間に制限がなく何時までも繼續出來る譯である。それでは建設利息配當が濫用される惧があるので改正商法では、この點をこれまた明確にし其開業前一定の期間內と規定して、配當期間を定款に規定せねばならぬことにした(同條)。ただ一定期間例へば五ケ年間利息配當をなし得ると規定した場合、またこの間に全部開業の運に至らない時は、それを延長することが出來るかと云へば、それは出來るのである。そのことは改正商法では明かに建設利息の配當をなす場合は配當期間を伸長し得ると規定するからである(改商第二百九十二條第二及第三項)。

(ホ) 法定利率とは何分か

法定利率とは五分であるか六分であるかは一つの問題である。それは民法による法定利率は五分であり商法の法定利率は六分だからどちらの法定利率が建設利息の法定利率として、とらるべきであるか？　これに就ては判例がないので一つの問題となつて居るが、これは要するに建設利息は商行爲であるか、どうかによつて決る問題であり若しこれが商行爲であると看做されゝば六分であり、そうでなければ五分である。これに就ては法律家の大體の意見は利益配當の支拂は商行爲による債務ではないといふ解釋から間接的に利息配當も商行爲ではないといふのである。尙利益の配當に關しては次のやうな判例がある。

「所謂利益配當支拂請求權ハ商行爲ニ因ル債權ナリト云フヲ得ズ。從ツテ之ニ付スル利息ハ年五分ナリトス」（大正二年東京地方裁判所判例）。

この判例からみれば利息配當も一種の配當である故、これも商行爲に因る債權でなく從つて法定利率としては年五分であり、それ故五分以上の建設利息の配當は不法である。これに關して臺灣電力が同會社令第十七條に依つて會社設立登記後六ケ年間を限つて配當し得る利益が年六分に達しない時は政府持株以外に年六分の利息配當をなすものとした（同社定款第四十三條）ことは特例であつて、これは特別に許されたものであることに注意せねばならない。この建設利息は利益配當と同樣に拂込金額に應じて五分なり四分なりの配當をなすのであるが改正商法では數種の株式を發行した時は株式の種類によつて差別を附けても差支へない（改商第二百九十三條但書）。

この建設利息に就ては假令定款で五分なり四分なりを配當すると規定しても、それは必ず株主總會の決議が必要である。そのことは次の判例でも明かだ。

「株主ガ商法第百九十六條ノ規定ニ基ク利息ノ配當ヲ受クル權利ハ權主權ノ權能ノ一ニシテ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ左右シ得ザルコト論ヲ俟タズト雖モ特定ノ營業年度ニ於ケル株主ノ利息配當請求權ハ右利息配當ニツキ株主總會ノ決議ヲ經テ初メテ發生スベキモノナルコト商法第百九十二條ノ規定ニ徴スルモ當ニ然ルベキトコロナリ」（昭和七年東京區裁判所判例）。

尙現行法が單に法定利率と規定するため前記の如き疑問の起るのを無くするため改正商法では明確に五分を超ゆることを得ずとした（改商第二百九十一條第一項）。

（ヘ）増資新株に對する建設利息

建設利息を配當する會社が資金の必要から更に増資する場合、増資による新株に對しても同樣に建設利息を配當し得るかは大いに議論のある處だが改正商法では明文を以て、この場合は新株に對しても建設利息の配當をせねばならぬことにして居る。だが若し定款に別段の規定があれば、それは別である（改商第二百九十二條第一項）。

（ト）建設利息の會計的處置

建設利息の會計的處置は現行法に何等の規定がないので、どうするかといふことが會計學上の一難問である。これに就ては種々の學說があるが、その詳はしいことは拙著株式會社會計に讓ることとす

る。ただ現在に於ては、この建設利息は開業後の利益から塡補さるべき利益の前拂であるとみることが正しい。これに就ては改正商法では建設利息は、これを貸借對照表の資產側に計上することを認めるが、ただ斯うする場合は將來年六分を超ゆる利益を配當する毎に、其の超過額と同一額以上の金額を以つて建設利息を償却することが必要であるとして居る（改商第二百九十一條第三項）。これは建設利息の性質から觀て適當な處置と云へやう。

第八節　配當政策

利益處分に就ては種々の問題が起るが經營者にとつては特に配當政策を愼重に考慮することが必要だ。それは配當政策の宜しきを得るや否やは會社の運命を支配する重大問題だからである。

(イ) 經營者の虛榮心は禁物

云ふ迄もなく配當政策は放慢であつてはならない。何處までも保守的な健實的な歩調をとることが必要である。兎角經營者は自己の經營的手腕を過信するし、また社會的に過信させたがる。そこは女ならずとも事業に對する虛榮心があるのだ。そこで無理な高率配當を平氣でやるものが出て來るし、甚だしいのは蛸配當を平然とやる。尤も中には虛榮心ばかりでなく重役賞與の分配を多くしたいといふ私慾も手傳ふことがある。こんな重役に經營を任せることは危險千萬で火山上の舞踏に等しい譯だ。この無茶な放慢な配當をさせる責は重役ばかりではない。會社の財政を破壞してまでも皮相的な配當の多きを望む株主も同罪である。株主の中にも重役に向つて案外增配を强要する者があるといふ。これまた寒心すべきことだ。

だが經營者は彼等株主の意見を聽くことはよいが盲從してはならぬ。何處までも經營者としての責任ある立場から會社の健全財政を心懸けねばならぬ。そのためには配當は必ずしも高率なるを尊しとしない。亂高下する配當率よりは每年規則正しく繼續的に一定の配當を行ふて行くことは結局會社のためにも經營者のためにも株主のためにもよいのである。曾て某製糖會社が大正九年の上半期に於て記念とか臨時とか特別とか種々の名前を總動員して二十割といふ大配當をしたが、その次期は六分しか配當が出來ず、また其後幾分增配したが、それでも他の優良な製糖會社ほど、よい配當を繼續することが出來ないなどは配當政策としては頗る不手ぎわである。こんな配當政策をとるよりは年八分でもよいから、それが永續することの方が株主にも難有いし、また會社の信用を向上させる所以だ。

(ロ) 特別配當

會社經營者は本來の營業から年々確實に、そして繼續して擧げられる利益の範圍內で配當すべきである。例へば年三割の利益が確實に營業から擧げられるならば、その中から十分な社內留保をなして配當として株主に分配するのは一割程度に止め、それを年々繼續することが望ましい。そして若しも、この會社が好景氣のため、または特殊理由から臨時的に豫期以上の收益が擧げ得た場合、增配するとしても、それは每期規律正しく配當の出來る一割を超へての配當は特別配當（略して特配）とすべきだ。そ

して株主には、これは特別配當であるといふことをハッキリさせて置くことが必要である。特に昨今の如き社會情勢にある際は增配とか高率配當とかが遠慮せられ勝ちであるから已むを得ず增配するならば特別配當の名に於てなすべきである。勿論會社の財政狀態が益々堅實化し、また收益狀態が安定化して特配の名に於て配當したものが確實に普通配當としても出來る際には特別配當を普通配當に直しても、それは差支へないが、何處までも愼重な健實な態度で進まねばならぬ。筆者は最近或る肥料會社が手許の有價證券を處分した、その臨時的の處分利益を明確に營業利益から區別して特別配當の名に於てなしたのを知つて居るが、これなどは配當政策から云へば、まさに賞めてよいことだ。

この特別配當は臨時的の配當であるから株主にとつては思はざる御馳走である。それ故これはアメリカではメロンと云はれる。まあ御馳走の意味である。この特別配當は、會社創立二十五週年とか五十週年とかいふ際にも記念配當として行はれることもある。また株主も、そういふ場合記念配當を期待することが多いし、時には露骨にその要望も起ることがある。

こんな際は會社財政を危險に導くのでなければ記念配當も意味がある故、株主の要望を俟たずとも進んで經營者は記念配當をしても差支へない。だが社會狀勢とか景氣狀態とか其の他種々の事情で遠慮することが穩當であると考へられる時は强引に記念配當などをせずに記念品を株主に贈る程度に止め、または會社の年史でも編纂して贈ることも、また時に策を得たるものである。特に年史の編纂は產業發達史からみて大いに意義あることだ。また特別配當は社長在職何年記念といふやうな名目で行はれることがある。これは時に增配遠慮の際に採られる形の變つた增配であるが社長在職何年記念などといふ特配は大して意味がない。

（ハ）增資前提としての增配

株價と配當とは因果關係がある。配當の低いやうな會社は、どうしても株價が踊らない。それだから兎角經營者は增配したがるし、また株主も會社財政の健全强化などは二の次として配當ばかりを欲しがる。然し、ほんとうの健實な安定せる株價は規則正しく相當高い配當を繼續することから來るのだ。それ故現在同じ一割配當でも過去に於て無配時代の長かつた會社の株價よりは、好景氣だらうが不景氣だらうが、いつの時代でも一割配當を繼けて行ける會社の株價に比して隨分の開きがある。それは當然の話だが內部的に相當健全な會社でも餘り低い配當だと株價は騰らない。處が內容が餘り香しくない會社も相當高率の配當をすれば、それが實質は蛸配であらうが、それに應じて妙に或る點まで株價は踊るものである。そのことが增資などをしやうとする時に利用されるのである。大體株價が額面を割るやうな會社では增資が容易でない。なぜならば額面割の株價を持つやうでは會社の內容は良くないし、從つて配當も低率か無配である狀態だ。こんな會社で新株を額面發行しやうとしても、それは優先株でも發行するのでなければ先づ不可能だ。だが我國では額面以下の發行は法の禁ずる處だから、こんな場合增資を圓滑に斷行しやうとするには何を置いても株價を額面以上に踊らせねばならぬ。そうするには增配することが近道である。そのため經營者は無理な增配をしても株價を

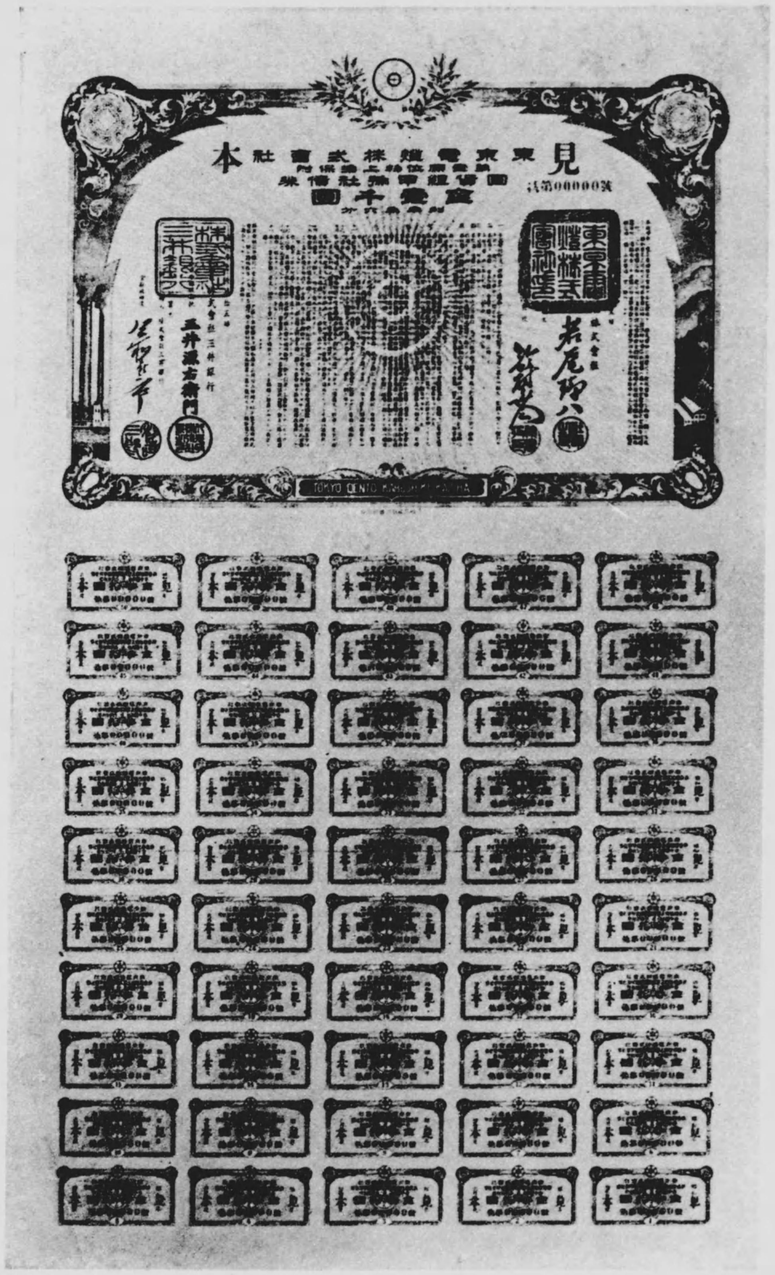

煽ることに狂奔する。そして、それは表面的でなく、蔭に匿れて種々の人的策動をなして株價を額面以上に吊り上げて増資をなすのである。それ故増資斷行の前提として増配をするといふ配當政策が採られることがあるが、これは決して配當政策として賞むべきものではない。頗る最近に於ても某人絹會社が増資の前提として増配をほのめかし株價吊上げに努力して居るやうだ。それは同社が現在五分の配當をなして居るに過ぎないのに最近額面を突破して漸次株價が騰つて居るのは來るべき期に二分乃至三分の増配を香はして居るためのやうだ。そして株界では、それは嚮て増資を行ふ前提の増配とみて一部では警戒して居る。なんとなれば同社は嘗て一割以上の高率配當をして株價を高く吊上げて増資を斷行したのであるが、根が會社の内容からでなく増資のための無理な増配であつた爲め増資後は一躍五分に減配するなどといふ放れ業をやつた後とて特に警戒されて居るやうだ。こういふ配當政策を露骨にとることは、どうしても感心出來ない。

（三）社内留保に留意

會社は事業が新しい時代は勿論、さうでない時に於ても財政の鞏固を期するために積立金のやうな社内留保を成るべく多く蓄積することが必要だ。利益に比し無理に配當を多くして社内留保を無視し輕視する會社には永遠の繁榮はない。配當政策に就ても、この點に一段と注意すべきである。

煽ることに狂奔する。そして、それは表面的でなく蔭に匿れて種々の人的策動をなして株價を額面以上に吊り上げて増資をなすのである。それ故増資斷行の前提として増配をするといふ配當政策が採られることがあるが、これは決して配當政策として賞むべきものではない。頗る最近に於ても某人絹會社が増資の前提として増配をほのめかし株價吊上げに努力して居るやうだ。それは同社が現在五分の配當をなして居るに過ぎないのに最近額面を突破して漸次株價が騰つて居るのは來るべき期に二分乃至三分の増配を香はして居るためのやうだ。そして株界では、それは嚮て増資を行ふ前提の増配とみて一部では警戒して居る。なんとなれば同社は嘗て一割以上の高率配當をして株價を高く吊上げて増資を斷行したのであるが、根が會社の内容からでなく増資のための無理な増配であつた爲め増資後は一躍五分に減配するなどといふ放れ業をやつた後とて特に警戒されて居るやうだ。こういふ配當政策を露骨にとることは、どうしても感心出來ない。

（二）社内留保に留意

會社は事業が新しい時代は勿論、さうでない時に於ても財政の鞏固を期するために積立金のやうな社内留保を成るべく多く蓄積することが必要だ。利益に比し無理に配當を多くして社内留保を無視し輕視する會社には永遠の繁榮はない。配當政策に就ても、この點に一段と注意すべきである。

第十九章　社　債　（その一）

第一節　社債とは何か

社債とは株式會社が證券を發行してなす借入金である。この會社の負債を代表する證券を社債券といふのであり、これは有價證券として自由に讓渡される。この點から觀て社債は有價證券化された會社負債である。この社債の特色として契約の利子を定時に支拂ひ、また償還期限に元金を支拂ふことを約するものであるから株式のやうに投機に利用されないで投資物として歡迎される所以である。この社債は株式會社の發展並に證券市場の發達と共に、その利用が旺盛になつて來るのであり、この社債問題は株式會社の財政から觀て輕視出來ない。

(イ)　債　券

現行商法では社債の發行出來るのは株式會社だけではない。株式合資會社でも、その發行は認められて居るのである。だが株式合資會社といふものが我國では普及して居らないで、その數は非常に寡く、その上小規模のもので會社の資金を社債によつて調達する必要は先づ無いから株式合資會社で社債が發行されたなどといふ話は聞いたことがない。先づ社債は大體株式會社に於て發行されるもの

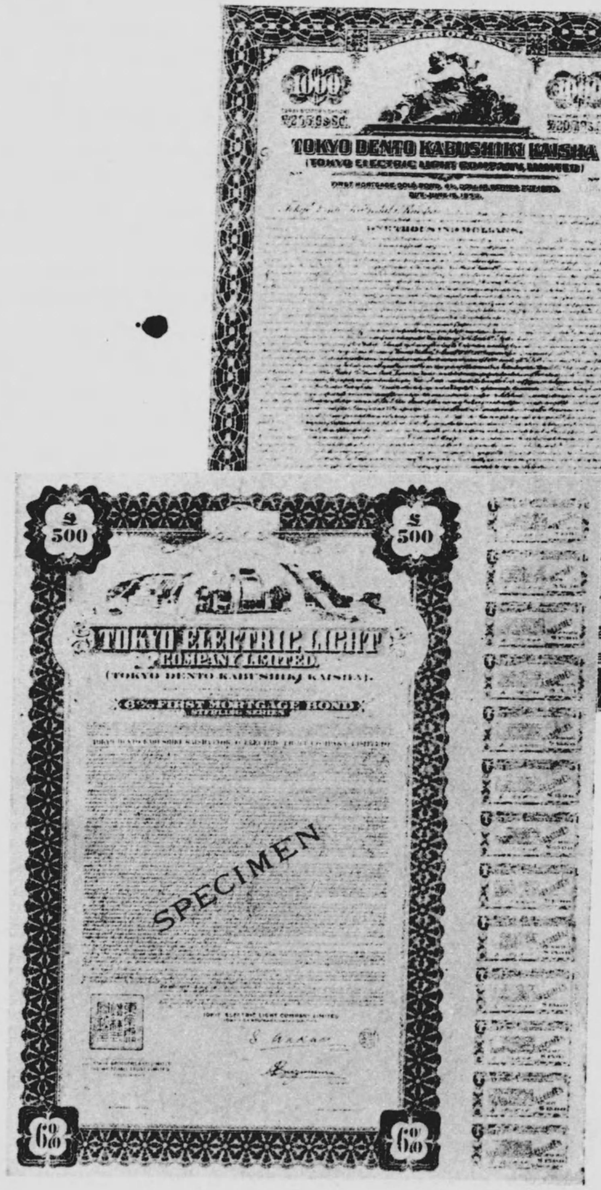

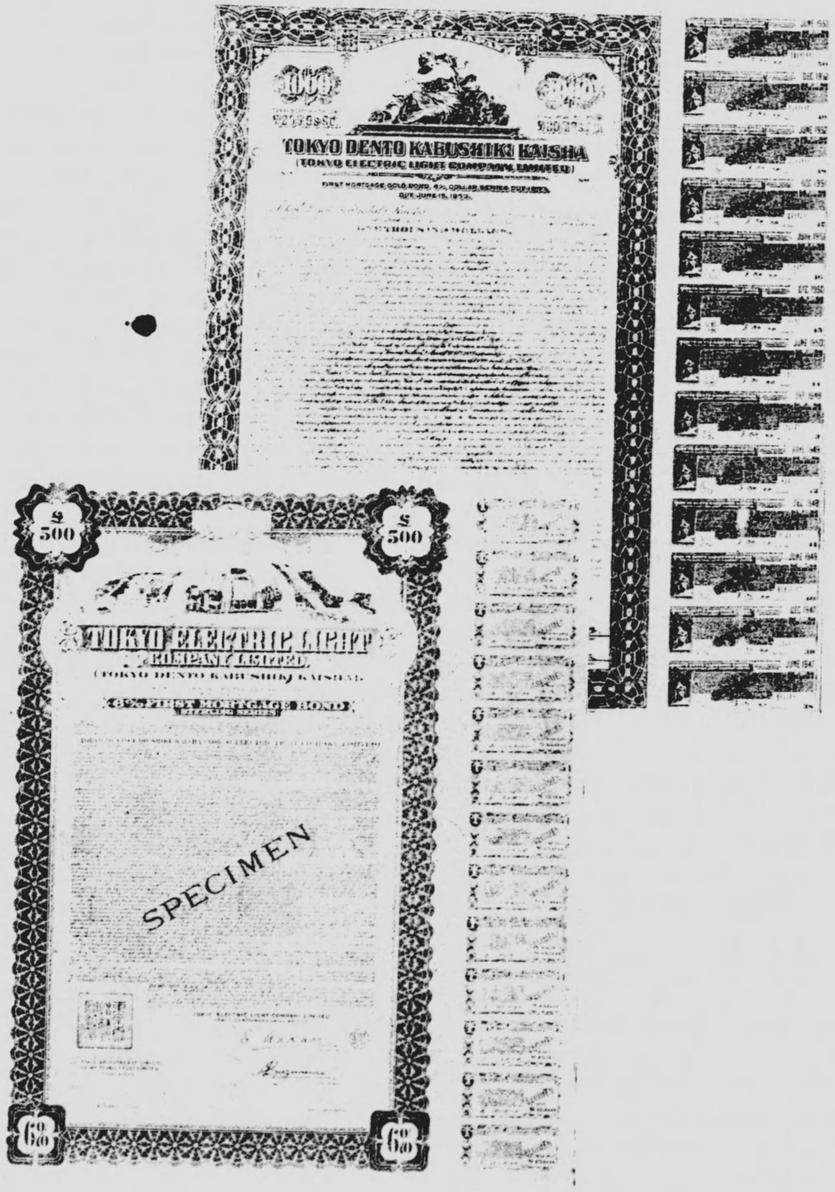

第十九章　社　　債（その一）

第一節　社債とは何か

社債とは株式會社が證券を發行してなす借入金である、といふのであり、これは有價證券として自由に讓渡される。この點から觀て社債は有價證券化された會社負債である。この社債の特色として契約の利子を定時に支拂ひ、また償還期限に元金を支拂ふことを約するものであるから株式のやうに投機に利用されないで投資物として歡迎される所以である。この社債は株式會社の發展並に證券市場の發達と共に、その利用が旺盛になつて來るのであり、この社債問題は株式會社の財政から觀て輕視出來ない。

(イ)　債　　券

現行商法では社債の發行出來るのは株式會社だけではない。株式合資會社でも、その發行は認められて居るのである。だが株式合資會社といふものが我國では普及して居らないで、その數は非常に寡く、その上小規模のもので會社の資金を社債によつて調達する必要は先づ無いから株式合資會社で社債が發行されたなどといふ話は聞いたことがない。先づ社債は大體株式會社に於て發行されるもの

と考へてよい。

廣い意味の株式會社ではあるが、特殊の目的から或る會社に於て所謂債券といふものが發行されることがある。例へば我々がよく、五千圓割增金附勸業債券とか興業債券とか云ふ言葉をきくが、この債券は普通純粹の營利會社から發行される社債と區別されて居る。この債券の發行は、目的が營利資金の調達でなく我國產業の開發または發達といふやうな特殊の目的にある。この債券には特殊銀行の發行する勸業債券、興業債券、復興貯蓄債券、朝鮮殖產債券、北海道拓殖債券、農工債券があり、また東洋拓殖が發行する東拓債券、南洋拓殖會社や臺灣拓殖會社が發行する南洋及臺灣拓殖債券（この二つの會社は今度新設產業組合中央金庫が發行する產業債券等がある。

（ロ）會社債

前記の債券に對立して營利會社の發行する社債を特に會社債と呼ぶのである。これは、まつたく營利資金調達の目的で發行されるのである。元來株式會社では營利資金は先づ第一に出資者から調達される。これが資本金であるが、この資本金だけで事業繼續または擴張、發展のために資金が不足する時は增資して出資者から調達するか、またはこの社債を發行して大衆から調達するか或は銀行から一時借入をする。そのいづれを選ぶことも自由であるが、會社經營者は愼重に最も有利な手段をとることが必要だ。勿論この場合に長期資金の調達ならば增資か社債か、いづれかを選ぶべきだが會社の配當以下の低利で且つ會社に都合のよい條件で資金が調達出來れば社債を選ぶことがよい。また從來の高率配當を維持して會社の信用を一層昂上させやうとするとか、或は株主の增加による議決權の膨脹を喜ばず、また資本金の增加を忌避しやうとする際には社債を選ぶことが得策だ。だが、その營利資金が永久的に要するものだとか或は種々な事情から高率配當を遠慮して他の方法で株主を優遇しやうといふやうな際は增資する方がよい。

第二節　社債の發行

社債は既に知るやうに會社に於て營利資金を調達する重要資源の一つで、この點に於て增資と對立する位置にある。この社債を募集發行しやうとするには商法に規定する種々の條件に從ふことが必要だ。

（イ）株主總會の特別決議

社債の募集には株主總會の特別決議が必要である（改商第二百九十六條、現商第百九十九條）。これは前に株主總會で述べたやうに株主總會の專屬事項だから、これを取締役に一任するといふやうに他の機關に委任してはならず必ず株主總會に附議すべきである。例へば或る會社が社債發行の計畫を立てた時は臨時總會を招集する必要があり、この招集の通知書には次のやうに社債募集に關する件を先づ通知する。

例その一

一、物上擔保附社債總額金何千萬圓以內ヲ數回ニ分チ募集スル件

左記各項ニ依リ社債ヲ募集スルモノトス

1、社債ノ總額　金何千萬圓以內
但シ數回ニ分チ發行スルモノトシ各回ノ發行金額及發行時期ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

2、社債ノ利率　年五分以內

3、社債ノ償還期限　各回發行ノ日ヨリ何年以內

4、社債ノ擔保　何區裁判所登記第何號工場財團

5、各前項ノ他各社債ノ金額、社債發行價額、社債償還方法其他本社債發行ニ關シ必要ナル一切ノ事項ハ取締役會ノ決議ヲ以テ定ム

6、信託證書其他本社債發行ニ關シ必要ナル一切ノ證書作成ハ取締役會ノ決議ヲ以テ定ム

例その二

社債發行ノ件

社債ハ金何萬圓ヲ限度トシテ發行スルコト、社債發行ノ時期、利率、發行價格、償還ノ方法、期限、擔保ノ方法、分割發行其他一切ノ事項ハ總テ取締役會ノ決定ニ一任ノコト

（理由）第何回及第何回社債ノ內右金額借換ノ爲

この株主總會に提案すべき社債募集の件に就ては、その內容には商法に何等の規定がない故、社債總額とか、各社債の金額とか利率とか、償還期限及方法とか擔保の有無等の重要事項を決議すればよいのである。それ故ただ社債の募集をするといふ決議だけでは不十分である。このことは次の判例によつて知り得る。

「商法第百九十九條ニハ社債ハ同法第二百九條ニ所謂特別決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得スト規定シアルノミニテ社債ノ總額其ノ募集ノ時期方法其他ノ條項及之ニ關聯スル細目ニ亘ツテ盡ク具體的ニ決議スルヲ要スルヤ否ヤニ付別段之ヲ定ムルコトナキモ勘クトモ社債募集ノ總額ニ付テハ具體的ニ決議スルノ要アルヤ右規定ヲ設ケタル趣旨ニ徵シ明白ナルトコロナリ然レ共其ノ他ノ事項ニアリテハ株主總會ニ於テ之ヲ具體的ニ決議スルトコロ無ク適正且妥當ナル時期方法其他ノ細目ヲ財界ノ推移ニ適應善處セシムル趣旨ヲ以テ擧ケテ之ヲ取締役ニ委任スル旨決議スルコトハ何等不當ニ非ストシメ之ニ適應スル社債募集ノ時期各社債ノ金額其解ス蓋シ取締役ヲシテ懸眼以テ財界ノ推移ヲ大觀セシ發行價格利率償還ノ方法擔保等ノ具體的事項ヲ俊敏ナル經濟的活動ト相俟ツテ適宜有利ニ定メシムルコトハ多數集合團體タル株主總會ニ於テ一々之カ具體的事項ヲ決議スルノ繁瑣ニ比シ遙カニ優ルモノアリ延テハ直接間接會社及株主ヲ利シ且此等ヲ保護スル趣旨ヲ以テ定メラレタル前揭商法ノ規定ニ添フコトヲ得ヘケレハナリ」（昭和四年東京地方裁判所判例）。

この社債募集の件は、これを前述の如く總會に附議して特別決議を經なければならない。若し株主總數の半分以上、資本金の半額以上で出席株主の半數以上を要する特別決議が出來ねば假決議とし、この假決議を各株主に通知して第二回の株主總會で、これを承認する段取となる。だが最初から特別決議の出來るやうに委任狀出席を勵行しなければならない。社債募集に就て特にこの總會の特別決議を要することにしたのは社債は普通の借金と異り會社の營業方針に重大なる關係を持つと共に多くの株主の利害關係に大なる影響を與へるからである。こういふ譯で普通株式會社は特別決議を要す

るが債券を發行する特殊銀行などは特別法によつて株主總會の決議を要しない。また會社によつては社債の發行に政府の認可を要するものがあるが、これまた國策關係の會社に多い。

（ロ）發行の限度

社債は無制限に發行出來るものではない。そこには法律上許された限度がある。そして、その限度は拂込んだ資本額であり、これを超過することは許されない（改正商法第二百九十七條、現商法第二百條）。これは拂込株金額が債權者に對する擔保能力の限度とみることが安全だからだ。それ故若し會社の正味財産が拂込資本額を遙かに超へるやうな優良會社でも、その限度を超へることは絶對に許されない。これは實際問題としては優良會社には不便だが、また已むを得ない。改正商法では、この點に就て、もう少し考慮して慾しかつた。これと反對に會社が缺損でもして居る際は、これ等の會社に對して拂込資本金まで社債發行を許すと危險であるから、そういふ場合は、この缺損金を控除した現存財産を超ゆることが出來ない。このことに就ては現行法では最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が前項の金額に滿たざる時は社債の總額は其財産の額に超ゆることを得ずと規定して居る（第二百條第二項）。この會社に現存する財産とは一體何を指すかといふことは一つの問題である。改正商法では、この點に就て「會社ニ現存スル純財産」と訂正して居るが、この現存財産に關しては次のやうな判例がある。

「商法第二百三條第五號ノ會社ニ現存スル財産額トハ會社ノ最終ノ貸借對照表ニ表ハレタル總資産ヨリ會社ノ債務及拂込未濟株金額ヲ控除シタル殘額ヲ謂フモノトス」（明治四十三年大阪地方裁判所判例）。

前記は社債發行限度の原則であるが、これに對しては幾つかの許された除外例がある。

(1)、**電氣事業會社**　電氣事業會社に對しては拂込資本金の二倍まで社債の發行を許して居る（電氣事業法第十六條）。元來電氣事業會社も、この例外は認められなかつたのであるが、この事業は設備經營の事業で大設備を要する上に公益事業であるから、社債發行額に就て例外を認めないと資金の調達が兎角圓滿にゆかない。そこで電氣協會は此等事業の資金調達の圓滑を圖るために、何とかして除外例を認めてもらひたいことを永い間熱望して居つたが、遂に昭和二年以來その宿望が達せられ現在では遞信大臣の認可があり且つ資金が電氣工作物の設備に充てられる場合に限つて拂込資本金の二倍まで許された。だが、これには次の三つの制限に從ふことが必要だ。

1、電燈及電力供給事業に屬する電氣工作物の施設の費用に充當すること。

2、會社の貸借對照表による會社の現存純財産が其の拂込金額に達すること。

3、工場抵當法により會社の事業に屬するものを擔保とすること。

(2)　**南滿洲鐵道會社**　滿鐵は特別會社であるが同社は拂込資本額の二倍まで社債の發行が認められるが、それは資本總額を超ゆることを得ない（同社定款第五十四條）。然し最近滿鐵の活躍愈々凄く、そのためこの除外例即ち資本總額を超ゆることが出來ないのでは何としても社債發行餘力が十分でないとの理由で、この但書を「資本總額ト社內保留金ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ」と變更して將來の飛躍に備へたいとの要望があり近く、その認可を政府に仰ぐとのことである。

(3) **東洋拓殖會社**　同社は拂込資本の十倍に限つて東洋拓殖債券を發行することを許される。

(4) **南洋拓殖會社**　これは拂込資本の三倍を限つて南洋拓殖債券の發行が許される（最近新設のもの）。

(5) **鮮滿拓殖會社**　これは拂込資本の三倍まで社債の發行が許される（同上）。

(6) **臺灣拓殖會社**　これまた拂込資本の三倍まで社債を發行し得る特典がある（同上）。

(7) **自動車製造會社**　これも政府の認可を受ける時は設備費用に充つるためならば社債の總額を拂込資本額の二倍まで發行出來る。これは今度國防並に國策の立場から自動車事業勃興のため新に許されたのである。

前記の他債券には興業債券、北海道拓殖債券は十倍、勸業債券、朝鮮殖産債券、農工債券は十五倍まで許されて居るが、これは特殊なものである。

偖て現行法では社債總額は拂込資本額を超へることが出來ないし、また現存する純財産が拂込資本額に滿たない時は、その純財産額を超ゆることを得ないといふことを絕對的に尊重して居るため、ここに實際的に困る問題が起る。それは社債借換の場合現行法では舊社債も社債總額に含めて計算しなければならぬから、さうすると一時的ではあるが社債總額が拂込資本額を超過することが起り得る。そこで改正商法では、この場合に備へるため舊社債償還のためにする借換社債の募集に就ては其舊社債額は社債總額中に、これを加へなくとも、よいことにした。だが、一時的の超過ではあるがこの超過は

なるべく早く整理消滅させることが必要であるから拂込期日（若し數回に分けて拂込をさせる時は第一回拂込の期日）から六ケ月以內に舊社債を償還することが必要である（改正商第二百九十七條第三項）。

尙オーブンエンド・モーゲーヂの際社債總額が拂込總額を超ゆる時は果して、どうかに就ては昭和九年に京濱電鐵に就て問題が起つた。勿論これに就ては現行商法からすれば、その規定に觸れる譯であるが鐵道省はオーブンエンド・モーゲーヂ制の際は社債總額が一時拂込資本を超過しても分割發行する社債が拂込資本金を超へず且つ一方に於て未拂込徵收や增資によつて近い將來拂込資本が增加し、その限度に復し得る場合は敢て商法の規定に捉はれる必要なしといふ新例が開かれた。また舊社債の借換に當つて、その會社が減資したため當然拂込資本額が減額し、從つて社債總額が、これを超ゆる時は其の借換は出來るかどうかといふ問題が昭和九年揖斐川電氣社債に就て起つたが、この場合は借換し得る金額は減資後の拂込資本を超へることは出來ないものとされた。

（八）社債の金額

社債の額面は二十圓を下ることが出來ない（改正商第二百九十九條、現商第二百一條）。これは明治三十一年現行商法が實施されて以來である。尤も債券の類は、例外としても小額々面の十圓が許されて居る。こういふやうに社債額面を二十圓といふ小額にまで低めたのは零細な投資家にも應募が出來るためだが實際には、こんな小額々面を發行すると募集、利拂、償還等に手數ばかり掛るから特殊の事情でもない限り百圓以下のベビー社債は發行しない。實例に就てみても、その例は多くなく嘗て箱根土地經營の新宿園

（今はないが）が二十圓にして利札の他に入場券を添へたことがあり、これ以外には三重合同電氣、出雲電氣、廣島電氣、星製藥、それから東邦電力等にみられたことがあるが最近では殆んど其の例を知らない。この社債額面は大體標準が百圓であるが、これを超へる額面ならば、それは制限がない。それだから實際には五百圓、千圓、五千圓、一萬圓といふ額面を持つのを發行するのが普通だ。尙改正商法では同種類の社債では各社債の金額は均一なるか又は最低金額で割切れることを要求した（改商第二百九規定を加へたのは改正商法では社債權者集會を認め、同一種類の社債權者は一の社債權者集會を構成し、その集會に於ける議決權の數を定めるには前記のやうな制限が必要だからだ。

（ニ）追加募集は社債總額完了後

既に社債を發行した際は、その總額を全部拂込んだ後でなければ追加募集が出來ない（改商第二百九ノ二百條）。これは現在の我國では社債の分割拂込が認められる關係上、丁度資本金と同樣に、これを全部拂込んだ後でなければ追加募集を許さないのである。さうでないと種々の弊害が起ることは說明を俟つ迄もない。然し實際に於ては分割拂込は殆んどなく全部が全額拂込であり、通常社債は一度に全額拂込と考へられて居る。我國で社債に分割拂込が行はれたのは嘗て小倉鐵道の第一回社債にあつたとのことである。

（ホ）償還額は各社債とも同一額

社債の償還は普通額面であるが、それは額面以上を償還しても差支へない。ただ額面額を超ゆることを定めた時は、その超過額は各社債とも同一であることが必要であり（改商第三百條現商第二百二條）その間に差を附けてはならない。これは云ふ迄もなく射倖心を刺戟する弊害を避けるためである。我國では額面を超へての償還を契約した例は非常に寡いが嘗て大正十四年に東京運河が第一回社債に額面百圓に就き百三圓を、また第二回社債に就ては百五圓を償還すべきことを契約したことがある。

前記のやうな原則はあるが、勸業債券のやうに五千圓とか一千圓とかいふ割增金を附することを許されるものもある。だが、これは債券の中で特別の規定によつて許されたものに限られて居る。

第三節　社債の募集方法

社債を發行するには、その前提として募集することが必要だ。これには次の(1)直接募集と(2)間接募集との二つがある。

（イ）直接募集

直接募集といふのは社債の募集手續並に事務一切を社債を發行する會社が自分でやるのである。從つてこの場合は社債申込證の作成、募集の公告、社債申込の取扱、社債の割當、拂込金の受入、取扱等の事務を全部やらねばならぬ煩雜な手數を採る必要がある。また、この直接募集では、この現在の金融狀勢から、どの程度の條件で募集することが適當であるかは判らないし、更に適當な投資家を得て果して豫定額まで募集し得るかは問題だ。それだから募集額が寡いとか會社の信用が思はしくないとかいふ

理由で間接募集をしてくれる引受業者が得られない特殊事情がなければ相當の手數料を支拂ふても專門の引受業者に委託するのが普通である。この直接募集法を採る場合の社債發行は上圖のやうな段取で行はれる。

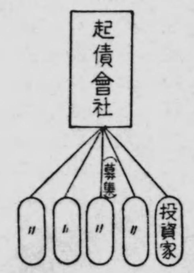

この直接募集は自分の計算で、また自分の危險で募集をした後、社債を發行するので、また直接發行とも云ふ。

(ロ) 間接募集

間接募集といふのは會社が自分で社債募集をやらないで第三者に委託する場合をいふのである。この方法を採れば會社は手數料を支拂ひ餘分の經費が掛るが一切を第三者に委託するため且つ應募額が豫定まで達しなくとも責任を持つてくれるので起債會社にとつては頗る便利である。そのため社債の募集は殆んど、この形を採るのである。この間接募集にも、また(a)請負募集と(b)總額引受とある。

(a) 請負募集

これは銀行とか信託會社とか、または此等のシンヂケートの如き、この方面の專門業者が社債をアンダーライト（引受）し、この社債を公募し若し、それが滿額に達すればよし、そうでなければ不消化の部分即ち引受額に應募が滿たない時の不足額）を自分で責任を以て背負ひ込まねばならない。それ故引受機關は、その引受けた範圍で危險と責任とを持たねばならぬもので、それは一つの請負である。それ故請負募集と云はれる所以であるが、また引受募集とも云はれる。この形は起債會社にとつては非常に便利であり、會社は調達したい資金だけの社債を募集すれば必ず豫定額までは得られる特色がある。

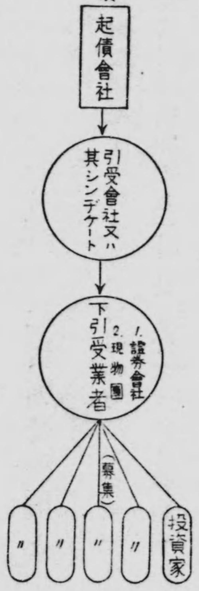

この請負募集を採る場合の社債發行の經路は上圖のやうである。

この請負募集は現在に於ては先づ元受業者と云はれる銀行、信託會社、證券會社、または此等のシンヂケート團に總額を請負はせ更に、この元受業者は證券會社とか現物團とかの下引受業者に下受をさせて、それから公募をなすものである。

(b) 總額引受

總額引受といふのは社債の總額を銀行とか、信託會社とか、證券會社とか、またはシンヂケートが單獨で引受けてしまうのである。この方法の特色として總額引受にあつては公募することがない。それは總額引受者が自分で一括して引受けてしまう故公募する必要がなくなるからである。だが總額引受の場合には、その引受業者が單獨で數百萬圓乃至は數千萬圓を引受けてしまうことは投資の原理に反するから、その投資危險を廣く分散するために處分するのが普通である。然しその際は募集でなく賣出の形で行はれる。この總額引受をなす場合は引受者は、一切の危險を負擔する代り、これを賣出す際は引受値段と市價との差額は自分の利益とすることが出來るものである。この總額引受の社債發

行經路は次のやうである。

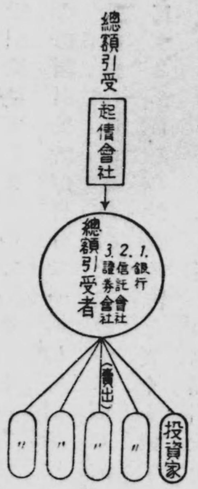

この總額引受の際は前述のやうに募集するのでないから社債申込證の作成や募集公告はしない（改商第三百二條、現商第二百三條ノ二）。だがこれを賣出す場合は、その賣出を公告するものであり、特に擔保附社債に於ては同信託法に於て公告を命じ、その公告も募集公告に做ふことを規定して居る。

尙間接募集には前記の二形態の他に委託募集といふて、まつたく社債の募集だけを手數料を支拂ふて委託することがある。この形をとれば委託を受けた者は募集は自分の名に於てなすが起債會社の計算でなすものであり、また應募が豫定まで達しなくとも背負込みをせねばならぬ責任はない。だから、この方法は現在は殆んど採用されては居らない。

第四節　社債引受機關と引受契約

社債を間接募集する時は、その方面の專門業者に一任するが、これを稱して社債引受機關といふのである。社債引受機關としては既に知るやうに銀行、信託會社、證券會社、これ等シンヂケート團、現物團等がある。

（イ）元引受機關

現在社債を引受ける機關には(1)元引受をなすものと(2)下引受をなすものと二つある。この中元引受機關といふのは起債會社と直接交涉して社債募集の引受契約をなすものである。この場合元引受機關に對しては社債額面百圓に就き二圓五十錢程度の引受手數料を支拂ふものである。"この引受手數料には社債募集取扱の手數料と萬一の背負込に對する危險負擔料を含んで居る。この引受手數料を受ける關係から募集に關する費用は元引受業者が負擔するのであるが、社債券調製の費用、發行印稅、登記稅等は通常會社の負擔である。

この元引受は銀行信託會社、證券會社が單獨でなすことがあるが社債額が巨額の時は此等の引受機關が聯合してシンヂケートを組織して引受ける。このシンヂケート組織には相互間の引受に就ての契約書を取交はすものである。このシンヂケートには通常幹事を置くやうである。これは多く銀行がなるので、また幹事銀行とも云ふて居る。この幹事は持ち廻りのこともあるが常任幹事として、いつもその役をつとめるものを一定して置くことが多い。この幹事の役目はシンヂケートを代表して起債會社と社債募集の請負に關し直接交涉の任に當り、また下引受者に下受をさせると同時に募集事務の指揮をなし、また不消化の背負込の分配、經費の分擔、利益の分配等の事務をもなすものである。この幹事は、どういふ銀行、信託會社がシンヂケートを組織し、その加盟者は誰れであるかが定まつて居るものである。この元引受をなすシンヂケート團の例を示せば次のやうである。

1、東京電燈社債……三井、安田、住友、第一、川百、興銀、三井信託、安田信託、(幹事三井銀行)
2、宇治川電氣社債……興銀、三菱、住友、三和、三菱信託、住友信託(幹事興業銀行)
3、日本電力社債……興銀、三井、住友、三和、三井信託(幹事興業銀行)
4、九州水力電氣社債……住友、三井、三菱、興銀、第一、三菱信託、安田信託(幹事住友銀行)
5、王子製紙社債……興銀、三井、三菱、第一、安田、住友、三井信託、三菱信託、住友信託、安田信託(幹事興業銀行)
6、旭ベンベルグ社債……住友、安田、住友信託、安田信託(幹事住友銀行)
7、滿鐵社債……興銀、正金、朝鮮、三井、三菱、第一、安田、川百、住友、三和(幹事興業銀行)

(ロ) 下引受機關

この下引受機關といふのは元引受機關が引受けた社債の一部を一定契約の下に、一定の手數料で下引受けして、その請負つたものを募集し若し募集し切れなければ、それだけを責任を以て引受けるものである。つまり元引受の事務と責任との兩方面を下請負するのである。この下引受機關に支拂ふ手數料は通常額面百圓に就き七十五錢の程度である。この中五十錢が下引受手數料であり二十五錢が取扱手數料である。この下引受手數料だけは下受機關の各々が市況を考慮して引受けたものに對して必ず支拂ふものであるが取扱手數料の方は下請負しただけのものが全部募集された時は全額に對して支拂はれるが若し豫定までに達しない場合には不消化の部分(募集殘りとなつて背負込となるもの)に對しては支拂はない。要するに實際に下受機關が取扱つたものにだけ支拂ふのである。この下引受機關は證券會社や現物團が、單獨で引受ける場合もあるが、またこれも下引受シンヂケートを組織する場合もある。ここに下引受シンヂケートの主なるものを擧げれば次のやうである。これは前揭の元引受機關の順序に示すことにする。

1、東京電燈社債……野村、山一、藤本、日興、小池の各證券會社
2、宇治川電氣社債……前記に同じ
3、日本電力社債……前記に同じ
4、九州水力電氣社債……前記に同じ
5、王子製紙社債……前記に同じ
6、旭ベンベルグ社債……野村、山一、藤本、日興の各證券會社
7、滿鐵社債……野村、山一、藤本、日興、小池の各證券會社

(ハ) 引受契約

社債の募集は株主總會の特別決議を得てから後でなければならないが社債の募集を圓滑に行ふため會社當局者は豫め元引受機關と交涉して社債引受に就て、社債募集の大綱だけでも假契約をなして置き株主總會の決議を終て初めて本極めとするものが多いやうだ。いづれにせよ社債募集が確定したならば社債引受者と引受の契約を取交はすべきものであり、その契約書は無擔保社債の場合は大體次のやうである。

社債引受契約書

何々株式會社(以下甲ト稱ス)ト株式會社何々銀行(以下乙ト稱ス)トノ間ニ社債引受契約ヲ爲スコト左ノ如

シ

第一條　甲ハ左記要項ニヨリ社債ヲ發行シ乙ハ其總額ヲ引受ケルモノトス

1、社　債　ノ　總　額　金何千萬圓
2、社　債　ノ　金　額　壹百圓、五百圓、千圓、五千圓
3、利　　率　年四分三厘
4、發　行　價　格　額面百圓ニ付キ金百圓
5、償還ノ方法及期限　昭和何年何月何日迄据置キ昭和何年何月何日ヲ第一回トシ其後毎年何月何日及何月何日ノ二回ニ各五十萬圓以上ヲ償還又ハ買入銷却シ昭和何年何月何日迄ニ殘額全部ヲ償還マタハ買入銷却スルモノトス此ノ場合ニ於テ償還マタハ買入銷却スベキ日ガ銀行休日ニ當ルトキハ其前日ニ繰上グ、昭和何年何月何日以降（据置期限後ハ何時ニテモ其一部又ハ全部ノ繰上償還ヲ爲スコトヲ得、一部償還ハ抽籤ノ方法ニヨル、買入銷却ハ据置期限ノ前後ニ拘ラズ何時ニテモ任意ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。尙抽籤ノ方法ニヨル時ハ抽籤ハ甲ノ本社ニ於テ乙ノ代理者立合ノ上之ヲ行ヒ的籤社債券ノ種類、記號償還日ヲ官報及何々新聞紙ニ廣告スルモノトス

第二條　甲ハ本社債ノ元利金支拂事務ヲ左記ニ依リ乙ニ委任スルモノトス

1、甲ハ元利金支拂期日三日前ニ其ノ資金ヲ乙ニ手交スベシ
2、元利金ノ支拂ニ關シ乙ニ於テ一時立替拂ヲ爲シタル時ハ甲ハ其ノ立替日數ニ對シ日歩何錢何厘ノ割合ヲ以テ乙ニ支拂フベシ
3、償還濟ノ債券又ハ支拂濟ノ利札ハ乙ニ於テ取纏メ消印ノ上計算書ヲ添付シ其ノ都度甲ニ送附スルモノトス
4、元利金ノ支拂ハ乙ノ本店及內地各支店ニ於テ取扱フモノトス
5、本社債ノ元利金支拂事務取扱ニ對シテハ甲ハ左記割合ノ手數料ヲ乙ニ支拂フモノトス
（イ）元金償還ノ場合　拂渡高ノ千分ノ壹
（ロ）利息支拂ノ場合　支拂高ノ千分ノ貳

第三條　本社債券ハ無記名利札附トシ分割、併合又ハ記名式ニ變更ヲ爲サヾルモノトス

第四條　社債券ヲ喪失シタル時ハ其ノ種類、記號並ニ喪失ノ事由ヲ詳記シタル書面及除權判決ノ謄本ヲ提出シテ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

利札ヲ喪失シタル時ハ代リノ利札ヲ交付セズ、但シ除權判決ヲ得タルモノニ限リ其ノ支拂期日到來セルモノニ對シ利札ニ相當スル金額ヲ支拂フ

第五條　社債券ノ汚染、毀損シタルトキハ其ノ債券ヲ提出シテ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ眞僞鑑別シ難キモノハコノ限ニアラズ

第六條　代債券ノ交付手數料ハ債券壹枚ニ付キ金何十錢トス

第七條　社債ノ償還又ハ債券引換ノ際支拂期日到來ノ利札不足セル場合ニ於テハ償還又ハ引換ヲ受クルモノハ不足利札ノ額面金額ヲ甲ニ支拂フモノトス

前項利札ノ所持人ハ社債ノ最終償還期日後五ケ年以內何時ニテモ其ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

右契約ノ證トシテ本證二通ヲ作成シ各自其ノ壹通ヲ保有スルモノナリ

次の例はオープンエンド・モーゲーヂ制による擔保附社債の場合の契約書である。

契　約　書

何々株式會社（以下單ニ甲ト稱ス）ハ第壹回物上擔保附社債總額貳千五百萬圓ヲ數回ニ分チ第壹回分トシテい號社債金額壹千萬圓ヲ發行スルニ付キ其ノ募集ノ請負ニ關シ株式會社日本興業銀行、株式會社第一銀行、株式會社三井銀行、株式會社三菱銀行、株式會社安田銀行、株式會社三和銀行ヨリ現ニ借受ケ負擔セル債務金五百萬圓現表者タル株式會社日本興業銀行（以下單ニ乙ト稱ス）ト左ノ契約ヲ締結ス

第壹條　甲ハ昭和何年九月貳拾八日開催シタル株主總會ノ決議ニ從ヒ株式會社日本興業銀行ヲ受託會社トシ何々株式會社ヲ本社債總額貳千五百萬圓ノ元利金ニ對スル支拂保證會社トシテ乙ノ必要ト認ムル形式ニ依リ第壹回物上擔保附社債信託證書（以下單ニ信託證書ト稱ス）ヲ作成シ之ニ基キ本社債總額貳千五百萬圓ヲ左ノ通リ數回ニ分チ發行スルモノトス

住　所
何々株式會社
社印　代表取締役　何　某　㊞

住　所
株式會社何々銀行
行印　代表取締役　何　某　㊞

一、甲ハ債權者タル株式會社日本興業銀行、株式會社第一銀行、株式會社三井銀行、株式會社三菱銀行、株式會社安田銀行、株式會社住友銀行及株式會社三和銀行ヨリ現ニ借受ケ負擔セル債務金五百萬圓現存額五百萬圓全額ノ辨濟竝事業資金ニ充ツル爲メ現在其ノ所有ニ係ル能力拾五萬キロワットノ何發電設備一切ヲ以テ組成セル何區裁判所何出張所登記第七號工場財團ヲ擔保トシテ第九條ニ依リ第壹回い號社債金額壹千萬圓ヲ發行スルモノトス

二、金額壹千萬圓ハ甲カ將來能力拾萬キロワットノ增設何發電設備（貳臺分）一切ヲ本社債ノ擔保トシテ追加シ其ノ登記ヲ完了シタル後之ヲ發行スルモノトス

三、金額五百萬圓ハ甲カ更ニ能力五萬キロワットノ增設何發電設備（壹臺分）一切ヲ本社債ノ擔保トシテ追加シ其ノ登記ヲ完了シタル後之ヲ發行スルモノトス

本社債總額貳千五百萬圓ノ內第貳次發行豫定分金額壹千萬圓、第參次發行豫定分金額五百萬圓ハ各發行ノ都度商法第貳百條ノ制限ニ從フモノトス

第貳條　本社債ノ各社債ノ金額ハ壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓及壹萬圓ノ五種トス

本社債ノ債券ハ受託會社ノ承認スル樣式及文言ニ依リ調製シ無記名式利札附トス但シ社債權者ノ請求アルトキハ之ヲ記名式ト爲スコトヲ得、記名式ヲ無記名式ト爲ス場合亦同シ

第參條　本社債ノ利率ノ最高限度ハ年七分トシ其ノ限度內ニ於テ各回ノ發行分ニ付之ヲ定ムルモノトス

第四條　甲ハ信託證書ニ依リ本社債總額貳千五百萬圓ノ擔保トシテ其ノ所有ニ屬スル何區裁判所何出張所登記第七號工場財團ノ上ニ順位第貳番ノ抵當權ヲ設定スルモノトス

第五條　甲ハ第壹條ノ信託證書ノ定ムル所ニ依リ將來其ノ所有ニ屬シタル增設何發電設備ヲ合シ能力

參拾萬キロワットニ達スル迄完成ノ都度直ニ該增設備一切ヲ前條ノ工場財團ニ追加スヘキモノトス

甲ハ前條及前項ノ財產以外ノモノト雖モ受託會社ニ於テ擔保不足ト認メ其ノ請求アルトキハ直ニ本社債ノ擔保ニ之ヲ追加スヘキモノトス

第六條　第四條ノ工場財團ニ對スル第壹順位ノ抵當權及債權額左ノ如シ

債權額　金壹千萬圓

抵當權者　株式會社日本興業銀行

第七條　甲ハ第壹條第壹號ニ依ルい號社債發行後直ニ前條ノ債務全額ヲ辨濟シタル上其ノ抵當權ノ登記ヲ抹消シ本社債ノ抵當權ノ順位ヲ第壹番ト爲スモノトス

第八條　本社債ノ各社債權者ハ其ノ同及發行日ニ拘ハラス其ノ債權額ニ應シ平等ニ擔保ノ利益ヲ享受スルモノトス

第九條　甲カ第壹條ニ定ムル信託證書ニ基キ左ノ要項ニ依リ昭和何年五月貳拾日發行スヘキ第壹條第壹號ノい號社債金額壹千萬圓ニ關シ乙ハ其ノ全額ノ募集ノ請負ヲ爲スコトヲ豫約スルモノトス

一、今回發行スヘキ金額　い號社債金額壹千萬圓

二、各社債ノ金額　第貳條第壹項ニ之ヲ定ム

三、利　　率　年四分五厘

四、發行價額　額面壹百圓ニ付金壹百圓

五、償還金額　額面壹百圓ニ付金壹百圓

六、償還ノ方法及期限　本い號社債ノ元金ハ昭和何年五月貳拾日及其ノ後每年八月貳拾日ニ額面五拾萬圓以上、昭和何年八月貳拾日及其ノ後每年八月貳拾日ニ額面六拾萬圓以上ヲ償還又ハ買入銷却シ昭和何年五月貳拾日迄ニ殘額全部ヲ償還又ハ買入銷却スルモノトス此ノ場合ニ於テ償還又ハ買入銷却スヘキ日カ銀行休業日ニ當ルトキハ其ノ前日ニ之ヲ繰上ク本い號社債ハ昭和何年五月貳拾壹日以降何時ニテモ信託證書所定ノ手續ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得

本い號社債ノ一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル

本い號社債ノ買入銷却ハ信託證書所定ノ手續ニ依リ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

（支拂場所省略）

七、利息支拂ノ方法及期限　本い號社債ノ利息ハ其ノ發行日ノ翌日ヨリ償還期日迄之ヲ附シ每年貳月貳拾日及八月貳拾日ノ貳回ニ各其ノ日迄ノ前半箇年分ヲ利札引換ニ支拂フ但シ發行及償還ノ場合ニ於テ半箇年ニ滿タサル利息ヲ支拂フトキハ其ノ半箇年ノ日割ヲ以テ計算スルモノトス

償還期日後ハ利息ヲ附セス

本い號社債ノ利息ハ前號ノ元金支拂場所ニ於テ之ヲ支拂フモノトス

八、申込期間　昭和何年五月壹日ヨリ同月參日迄トス但シ期間中何時ニテモ締切ルコトアルヘシ

九、申込證據金　額面壹百圓ニ付金參圓トス（募入ノ上ハ之ヲ拂込金ニ振替フ）

十、募入方法　應募超過ノ場合ハ適宜募入額ヲ定ム

十一、拂込期日　昭和何年五月貳拾日トス期日迄ニ拂込ナキトキハ其ノ申込ヲ無效トシ既ニ拂込ミタル證據金ハ之ヲ返還セス

十二、期限ノ利益喪失ニ關スル特約　信託證書ニ別段ノ定ヲ爲シ其ノ約款ノ全部若ハ一部ニ違背等ヲ爲シタルトキ、本い號社債以外ノ或ル回ノ社債ニ付期限ノ利益ヲ喪失シ若ハ期限ニ至リ其ノ回ノ社債ヲ辨濟スルコト能ハサルトキ、其ノ他本社債ノ擔保工場財團ニ對シ强制執行若ハ競賣ノ申立アリタルトキ、甲カ破產ノ宣告ヲ受ケ若ハ解散ノ決議（合併ノ場合ヲ除ク）ヲ爲シタルトキ、第拾七條ノ定ムルトコロニ依リ本社債ノ元利金支拂ヲ保證セル保證會社ガ破產ノ宣告ヲ受ケ若ハ解散ノ決議（合併ノ場合ヲ除ク）ヲ爲シタルトキ、甲カ電氣事業法第貳拾八條ニ依ル許可ノ取消若ハ同法第貳拾九條ニ依ル買收ヲ受ケ乙ニ於テ社債ノ存續ヲ不適當ト認メタルトキハ甲ハ本い號社債全額ニ付期限ノ利益ヲ失フモノトス

第拾條　甲ハ本い號社債金額壹千萬圓ノ請負募集手數料トシテ額面壹百圓ニ付金何圓何十錢ヲ乙ニ支拂フモノトス

第拾壹條　乙ハ昭和何年五月貳拾參日本い號社債ノ拂込金ヨリ前條ノ手數料其ノ他立替費ヲ控除シタル金額ヲ甲ニ引渡スモノトス

第拾貳條　本い號社債ニ關スル登記又ハ登錄ノ費用、社債券ノ調製費（印紙稅ヲ含ム）並本い號社債募集ニ關スル公告料其ノ他ノ諸費用ハ甲ノ負擔トス

第拾參條　本い號社債金額壹千萬圓ノ元利金支拂事務ニ關シ左ノ通リ之ヲ定ム

一、甲ハ左記元利金支拂手數料ヲ乙ニ支拂フモノトス但シ支拂地ノ組合銀行ニ於テ之ニ牴觸スル協定アルトキハ該協定ニ依ル

イ、元金償還ノ場合　　該金額ノ壹萬分ノ拾

ロ、利金支拂ノ場合　　該金額ノ壹萬分ノ貳拾

二、甲ハ元利金支拂期日ノ參日前（銀行休業日ニ當ルトキハ其ノ前日）ニ其ノ支拂フヘキ金額及前號ノ手數料ヲ乙ニ交付スルモノトス

三、償還濟債券及支拂濟利札ハ乙ニ依リ代表セラルヽ各取扱銀行ニ於テ之ニ消印シ計算書ヲ添ヘタル上乙之ヲ取纏メ甲ニ返戻シ甲ハ之ニ對シ領收證ヲ乙ニ交付スルモノトス

四、買入銷却債券及之ニ附屬スル利札ハ其ノ都度受託會社ニ提出シ其ノ廢棄手續ヲ受クルモノトス

此ノ場合ニ於テハ第壹號及第參號ノ規定ヲ準用ス

第拾四條　甲カ前條第貳號ノ期日ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込ムヘキ金額ニ對シ日步參錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ乙ニ支拂フモノトス

第拾五條　甲ハ本い號社債手取金ノ內ヲ以テ第壹條第壹號ノ債權者タル株式會社日本興業銀行、株式會社第一銀行、株式會社三井銀行、株式會社三菱銀行、株式會社安田銀行、株式會社住友銀行及株式會社三和銀行ヨリ現ニ借受ケ負擔セル債務金五百萬圓（現存額五百萬圓）ニ付キ元利全額ヲ遲滯ナク辨濟スルモノトス

第拾六條　甲ハ將來擔保附社債信託法ノ改正ニ依リ社債借換ノ場合ニ於テ新社債カ舊社債ト同一ノ順位ノ擔保權ヲ以テ擔保セラルヽコトヲ認メラレタルトキハ之ニ依據シテ本社債借換發行ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第拾七條　何々株式會社ハ第壹條ニ基キ甲ノ發行スル本社債總額貳千五百萬圓ノ元金及利息ニ對シ夫甲ト連帶シテ其ノ支拂ヲ保證スルモノトス

第拾八條　甲カ第壹條ニ定ムル信託證書ヲ作成スルコト能ハサルトキ又ハ該信託證書ニ依リ第四條ノ工場財團ノ上ニ抵當權設定ノ登記ヲ受クルコト能ハサルトキハ本契約ハ其ノ效力ヲ失フモノトス但シ此ノ場合ニ於テ乙ハ別段其ノ責ニ任セサルモノトス甲カ本豫約契約所定ノ條項ニ基キ本い號社債ヲ發行シタルトキハ本豫約契約ヲ以テ本い號社債ノ請負募集ニ關スル本契約ト爲ス

右契約ノ證トシテ本證書原本及謄本各壹通ヲ作成シ之ニ記名捺印シタル上原本ハ乙ニ於テ謄本ハ甲ニ於テ夫々保有スルモノトス

昭和何年四月拾五日

東京市何區何町何番地
何々株式會社
取締役社長　何　某

株式會社日本興業銀行
株式會社第一銀行
株式會社三井銀行
株式會社三菱銀行
株式會社安田銀行
株式會社住友銀行
株式會社三和銀行

右代表者
東京市麹町區丸ノ内壹丁目八番地壹
株式會社日本興業銀行
總裁　何　某

第五節　社債の種類

社債には種々の種類がある。それをここに簡單に說明して置く。

(イ) 記名社債と無記名社債

記名社債といふのは社債權者(社債券の所有者)の氏名を社債券面に示して置くと同時に會社に保存する社債原簿に、その住所氏名を記錄して置くものである。この記名社債は現在では殆んどない。嘗て明治二十三年初めて我國に社債制度が輸入された當時は社債は全部記名式であつて無記名式を許さなかつたが、これでは社債の市場性が寡いので明治三十二年商法の改正によつて無記名式が許され、それ以來記名式が殆んど跡を絕つた。勿論法規では明かに記名式を發行することを許して居るが、これは實際的には非常に不便だ。この記名式は現行法では全額拂込の後ならば社債權者は、いつでも無記名式に變更することを請求することが出來る(現商第二百七條第二)。處が改正商法では社債權者は何時でも、その記名式債券を無記名式に、またその無記名式債券を記名式に變更することを請求し得ることにした。

但し會社が社債券は無記名式、または記名式に限る旨を規定した時は、それは出來ない（改商第三百八條）。

尙記名社債に就て注意して置きたいことは、この社債券の讓渡は記名株のやうに白紙委任狀を添へただけでは出來ないことであり、それは必ず社債權者の氏名及住所を社債原簿に記錄し且つ債券面に、その氏名を記載する手數を執らねば會社及第三者に對抗が出來ない（改商第三百七條、現商第二百六條）。改正商法では記名株の讓渡に就ては大改正が行はれたのに社債に就てだけ改正を加へなかつたのは現在の社債が殆んど無記名式であるため、これをわざわざ改正する必要を感じなかつた爲めであらう。

（ロ）無擔保社債と擔保附社債

無擔保社債といふのは會社の信用だけで發行される社債で社債償還を安全ならしめるために擔保物件が提供されてない社債である。これに對して擔保附社債は社債償還の確保として社債額よりも價値の大きい物件が擔保として提供されて居るものである。最近は我國でも、この擔保附社債が非常に多くなつた。このことは、また後程說明する。

（ハ）長期社債と短期社債

長期社債とは社債償還期間が長いもので我國では大體五ケ年を基準として居るやうであり償還期限が、この五ケ年以上に及ぶものは長期社債の內に入る。これに反して短期社債は償還期限が五ケ年以內の短期間のものである。我國のやうに、まだ社債が、その發達の途中にある國では數十年に及ぶ長期の社債は餘り例がないが、昭和六年に政府保證の下に發行した臺灣電力社債は四十ケ年といふレコードを保持して居る。我國の社債で十年以上の長期のものは大體外國で募集される。所謂外社債に多い。だが近頃は內社債でも償還期間が伸長されて十年以上に及ぶものが漸次增して來た。

（ニ）內社債と外社債

內社債といふのは內地で募集發行せられる社債で、この社債の特色は邦貨で示されることである。これに對し外社債は外國で募集される社債で外國貨幣で表はされる。若し英貨で示されれば英貨社債、米貨で示されれば米貨社債と呼ばれる。この外社債は必ず擔保附で發行されるが我國で外社債の發行が許されたのは外貨誘致のため、明治三十八年の擔保附社債信託法が實施されてからであり、その最初のものは翌三十九年に北海道炭礦鐵道と關西鐵道とが英國に於て發行した各々百磅の社債だ相である。だが今から十數年前から電力方面の會社に於ける外社債の發行が旺盛であつたが、近來は爲替相場の激變から、また爲替管理の關係から殆んど外社債は發行されなくなつた。

（ホ）定時償還社債と隨時償還社債

定時償還社債は必ず償還期限に支拂をせねばならぬものである。それ故會社が、その財政の都合上、また金利が低下したからといふて途中で繰上償還をなすことを許さないものである。こういふやうに特定の償還期日にしか償還出來ないものであるから、定時償還社債は實際に餘り發行されない。これに反し隨時償還社債は償還期限は特定されて居つても、その期限內は何時でも會社が自由に一部なり全部なりの繰上償還が出來るし、また借換も出來るのである。それ故起債會社には非常に便宜な社

債であるから、この隨時償還社債が全盛だ。

（ヘ）積極社債と消極社債

積極社債といふのは積極的に營利資金として働く資金を調達するための社債が、これである。例へば事業擴張とか設備改良改善のための資金を調達する場合の社債がこれである。これに對して消極社債といふのは一時的借入金の肩代りのための社債化であるとか、または舊社債の借換のための社債を指すのである。

第六節　社債募集の諸條件

社債の募集條件に就て幾分說明して置く必要がある。

（イ）社債發行價格

社債には額面があるが、社債はこの額面で必ずしも發行されるものでない。若し社債が額面以下で發行された場合は、これを割引發行といふのである。例へば額面百圓の社債を九十八圓五十錢で發行すれば發行價格と額面との差壹圓五十錢が割引かれたのである。これに對して額面と發行價格が一致したならば卽ち額面百圓のものが百圓で發行されたならば、これを平價發行とか額面發行とかいふのである。俗にパーと呼ぶのが、これだ。例へば、あの社債は四分五厘で發行價格が百圓に就き百圓だといふのである。また社債は四分五厘パーだと云へば利率が年四分五厘で發行された社債は額面以上で發行されることもあり得る筈である。これをプレミアム發行といふのであるが實際には、社債のプレミアム發行は殆んど、その例がない。若し社債に就てプレミアムが附いたと云へば、それは賣出でもした場合に、その社債の評判がよいために額面以上の値段で賣れたことであつて發行價格が額面を超へるのではない。それ故社債の發行價格はパーか、または割引かである。それならば何故に社債の發行價格が異つて來るかと云へば、その原因は

(1) 提供する利率の如何
(2) 起債會社の社會的信用
(3) 社債發行當時の金融狀態
(4) 社債償還期限と償還方法
(5) 社債に對する擔保の有無、その種類、抵當權の順位
(6) 元利支拂に對する保證の有無
(7) 其他特約條項の如何

である。十數年以前金利の高かつた時代は割引發行が普通だつたが漸次低金利時代になつてからパーが普通となり現在では社債は大抵パーで發行されて居る。若し割引發行でも、その額面との差は幅が少ない。數年前卽ち昭和五年に於て某土地埋立會社の社債が六分利附を七十圓で發行し、その割引度合が三十圓に達したことがあるが、こんなのは我社債史上珍らしいことである。

（ロ）社債利子と利拂の方法

社債には利子が提供される。これは資金を利用する以上、利息を拂ふのは當然だ。これは五分とか四分五厘とか一年何分といふやうに定まつた率を契約する。この利率は、その時代の金融狀態、金利の關係、その會社の信用狀態、會社の性質等々によつて非常に異るものである。大正十二三年頃には相當利率も高く、また高い利率でなければ社債の募集は困難であつたが、最近の低金利時代では一流社債ならば四分二三厘パーの程度で發行が出來るやうになり、二三流の社債でも、四分五厘パーで發行が出來るやうになつた。極く最近では愈々低金利も徹底化して二三流社債まで四分一厘のパー時代が來た。

この社債利子は發行日の翌日から償還日まで附せられるものである。そして無記名社債ならば利札と引換に支拂ふが、この利札は簡單な利息受領券で社債に、その償還期限分だけ附屬して居るものであり、社債利拂期が來ると、その分だけを切取つて、それを引換に利息を受取ることが出來るのである。この利札は切取つて自由に讓渡すことが出來るものである。こういふやうに利拂は年二回が普通であるが、會社によつては年一回とするものがある。然しそれは稀だ。

（ハ）元利金支拂場所

元利金支拂の場所は大抵引受銀行または信託會社とするやうである。これは元利金支拂に就て會社と社債權者との便宜のために起債會社の本社、支店または出張所としないで支拂場所を前記のやうな銀行、または信託會社に指定する。然し社債を直接發行するやうな場合は會社の營業所を支拂場所とすることがある。嘗て大正十三年に發行した葛原冷藏社債に於ては支拂場所を本支店及出張所とし、その他の取扱銀行は其の時期に於て一々官報並に新聞紙に公告すとしたが、これは其の例である。

（ニ）社債の償還期限

社債には償還期限がある。我國では、この償還期限が不確定な永遠社債などといふものはない。必ず五年とか七年とかいふやうに有限の償還期限がある。この償還期限が五ケ年以內のものが短期社債で五ケ年以上のものが長期社債だといふことは既に述べた。この償還期限に關聯して据置期限といふのがある。これは社債の元金を償還することを許さない期限である。これを設ける譯は社債權者にしてみれば折角社債に投資したのに直ぐに償還されたのでは、また別に投資すべき社債なり其他の投資物を探さねばならぬからである。この据置期限は短かくも一ケ年あり普通は二ケ年乃至三ケ年あるが、この期限は償還期限と正比例する傾向がある。即ち償還期限が長ければ据置期限も長く償還期限の短いものは据置期限も短くなるといふ傾向があるやうだ。この据置期限はあつても買入銷却の場合は、これに無關係に銷却が出來るものである。

次に償還期限に就て注意することは、その當時の金利關係其他によつて社債の利廻が大きい時は償還期限は短縮され、これに反し利廻の低い時は償還期限が延長される傾向があることである。これは利廻の大きい時に長期社債を發行する時は不利であるから自然的に借換時期が早く來ることを望むからである。

（ホ）償還の方法

定時償還ならば、その特定の時に於て現金、または借換によつて償還されるが、隨時償還の場合は据置期限さへ經過すれば何時でも償還が出來る。それは借換によつて全部を繰上償還しやうとも、また一部を現金で償還しやうとも差支へない。この隨時償還に於て一部償還をする場合は

1、抽籤償還
2、番號順償還
3、買入銷却

または前記諸方法を併用する。會社によつては特に一部償還は必ず抽籤の方法によると定めるやうだ。この抽籤償還の際は一定の場所で社債引受者が立會の上で抽籤するのが普通である。この抽籤償還の際は、的籤者番號を官報とか新聞紙とかに公告する。

次に番號順償還は、これは社債の番號を追ふて、その番號に當る社債權者に償還してゆく方法であり最後の買入銷却は市場から社債を買上げるのであり、從つてそれだけ償還すると同じ結果になるのである。

（ヘ）償還金額

償還金額は何等特約がなければ額面である。だが額面を超へて社債を償還することを約してもよいが、その場合は射倖心を唆るやうに社債の償還金額に差別を附け割增附などとしてはならない。必ず各社債に就て償還金額は同一であることが必要だ。稀ではあるが社債の償還金額を額面以上とする條件を提供することがある。珍らしい例として既に述べたやうに、大正十四年に東京運河會社の發行した社債が卽ち、それだ。

（ト）減債基金

社債には減債基金條項を附するものが非常に多い。特に最近の社債淨化運動以來、社債には減債基金附制を以て原則とするといふことになつてから、これが非常に多くなつた。この減債基金制のある社債を特に減債基金附社債といふのである。この減債基金といふのは社債償還のため利益から一定の基金を設けて置くのである。我國では減債基金制と云へば毎年一定額または一定額以上を償還するといふやうなのが定額償還制である。この減債基金は最近では滿鐵社債のやうな特殊社債にまで條件附られて居る。この減債基金は强制的であるから若し契約通りの定額または、それ以上の償還をしないと期限の利益を失ふものである。我國では、この定額または定額以上の償還制は實質的には減債基金附であるが別に減債基金附と銘打たない。處が特に減債基金附であるといふて、それを社債發行上の眼新しい條件として提供した社債があつた。その一二の例を擧げてみやう。

1、葛原冷藏が大正十三年に發行せる社債（直接發行）では特に減債基金附と銘打ち、毎期利益の內より積立つといふことを條件とした。

2、箱根土地が大正十四年、これまた減債基金附社債と稱して擔保附社債を發行し（直接發行）擔保として提供した澁谷百軒店の賣却代金を全部別途會計として安田銀行に積立てることを約した。

この中、箱根土地の擔保附社債と東京灣埋立會社が昭和二年に發行した擔保附社債（受託會社を第一銀行とし第一、安田兩銀行を引受會社）は賣上高の全部または一部を減債基金として積立つことを特約した特殊のものである。この東京灣埋立土地社債は擔保物となつた埋立地の全部または一部が賣却された時は坪二十五圓の割で、それに相當する社債を償還するといふのである。

（チ）擔　保　物

社債償還の確保のため擔保物件を提供した時、これを擔保附社債といふことは既に說明濟みである。社債に擔保物を附した際は、このことに就き擔保物は何か、抵當權の順位は何番かを示し、また擔保の價格はどうかといふことに就ては受託會社の價格査定に關する調査報告を掲載する。例へば社債募集公告をみると、擔保物に就き次のやうなことが記載されて居るのを見掛ける。

擔保ノ價格ニ關スル調査報告

擔保　委託會社所有秩父區裁判所登記第六號工場財團ニ第一番ノ抵當權ヲ設定ス委託會社ハ信託證書ニ基キ目下建設中ニ係ル工場及朝鮮石原鑛山其他ヲ本社債ノ擔保ニ追加スルモノトス

委託會社ノ査定ニ依レバ前記工場財團ハ本社債ノ元利金ヲ擔保スルニ足ル價格ヲ有スルモノトス

この中擔保の價格に關する受託會社の調査報告に就ては擔保附社債信託法が昭和八年に改正される以前は、その規定が無かつたが今度改正によつて新に附加せられたものであり、その最初の適用を受けた社債は出雲製織社債である。勿論この受託會社の擔保價格に關する調査報告があるからといふて受託會社は社債の元利支拂の保證をなすものではないが、社債權者に對して道義的責任が加重されたことは事實である。

（リ）元利支拂保證

社債の元利支拂に就ては保證が與へられることがある。これを保證社債といふが、これは廣い意味の擔保附社債である。大體普通擔保附社債と云へば擔保物の提供されたものだけを指すのであるが、この元利支拂の保證は物的擔保ではないが人的擔保である。〃　卽ち起債會社以外の第三者が、その支拂に就て保證してくれるので、その支拂が確保されるのである。

この支拂保證の場合は、この保證條件を社債申込證に記載したり、また募集公告にも明示する。これに就ては、また改めて說明する。

（ヌ）特　　約

この條件は最近に於て、新しくみられるものであり、それは大正十五年以來のことである。この特約は無擔保社債だけにみられるのであり、それは社債發行に當つて

「本社債ハ全額ヲ償還スルニアラサレバ其所有財產ヲ擔保トシテ社債ヲ發行シ又ハ借入金ヲナサザルコトヲ特約ス」

といふのである。これを特約附社債といふのであるが、この特約は要するに社債償還の確保のための條項であり投資家の應募慾を唆るためである。これは一つの紳士協約であつて起債會社は、この特約上の責任を嚴守することが必要である。この特約條項は無擔保社債から擔保附社債へと移り代る過渡時代の產物であり、そのため擔保附社債信託法の改正によつて擔保附社債全盛時代となるに從つて一時その跡を絕つたやうに思はれたが、また頗る最近復活して來たやうである。

この特約は前記のやうに將來に於て所有財產を擔保として社債または借入金をしないといふ契約であるが、時にこの契約の他に「本社債元利金支拂ヲ危クスルガ如キ一切ノ處分行爲ヲ爲サズ」（日出紡績社債の如き）とか、「必要已ムヲ得ザル場合ニ限リ引受銀行ノ承諾ヲ要ス」（日本窒素社債の如き）とかを附け加へるものもある。この特約をなす時は社債券面に、その特約を明記することが普通のやうだ。この特約社債の例は大正十五年に九州鐵道が、この特約を與へて以來、白山電力、國際通運、日出紡績、日本窒素、近くは昭和九年及十年に入つて東武鐵道、東信電氣、日本石油、大阪電氣軌道、名岐鐵道、中國合同電氣、京成電氣、東橫電鐵、福島人絹、廣島電氣、參宮急行電鐵、王子製紙等の社債にみられた。尙最近の特約には將來財產を擔保として社債または借入金を爲さぬ特約の他に、若し將來擔保附社債を發行する際は現在の條件その儘で、これと引換へする特約を附するものが出て來た。廣島電氣、臺灣電力、名岐鐵道、大阪電氣軌道等の社債が卽ちそれであり、その文言は大體次のやうである。

「將來當會社ガ其財產ヲ以テ工場財團ヲ組成シ之ヲ第壹順位ノ抵當トシテ社債ヲ發行スル場合ニハ本社債ヲモ右第壹順位ノ擔保附社債ニ借換ヘ其擔保附社債ノ條件ハ本社債ノ條件ヲ其儘承繼スルモノトシ其發行日ニ於テ本社債券ヲ同額面ノ借換擔保附社債券ト交換シ以テ本社債權者ヲシテ右第壹順位抵當權ノ利益ニ均霑スルヲ得セシムルコトヲ特約ス」

（ル）其　　他

前記の他に社債條件には次のやうなものがある。

(1)　景物を提供する。

(2)　或種の特權を與へる。

社債條件として景物を添へる例は寡いが曾て大正十三年に箱根土地經營の新宿園のベビー社債に於ては六分の利札の他に、この利札の裏面に入園券が印刷してあり、これを一年一枚切りとつて使用することが出來ることにした。その當時娛樂と利殖を兼ねた珍らしい家庭的債券、愛兒債券の試みとして大喧傳せられたものである。其の後こういつた例は殆んど聞かない。

次に或る種の特權とは例へば社債權者に新株引受權を與へるといふやうな特權を附與することである。この條件も大正十二年の森永製菓會社の社債にみられたが同社では社債募集に當つて社債額面五十圓に就き將來增資する際は新一株だけを先づ誰れよりも優先して募入するといふ特權を與へた。この新株引受權も、その會社の營業成績がよく株價でも高い時や好景氣の時代であれば投資に對し可成よい刺戟を與へることとならう。これを要するに社債の諸條件は投資家が何を置いても、これ

に應募しやうと仕向けさせるにある。

第七節　社債の募集

(イ) 募集公告

社債の募集をなすには募集公告を有名な大新聞になして先づ投資家の眼に觸れさせることが必要だ。これと同時に投資家に社債募集に關するパンフレットなり、リーフレットなりを送つて直接勸誘することも見逃し得ない。この募集公告の技術は仲々難かしいものであるが、それは元引受乃至は下引受の諸機關が會社に代つてなすものである。

先づ都下大新聞に掲載された社債募集の公告を御目に掛ければ次頁のやうだ。

前記の募集公告の內容に就ては何も說明を要しないが、この公告に關して幾分補足して置かねばならぬことがある。

大體無擔保社債の募集に就ては法規上公告する必要はない。それは、ただ社債申込證を作成して應募者に申込ませるだけでよい。それ故無擔保社債で公告するのは廣く應募者を求めたいからであり法規の要求によつてするのではない。從つて公告の內容は社債申込證や、また擔保附社債の公告に比して簡單である。“處が擔保附社債では必ず募集公告を受託會社の承諾を經て委託會社(起債會社)でなすことが必要である(擔保附社債信託法第二十二條第一項及第二項)。また委託募集であるならば受託會社で募集公告せねば

株式會社昭和製鋼所社債募集

今回株式會社昭和製鋼所第壹回社債請負募集致候間左記御承知ノ上御申込被下度候

一　募集總額　壹千萬圓
一　各社債ノ金額　壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、壹萬圓
一　利率　年四分參厘
一　發行價額　額面壹百圓ニ付金壹百圓
一　償還ノ方法及期限　昭和拾年拾壹月五日ヨリ昭和拾參年拾壹月五日迄据置其後每半年各利拂期日ニ各金參拾萬圓以上ヲ償還又ハ買入銷却シ昭和貳拾年拾壹月五日迄ニ殘額全部ヲ償還又ハ買入銷却スルモノトス昭和拾參年拾壹月六日以降何時ニテモ全部又ハ一部ヲ繰上償還スルコトヲ得
一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル
買入銷却ハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得
一　元利金支拂保證　南滿洲鐵道株式會社ハ本社債總額壹千萬圓ノ元金及利息ニ對シ其支拂ヲ保證ス
一　利息支拂期　五月五日、拾壹月五日
一　元利金支拂場所　日本興業銀行本店及各支店
一　申込期間　貳拾壹日ヨリ貳拾參日マデ
但期間中ニテモ締切ルコトアルヘシ
一　申込證據金　額面壹百圓ニ付參圓（募入ノ上ハ拂込金ニ振替フ）
一　募入方法　應募超過ノ場合ハ適宜募入額ヲ定ム
一　拂込期限　昭和拾年拾壹月五日

昭和拾年拾月

請負募集銀行本支店

株式會社　日本興業銀行
株式會社　橫濱正金銀行
朝鮮銀行
株式會社　第一銀行
株式會社　三井銀行
株式會社　三菱銀行
株式會社　安田銀行
株式會社　川崎第百銀行
株式會社　住友銀行
株式會社　三和銀行

取扱場所

日興證券株式會社本支店
小池證券株式會社本支店
山一證券株式會社本支店
共同證券株式會社
野村證券株式會社本支店
藤本ビルブローカー證券株式會社本支店

ならない。こういふやうに擔保附と無擔保では原則が違つて居る。

この擔保附社債に於て募集公告をなすには社債申込證と同一のものを示すのであるが次のやうな事項は、これを記載しなければならない。

1、委託會社及受託會社の商號
2、社債の總額
3、各社債の金額
4、社債發行の價額または其最低價額
5、社債の利率
6、社債償還の方法及期限
7、利息支拂の方法及期限
8、物上擔保附社債なること
9、信託證書の表示
10、擔保の價格を知らしむるに必要なる程度に於て擔保の種類目的物順位、先順位の擔保を附したる債權の金額其他目的物に關し擔保權者に對抗することを得べき權利の表示
11、受託會社が擔保の價格に付調査したる結果の表示
12、前に社債を募集したる時は其償還を了へざる金額
13、會社の資本及拂込みたる株金の總額
14、最終の貸借對照表により會社に現存する財產の額
15、信託證書若くは其謄本を應募者の閲覽に供すべき時及場所

日本電氣工業株式會社物上擔保附第壹回社債（い號）募集

今回當會社ハ物上擔保附社債總額壹千五百萬圓ノ内い號社債左記要項ニ依リ募集致候間此段公告候也

昭和十年六月

東京市京橋區寶町壹丁目七番地　日本電氣工業株式會社

委託會社　日本電氣工業株式會社
受託會社　安田信託株式會社
社債總額　金壹千五百萬圓
今回發行社債ノ總額　[illegible]
各社債ノ金額　壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓及壹萬圓ノ五種、無記名
發行價格　[illegible]
社債ノ利率　[illegible]
償還ノ方法及期限　[illegible]
利息支拂ノ方法及期限　[illegible]
擔保　[illegible]
信託證書　[illegible]
[illegible]

右募集ノ上御申込被下度候

昭和拾年六月

申込證據金　[illegible]
拂込期日　[illegible]
申込期間　[illegible]
申込取扱場所　安田銀行、安田信託株式會社、[illegible]
募集取扱所　[illegible]　小池證券株式會社本支店　山一證券株式會社本支店　日興證券株式會社本支店　藤本ビルブローカー證券株式會社本支店　野村證券株式會社本支店